

# **学校の第三者評価の評価手法等に関する調査研究**

H. 高等学校・特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の推進に係る

調査研究

**報告書**

平成 22 年 3 月

株式会社三菱総合研究所



# 目次

1.	調査研究の実施概要	1
1.1	背景・目的	1
1.2	調査研究の方法	2
1.2.1	既存の取組整理	2
1.2.2	仮説の構築	2
1.2.3	実態調査(実践校・教育委員会ヒアリング調査)	3
1.2.4	高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理	3
1.3	調査研究の手順と体制	4
1.3.1	実施手順	4
1.3.2	スケジュール	4
	高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理	4
2.	既存の取組整理	5
2.1	調査対象	5
2.1.1	調査の対象・方法	5
2.2	調査結果	6
2.2.1	各都道府県・指定都市が発行するガイドライン等の調査結果	6
2.2.2	文献調査結果	8
2.3	得られた知見	12
2.3.1	高等学校	12
2.3.2	特別支援学校	13
3.	仮説の構築	15
3.1	目的	15
3.2	高等学校における学校評価実施上の課題に関する仮説	15
3.2.1	自己評価の実施にあたっての課題の仮説	15
3.2.2	学校関係者評価の実施にあたっての仮説	16
3.3	特別支援学校における学校評価実施上の課題等に関する仮説	17
3.3.1	自己評価の実施にあたっての仮説	17
3.3.2	学校関係者評価の実施にあたっての仮説	17
4.	実態調査(実践校・教育委員会ヒアリング調査)及び仮説の検証・補強	19
4.1	実施概要	19
4.2	調査結果(高等学校)	21
4.2.1	秋田県	21
4.2.2	東京都	26
4.2.3	芝浦工業大学中学高等学校	31

4.2.4	神奈川県	34
4.2.5	石川県	42
4.2.6	福井県	46
4.2.7	福井県私立中学高等学校協会	50
4.2.8	神戸市	54
4.2.9	大阪府	59
4.2.10	鳥取県	68
4.2.11	愛媛県	74
4.2.12	愛媛県	79
4.3	調査結果(特別支援学校)	81
4.3.1	秋田県	81
4.3.2	福島県	89
4.3.3	東京都	93
4.3.4	石川県	99
4.3.5	三重県	103
4.3.6	神戸市	107
4.3.7	広島県	111
4.3.8	愛媛県	115
4.3.9	北九州市	119
4.3.10	国立学校	123
4.3.11	私立学校	127
5.	高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理	129
5.1	目的	129
5.2	高等学校の特性を踏まえた学校評価	130
5.2.1	協力機関	130
5.2.2	学校評価の実践による効果	130
5.2.3	高等学校の特性	130
5.2.4	学校評価の活用の視点	132
5.2.5	学校評価実践にあたっての課題とポイント	133
5.2.6	教育委員会による支援の方向性	141
5.3	特別支援学校の特性を踏まえた学校評価	142
5.3.1	協力機関	142
5.3.2	学校評価の実践による効果	142
5.3.3	特別支援学校の特性	143
5.3.4	特性を生かす学校評価の視点	144
5.3.5	学校評価実践にあたっての課題とポイント	145
5.3.6	教育委員会による支援の方向性	151

# 1. 調査研究の実施概要

---

## 1.1 背景・目的

平成 19 年 6 月の学校教育法一部改正により、学校評価が学校教育法に明確に位置づけられ、各学校は、自己評価及び学校関係者評価の実施と、その結果の公表及び設置者への報告に取り組むこととされている。また、平成 20 年 1 月には、この法令改正を踏まえ、高等学校及び特別支援学校も新たに対象に加える形で「学校評価ガイドライン」が改訂され、学校評価の様々な手法等の実施に際し、その目安となる事項も示されたところである。

これらの状況を踏まえ、高等学校及び特別支援学校における学校評価への取組も総じて推進されつつある。しかしながら、高等学校については、例えば全日制・定時制、また普通科・専門学科・総合学科など、様々な課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営の在り方などの特性が存在する。また、公立の義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、生徒の募集・選抜や広報活動等も重要な事務となっていることや、定時制・通信制課程については、様々な生徒を対象に多様な履修形態による教育機会を提供していることなどから、学校評価を行うに際しては、その特性を踏まえて実施する必要がある。

また、特別支援学校については、児童生徒の障害に応じた専門的な教育を行うことから、教育課程の編成、教材・教具、施設・設備、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと（センター的機能）も期待されるなどの特性が存在する。

このように、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定については、各学校種の特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要であることから、本調査研究においては、高等学校及び特別支援学校における学校評価の取組に着目し、当該学校種の特性や、学校評価を実践するにあたっての主な課題や実践上のポイント等について、学校現場の意見や取組事例等を踏まえつつ再検討し取りまとめた。

## 1.2 調査研究の方法

まず、ウェブ・文献調査により、高等学校及び特別支援学校の特性や学校評価の取組状況及び実施上の課題・留意点等を整理した。

次に、この成果と有識者ヒアリングを踏まえ、高等学校及び特別支援学校の特性や学校評価実施上の課題に関する仮説を構築した。

その上で、ここで構築した仮説をもとに、実態調査（実践校・教育委員会ヒアリング調査）を実施した。

さらに、前段の成果と有識者ヒアリングを踏まえ、高等学校及び特別支援学校の特性や、これら学校種において学校評価を実践するにあたっての課題や実践上のポイント等についてとりまとめた。

最後に、これらを整理した報告書を作成した。

### 1.2.1 既存の取組整理

高等学校、特別支援学校においては、既に学校評価に関する取組みが進められており、その成果の一部は都道府県のガイドライン等に反映されていると考えられる。また、高等学校、特別支援学校の特性に関しても、既に報告がなされている。そこで、既存の知見を収集するため、まず、各都道府県・指定都市が発行するガイドライン等の調査、既存文献の調査及び有識者ヒアリング調査を行った。それらにより、高等学校、特別支援学校の特性及び既存の学校評価の事例整理を行い、現場の実態に即した学校評価のあり方の検討の一助とした。

図表 1-1 調査対象文献一覧

分類	調査対象文献
共通	学校評価の実施状況に関する調査研究(兵庫教育大学 笠沙、平成 21 年)
高等学校	私立高校における学校評価の実態と改善のための政策検討(同志社大学大学院 岩崎、平成 20 年)
	学科などの特性に応じた学校評価手法の開発(香川県立坂出工業高等学校、平成 21 年)
特別支援学校	特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究(国立特別支援教育総合研究所、平成 21 年)

図表 1-2 有識者ヒアリング対象

所属・氏名
名城大学大学院教授 木岡一明氏
玉川大学大学院教授 小松郁夫氏
国立特別支援教育総合研究所 上席総括研究員 大内進氏

### 1.2.2 仮説の構築

小中学校と比較すると、高等学校や特別支援学校における学校評価の取組事例や実施上の課題などは、十分に把握・共有されていないと考えられる。ここでは、これらの学校種における学校

評価の実態や課題を効果的に把握するために、高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた上で、既存の取組整理を踏まえ、学校評価実施上の課題に関する仮説を構築した。

### 1.2.3 実態調査（実践校・教育委員会ヒアリング調査）

高等学校及び特別支援学校において学校評価を実施する上での特性や課題を明らかにするため、それぞれの学校に対して各 15 校程度及び教育委員会に対しヒアリング調査を実施し、学校評価に関する学校現場の取組実態・ノウハウやニーズ等の知見を収集した。

ヒアリング調査にあたっては、高等学校、特別支援学校それぞれの特性があることを勘案した。高等学校の特性の視点としては、課程や学科の多様性・選抜性など、特別支援学校の特性の視点としては、学校種別や対象障害の多様性・センター機能等への対応などが考えられる。そのため、ここではこれらに応じた実態を浮き彫りにできるように対象や内容を設定した。

図表 1-3 調査項目

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校の教育目標、重点課題</li><li>・ 学校評価実施状況、学校評価システム</li><li>・ 学校評価実施にあたっての課題（とりわけ当該校の特性ならではの困難性）</li><li>・ 学校評価実施にあたっての工夫、成果、今後の課題</li><li>・ 学校評価に関する今後の展望 等</li></ul> |
|---|

### 1.2.4 高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理

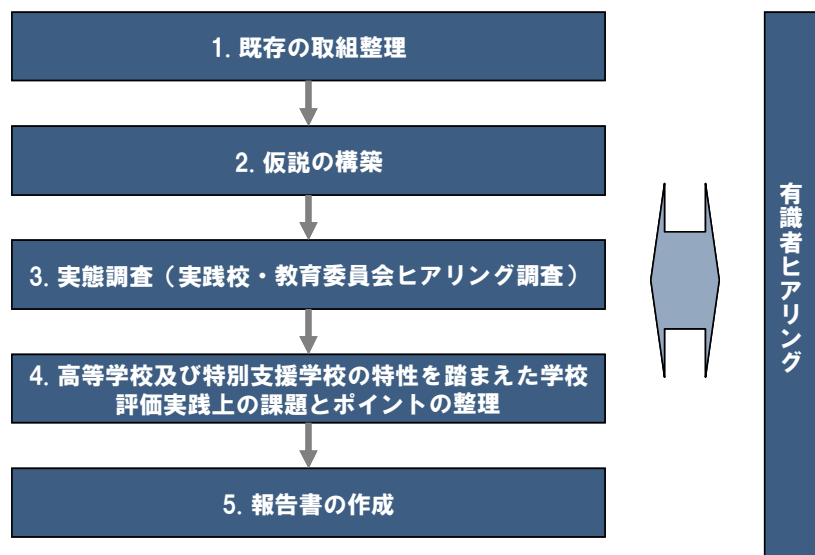
実態調査及び有識者ヒアリング等を踏まえ、高等学校及び特別支援学校の特性や、これら学校種において学校評価を実践するにあたっての課題や実践上のポイント等について、前段で構築した仮説への対応を意識しつつとりまとめた。

## 1.3 調査研究の手順と体制

### 1.3.1 実施手順

本調査研究は、以下の手順で実施した。

図表 1-4 実施手順



### 1.3.2 スケジュール

本調査研究は、以下のスケジュールで実施した。

図表 1-5 実施スケジュール

実施時期	実施事項
11月～	既存の取組整理、仮説の構築
11月下旬～	実態調査（実践校・教育委員会ヒアリング調査）
12月中旬～	高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理
2月～	報告書の作成



## 2. 既存の取組整理

### 2.1 調査対象

#### 2.1.1 調査の対象・方法

高等学校、特別支援学校においては、既に学校評価に関する取組みが進められており、その成果の一部は各都道府県が発行する学校評価に関するガイドライン、マニュアル等に反映されている。また、高等学校、特別支援学校の学校評価における特性に関しても、既に以下に示すような文献で報告がなされている。そこで、既存の知見を収集するため、まず、ウェブサイトで公開されている各都道府県・指定都市が発行するガイドライン等及び既存文献の調査を行った。なお、文献調査の調査対象は以下のとおりである。

図表 2-1 調査対象文献一覧

分類	調査対象文献
共通	学校評価の実施状況に関する調査研究(兵庫教育大学 笠沙、平成 21 年)
高等学校	私立高校における学校評価の実態と改善のための政策検討(同志社大学大学院 岩崎、平成 20 年)
	学科などの特性に応じた学校評価手法の開発(香川県立坂出工業高等学校、平成 21 年)
特別支援学校	特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究(国立特別支援教育総合研究所、平成 21 年)

また、有識者ヒアリングもあわせて実施し、高等学校、特別支援学校の学校評価における特性や特性を踏まえた学校評価等について得られた知見をとりまとめた。

## 2.2 調査結果

### 2.2.1 各都道府県・指定都市が発行するガイドライン等の調査結果

ウェブサイトで公開されている各都道府県・指定都市が発行する学校評価に関するガイドライン、マニュアル等を調査した結果、高等学校、特別支援学校の学校評価に関する特徴として以下の傾向があった。

- ・ 各都道府県・指定都市の資料では、高等学校、特別支援学校における学校評価に特化した記述は少ないことが多い。
- ・ 各都道府県・指定都市の資料では、高等学校、特別支援学校の専門性や特性を考慮した、評価方法、評価項目、学校関係者評価委員の人选等の例示はほとんど見られない。
- ・ 取組開始時期、学校評価に関する情報提供の状況、学校評価の充実状況について、小・中学校と比べると、高等学校、特別支援学校は同地域内でも取組が遅れている傾向がある。また、内容の充実に関しては地域差が大きい。
- ・ 高等学校、特別支援学校における学校評価は小・中学校と同様の枠組みで実施していることもある。

高等学校、特別支援学校における自己評価、学校関係者評価は多くの学校で実施されている。しかし、上記のように、全体的には高等学校、特別支援学校における情報提供の状況、取組の状況は小・中学校と比較して充実しているとはいえない。また、高校、特別支援学校の特性に応じた評価方法、評価項目があると考えられるが、その点に言及している資料は多いとはいえなかった。

なお、それぞれの都道府県・指定都市では高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた取組を実施している例も見られる。そこで、高等学校あるいは特別支援学校において、特徴的と考えられる内容を取りまとめた。なお、以下に示す取組は各都道府県・指定都市の資料から抜粋したものである。

#### (1) 高等学校

##### ○実施方法

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「学校評価事例集」において、「学校経営目標の作成、学校評価の実施に際し、自己評価委員会が効果的に機能している事例」として、毎年、全教職員でSWOT分析を活用してビジョン検証をしている例を紹介している。(岡山県)</li></ul> |
|---|

## ○評価項目

- ・ 自己評価項目として、①特色ある教育課程の編成②外部講師の活用③高大連携④総合制高校の学科間連携⑤インターンシップ及び職業体験等の独自の評価項目の作成を推奨している。(兵庫県)
- ・ 専門高校の特性を活かした評価項目の例が挙げられている。(島根県)
  - ① 実験・実習に関わる施設・設備・備品の安全と衛生に配慮した適正な管理・点検と効果的な活用。
  - ② 実習を通して得られた食品等の成果物の適正な取扱い及びそれらの安全・衛生面についての管理体制の整備。
  - ③ 実験・実習に関わる動植物の飼育、栽培等の適正な管理。
  - ④ 薬品、飼料等の適正な管理と使用。
  - ⑤ 実験・実習にかかわる教職員の体制整備の状況。
  - ⑥ 企業内実習、現場実習における実習施設等との協力体制の整備及び安全確保。

## ○アンケート項目

- ・ アンケート項目に就労・就学支援（進路相談、インターンの実施状況など）の項目が含まれている。(茨城県)

## ○学校関係者評価委員の人選

- ・ 通学区にこだわらず、生徒の進路先の関係者、特別非常勤講師として授業を受け持っていた方など各高等学校の特色を活かした人選が必要である。(兵庫県)

## ○第三者評価

- ・ 「学校自己評価システム」の取組状況について、外部の有識者による調査・評価（第三者評価）を行うことにより、学校の自律的な改善を進め、学校の教育力を高めることを目的として、外部有識者による県立学校評価委員会を設置し、第三者の視点で調査を実施している。(埼玉県)
- ・ 平成 21 年度に 3 校を対象として、「第三者評価を活用した学校評価」を実施した。手法としては、学校から提出された自己評価書や評価結果のまとめなどの書類調査、学校を訪問し、朝の登校風景から夕方の部活終了時まで、授業参観や管理職からのヒアリング、生徒インタビュー等の調査を実施している。(横浜市)

## (2) 特別支援学校

### ○自己評価項目

- ・ 就労支援（進路相談、インターンの実施状況など）の項目が含まれている。(茨城県)
- ・ 障害の多様化に対応するため指導体制充実事業の項目として、①多様化推進委員会の開催②高い専門性を持った非常勤講師の活用③講師と職員との情報の共有④教職員の資質向上への反映等の独自の評価項目の作成を推奨している。(兵庫県)
- ・ 自己評価の項目に、特別支援教育相談の推進項目がある。(長野県)
- ・ 地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすため、保育所や幼稚園、小・中・高等学校からの要請に応じた助言、援助の実施状況を評価項目に取り入れる。(島根県)

## ○アンケート項目

以下のようなアンケート項目例をあげている。

### <保護者用>

- ・教室や廊下など校内すべてにおいて安全面や衛生面に配慮されていると思いますか。
- ・一人一人について課題や評価を明確にした計画的な指導が行われ、内容について保護者と話し合いができていますか。
- ・先生方は、日常生活に必要な装具等についてよく理解し、適切・安全に使用していると思いますか。
- ・医療ケアは安全・安心に行われていると思いますか。
- ・給食は子どもたちの食形態や味など、良く工夫されていると思いますか。
- ・緊急時の処置や対応は、適切にされていると思いますか。

### <教員用>

#### ▼個別の指導計画の充実

- ・幼児児童生徒の実態把握に努め、障害の状況や個のニーズに配慮して個別の指導計画を作成している。

#### ▼学習指導の充実

- ・障害の重度重複化・多様化に対応した学習指導の工夫・指導方法の改善に努めている。

#### ▼特別支援教育のセンター校として、地域の学校に対する支援の充実

- ・これまでに「肢体不自由養護学校」として蓄積してきた専門性やノウハウを生かし、地域の学校等の支援に努めている。
- ・幼児児童生徒に対する行動・学習支援等のための校内研修が行われ、地域支援にも生かせるよう専門性の向上にも努めている。（神戸市）

## ○学校関係者評価委員の人選

- ・生徒の進路先の関係者に加え、医療、福祉等の関係機関の方など、学校の環境や児童生徒の状況を踏まえた人選が必要である。（兵庫県）

## 2.2.2 文献調査結果

文献調査の結果概要は以下のとおりである。

### (1) 学校評価の実施状況に関する調査研究（兵庫教育大学 竺沙、平成 21 年）

本文献では、高校や特別支援学校を含むいくつかの学校の事例研究により、学校が学校評価をどのように受け止め、実施しているかを明らかにしている。研究の成果として、以下が指摘されている。

- ・ 積極的なところと消極的なところに分かれている。
- ・ 積極的な場合も、学校改善につながっているかを疑問視しているところもある。
- ・ 特別支援学校では、そもそもモデルとされる学校評価が実態に合わないところもあるようである。形式的に実施し、学校経営、学校づくりにつながっていない実態もうかがえる。
- ・ 国や都道府県、市町村のガイドライン、マニュアル等は、丁寧に、具体的にその手順等を示している。しかし、そのことが、本来目指すべき学校改善、学校の組織開発を阻んでいる可能性もある。改善していくためには、
  - ① 学校が自主的に取り組めるように、必要な支援を行うこと、あるいは学校の裁量に委ねるようにすること、
  - ② 学校の実態に即して、ある程度自由に評価項目を設定し、意味のある評価活動ができるように配慮すること、
  - ③ 学校評価に取り組むことができるような時間的ゆとりを生み出すこと、
  - ④ すぐには成果、結果を求めないこと、などが必要ではないか。

(学校評価の実施状況に関する調査研究(兵庫教育大学 笠沙、平成 21 年)より抜粋)

## (2) 私立高校における学校評価の実態と改善のための政策検討 (同志社大学大学院 岩崎、平成 20 年)

本文献は、私立高校と自治体を対象としたアンケート調査の結果に基づき、学校評価の実態や課題点を明らかにするとともに、評価システムの構築に向けた方向性を示めたものである。アンケートの回答者は私立高等学校 109 校、都道府県の私学担当課 27 団体である。評価システムの方向性として、以下が指摘されている。

- ・ 外部評価の実施校では、評価者の意見や評価が取り入れにくい項目があるようにも考えられる。
- ・ 私立高校の学校評価は、私立高校、自治体における学校評価のシステム構築が必要である。
- ・ 各学校に、学校評価組織を設け、調査分析や取りまとめなどの実務的な作業を行うようにする。その過程では、学校は、生徒、保護者や地域住民と連絡を密にする。
- ・ 私学団体を中心となり、私立高校が連携して学校評価に取り組む(平成 19 年、福井県私立中学高等学校協会)事例がある。
- ・ 私立高校の評価マニュアルや基準など、具体的なガイドラインを早急に策定する。
- ・ 私立高校における学校評価には、学校法人の運営方策を含む経営管理の項目(特に、リーダーシップ、コンプライアンス、ガバナンス)を設ける。
- ・ 「評価機関」の専門組織を導入する。その役割は、学校教育の検証を支援し、機能の充実・改善のために指導・助言を行う(ア krediyation とは異なる目的を持つものである)。自治体、教育委員会、私学団体が連携して評価機関を設置し、連携し組織を構築する。

(私立高校における学校評価の実態と改善のための政策検討  
(同志社大学大学院 岩崎、平成 20 年)より抜粋)

## (3) 学科などの特性に応じた学校評価手法の開発 (香川県立坂出工業高等学校、平成 21 年)

本文献は、平成 19～20 年度に文部科学省の学校評価に関する研究指定を受け、「学科などの特性に応じた学校評価手法の開発」に取り組んだ成果を取りまとめたものである。本文献では、工業高等学校での取組事例及びそこから得られた知見として、以下が指摘されている。

- ・ 県下工業高校 6 校間で情報を共有し、相互評価を実施することで、お互いの連携を深め、自校の改善に活かす目的で学校間評価を用いて説明し、意見交換、評価票による相互評価を行った。
- ・ 学校自己評価をホームページに掲載するにあたって、内容を公開用に編集しなおした。公表を意識し自己評価表の再編集を実施することにより、学校全体を見通した評価項目に統一できたため、分掌別のつながりがない部分が見えるとともに、校内の分掌を超えた問題点の共通認識ができた。
- ・ 「学科などの特性に応じた評価」では、「地域のニーズに応える専門学科工業としての教育の在り方」を探る方向を目指し、本校生全員が 2 年次または 3 年次に参加するインターンシップ実施企業からの評価を積極的に導入することとした。また、前年度アンケート結果をフィードバックした。多くの企業から、「生徒の実態や各企業の要請が把握できるので、このようなアンケートのまとめを定期的実施し、情報提供してほしい」との要望があった。
- ・ 工業高校に関する安全管理体制は、普通科高校等よりはるかに厳しく細かい基準を設ける必要がある。学校自己評価表に位置づけ、重点項目として取り組んだ結果、教員の実習等における安全に対する意識が高められた。

(学科などの特性に応じた学校評価手法の開発(香川県立坂出工業高等学校、平成 21 年)より抜粋)

#### (4) 特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究 (国立特別支援教育総合研究所、平成 21 年)

本文献は、特別支援学校の特性に応じた学校評価の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的として、特別支援学校に対するアンケート調査を実施し、特別支援教育の特性に対応した学校評価の実施状況について調査したものである。平成 20 年度に実態調査を実施し、平成 21 年度以降も継続的に研究することとなっている。特別支援学校における学校評価の現状を把握するために有効と考えられる知見として、以下が指摘されている。

(自己評価項目について)

- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画、センター的機能について関連しての教育相談や小中学校への支援、交流学习、環境の整備について評価項目を設定して自己評価している学校が多かった。その実施の割合は7~8割となっていた。
- ・ 「特別支援教育コーディネーター」や「校内委員会」、「広域特別支援連携協議会」、「移行支援」を学校評価の項目としてあげている学校は、半数以下に留まっていた。
- ・ センター的機能に関連して「通級による指導」を評価項目としてあげている学校は、全体の1割程度であった（「通級による指導」を実施している特別支援学校は少ない）。
- ・ センター機能の推進のための校内整備や研修会の実施、関係機関との連携、理解啓発、情報発信、巡回相談、安全点検や開かれた学校づくりなどの項目をあげている学校もあった。
- ・ 「特別支援学校の教職員の専門性に関する評価項目」では、7割程度の学校が、その学校が主に対象としている障害種の専門的理解や指導技術に関する評価項目を設定していた。
- ・ 他校や他領域とのネットワークの構築についても、半数程度の学校では評価項目を設定していなかった。
- ・ 「特別支援学校と地域との関わりに関する評価項目」では、地域コミュニティ活動における役割、地域イベントへの参加、学校を開放して行う行事に関連する評価項目はいずれも設定していない学校が半数を超えていた。地域の核として機能していくことが期待されているという観点からは、こうした面の評価にも積極的に対応していく必要があるものと思われる。
- ・ 「特別支援学校の運営等に関する評価項目」では、校内研修、教育課程においては、評価項目を設定している学校が多く、8割以上の学校で評価していた。
- ・ 予算執行や運営組織の条件整備に関して、評価項目を設定している学校は半数程度であった。

(学校関係者評価について)

- ・ 学校関係者評価の実施率は高く、8割以上の学校で取り組まれていた。評価者については、保護者と医療・労働・福祉等関係者に、それぞれ7割以上が委嘱していることがわかった。

(その他)

- ・ 校内や学校関係者に対する結果の公表は、ほとんどの学校で実施されていた。公表の仕方としては、学校からの文書やホームページによる公表が多かった。地域への公表については実施していない学校も多かった。公表している場合は、ホームページによる公表が多かった。
- ・ ほとんどの学校が保護者から意見収集をしている。ほとんどの学校では保護者向けのアンケートを実施していた。
- ・ 寄宿舎を設置している学校の8割以上が寄宿舎を学校評価の対象としている。寄宿舎の運営や活動の改善ら向上に学校評価を活用することも重要なことだと思われる。
- ・ 学校評価の活用については、評価項目に設定して積極的に対応している学校は少なかったが、学校評価を活用した実践は各学校で工夫、試行されている実態が明らかになった。

(特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究  
(国立特別支援教育総合研究所、平成21年)より抜粋)

## 2.3 得られた知見

### 2.3.1 高等学校

#### ○学校評価の必要性の認識

高等学校は入学試験や進路実績などで、既に外部からの評価を受けていることから、学校評価に積極的な意義を見出しにくく、積極的な取組につながっていないのではないかとの意見があった。一方で、例えば、生徒数の確保や進路指導、学力向上、生徒指導、地域との連携等、各高等学校が身近に感じている課題解決のために学校評価を活用することが有効であるとの示唆があった。これらの課題解決を図るために学校評価を活用するという観点で、学校評価の評価項目策定や学校関係者評価の人選等を行うことで、効果的な学校評価が実施できるものと考えられる。

#### ○実施体制

高等学校では学校組織が大きくなることから、学校評価が一部の教職員による取組となっている、あるいは校務分掌ごとの取組に留まっている例があるようである。校内で学校評価委員会を設置して、横断的な取組とすること、非常勤講師や事務職員等にも積極的に参加してもらうことが重要との示唆があった。また、校務分掌や学科を越えた連携の状況についての評価も重要であるとの意見があった。

#### ○評価項目

義務教育諸学校と比較して、高等学校においては生徒指導、進路指導、生徒の募集・選抜や広報活動に関する評価項目についても重要であるとの指摘があった。また、高等学校においては、特色化が推進されてきた経緯から、カリキュラムの多様化が進められているが、その検証の観点も必要との示唆があった。

#### ○広報・情報公開

広報・情報公開に関しては、高等学校では中学生、在校生、保護者、地域住民、連携先、卒業生等、関係者がより広範囲に及ぶという特徴がある。そのため、必要な情報提供がなされているか、効果的な情報提供がなされているかという多様な観点での評価が重要であるとの声があった。また、それらの情報提供を受けて、必要な連携が進んでいるかという観点からの評価も必要との意見があった。

#### ○学校関係者評価委員の人選

学校関係者評価では、その教育の専門性や多様性を考慮し、各学校が掲げる重点目標に応じた人選が必要と考えられる。具体的には、接続先である中学校、進学・就職先の関係者、近隣の高等学校、インターンシップ受け入れ先企業、卒業生等が挙げられた。また、例えば中学校の教職員に依頼する場合であっても、入学者数が多い学校から選ぶ、地域のバランスを踏まえて選ぶ、校長に依頼する、進路指導主事、生徒指導主事に依頼する等を考慮するなど、委員会で期待する意見に応じた人選が重要との意見もあった。



#### ○定量的な指標の学校評価への活用

高等学校においては志願倍率や偏差値、あるいは進路実績など、学校に関する指標が存在していることから、こうした指標を学校評価にどのように組み込んでいくのかについても検討が必要である。単に指標の高低のみで評価を行う、あるいは優劣をつけることは避けるべきであるが、こうした指標の経年的な変化や他校との比較を活用して、学校評価の指標として組み込んでいくことも可能ではないかとの示唆もあった。

#### ○私立学校における学校評価

私立高校における学校評価では、学校法人の運営方策を含む経営管理の項目の必要性や、建学の精神の教育課程での反映状況についての評価が重要であるとの示唆があった。

### 2.3.2 特別支援学校

#### ○学部ごと、学校ごとの教育特性を踏まえた評価

特別支援学校は、学校規模、設置している学部、在籍する幼児児童生徒の障害種によって、多様な形態がある。また、評価の内容も、義務教育諸学校に比べ専門的になる。学校評価の実施にあたっては、それぞれの学校の形態や、評価対象とする活動に応じた評価項目の設定や学校関係者評価委員の人選が必要になる。例えば、高等部を設置する学校であれば、就業支援が重要な課題になりうるため、それに関連した評価項目の設定や関係者

#### ○学校内外の連携状況に関する評価

特別支援学校では、より多くの関係者や関係機関との連携が求められる特性上、学校内外との連携状況についての評価の重要性が指摘された。具体的には、学校内であれば、学部間あるいは教職員間の連携状況や組織的な対応の状況等の評価の重要性が指摘された。学校外であれば医療の専門家や就業支援に関わる関係機関、地域の学校や保護者との連携・連絡状況等の評価の重要性が指摘された。また、特別支援学校では、学校に対する保護者の期待・関心や学校との係わり方が義務教育諸学校に比べ深まる傾向があるため、保護者との良好な関係をいかに構築・維持できているかも重要な評価対象であるとの指摘が得られた。さらに、特別支援学校では、小・中学校等の要請等に応じ、特別支援教育に関する助言や援助を行うこと（センター的機能）が位置づけられていることから、これについても学校評価の対象とすることの必要性が指摘された。



## 3. 仮説の構築

---

### 3.1 目的

本章では、本調査で実施する実態調査（実践校・教育委員会ヒアリング調査）及び高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理に先立ち、既存の取組整理を踏まえたうえで、高等学校及び特別支援学校における特性や学校評価実施上の課題に関する仮説を構築する。

### 3.2 高等学校における学校評価実施上の課題に関する仮説

#### 3.2.1 自己評価の実施にあたっての課題の仮説

##### ○体制整備について

高等学校では、義務教育諸学校に比べて教職員数が多くなる傾向がある。また、生徒の選択により入学する学校種であるため、生徒の募集・選抜や広報活動等も重要な活動になること、生徒指導、進路指導もより重要になってくること等、義務教育諸学校とは異なった観点からの評価が必要な活動が存在する。さらに、高等学校には、全日制、定時制、通信制、単位制といった様々な教育課程があり、学科についても、普通科、専門学科、総合学科と多様になるが、学校によってはこれらを併設している場合もある。また、専門学科においては、学科ごとに教育活動が実施されている。したがって、体制整備にあたっては、多数の教職員の理解や連携の確保、評価対象となる活動に通じた教職員の参画、教育課程や学科単位での評価の実現等を可能にする体制をいかに整備できるかが課題になると考えられる。

##### ○評価の実施について

高等学校では、義務教育諸学校に比べ、生徒の年齢が高くなるため、アンケートの回答能力も高まっていると考えられる。一方、保護者については、一般に、学校との日常的なつながりが薄くなる傾向があることから、学校の活動に対する理解や関心が義務教育諸学校に対して相対的に低くなる可能性が推測される。したがって、自己評価のために実施する生徒や保護者向けのアンケートにあたっては、なにをどこまで聞き、結果をどのように解釈すべきかについて、こうした特性を踏まえた対応が必要になるものと考えられる。

また、一般に高等学校では義務教育諸学校に比べて生徒数が多くなることから、アンケートの回答数が増え、この入力・集計作業の負荷が高くなることが推測される。したがって、設問数の絞込み、入力・集計作業の効率化は、アンケートの実施にあたっての課題になってくるものと考えられる。

さらに、高等学校では教職員数が多くなる傾向があるが、評価にあたって、これら多数の教職員に対し、いかにアンケート等の結果を周知し、議論及び意見集約を図るかといった点も評価実施上の課題になってくると考えられる。

##### ○結果の活用について

評価結果を踏まえた改善策の実施にあたっては、教職員の理解がその基盤になるが、多数の教

職員に対し、いかに周知した上で、着実に改善活動につなげていけるかといった点が課題になると考えられる。

また、結果の公表については、高等学校は義務教育諸学校に比べ、生徒の進路（進学先・就職先）がより重視されやすい学校種であるため、進路実績が注目される傾向があるが、学校の取組を広報するという観点に立てば、進路実績のほかに、学校が行う多様な活動の内容や成果をいかに効果的に伝えていけるかといった点も課題になると考えられる。

### 3.2.2 学校関係者評価の実施にあたっての仮説

#### ○学校関係者評価委員会の設置について

高等学校は義務教育諸学校に比べ、教育課程や学科が多様であるとともに、教育内容についてはより専門性が高まってくる。したがって、学校関係者評価委員会においては、こうした多様性や専門性を踏まえた議論を行える委員の確保が求められると考えられる。また、生徒の募集・選抜や広報活動、生徒指導、進路指導等も重要な評価対象となってくることから、これらの議論に適した委員の確保も求められよう。委員の選任は、学校の重点目標から導出される委員会の議題を踏まえて行われるべきものであるため、必ずしもここにあげたような要件を満たす委員を全て揃える必要はないが、一方、これらの人材は、学校が日頃の活動でつながりのある人材であるとは限らないため、適した評価委員の選任は、学校関係者評価の実施にあたっての課題のひとつになってくるものと考えられる。

#### ○学校関係者評価委員会での議論について

上述のように、専門性の見地から選任された委員は、必ずしも評価対象となる学校の事情に通じているわけではない可能性がある。そのため、委員会での議論を効果的に行うために、いかに学校の基本的な状況を知ってもらうかは、課題になってくると考えられる。学校を知ってもらうための機会として学校訪問があるが、必ずしも学校の周辺にいない委員に対し、いかに学校を訪れてもらうか、あるいは訪問できなかった委員に対して、どのように学校の状況を伝えていくかといった点も課題になってくると考えられる。

また、委員会では各回でそれぞれ議題が設定されるが、議題が絞り込まれるほど、当該分野を専門とする委員以外の委員から発言を得ることが難しくなる可能性が推測される。したがって、特定の議題について、専門外の委員から、いかに議論に参加してもらうかについても、課題になってくるものと考えられる。

#### ○評価結果の公表について

高等学校は、生徒の選択により入学する学校種であるため、広報活動が重要になる。そのため、学校関係者評価の結果の公表にあたっては、これが広報材料になること、すなわち生徒や保護者にとって、学校関係者評価の結果が高等学校の選択の材料のひとつになることに留意した対応が必要になるものと考えられる。

### 3.3 特別支援学校における学校評価実施上の課題等に関する仮説

#### 3.3.1 自己評価の実施にあたっての仮説

##### ○体制整備について

特別支援学校は、必要に応じ、幼稚部、小学部、中学部、高等部などが設置され、各部それぞれにおいて教育活動が実施されることが多く、必ずしもそれぞれの連携が十分でない場合も推測される。また、複数の学部を持つ場合、義務教育諸学校に比べ、教職員数が多くなる傾向がある。したがって、体制整備にあたっては、学部間での連携や多数の教職員の理解の確保の実現等を可能にする体制をいかに整備できるかが課題になると考えられる。

##### ○評価の実施について

特別支援学校は、小・中学校等の要請等に応じ、特別支援教育に対する助言や援助を行うこと（センター的機能）が期待されているが、比較的新しいこの取組に対し、どのような観点から、どのような情報収集により、センター的機能に関する活動を評価していくかについては、特別支援学校における課題のひとつになっているものと考えられる。

自己評価のために実施する生徒アンケートについては、対象とする生徒の障害の種類に応じた工夫が求められる点で、義務教育諸学校とは異なる対応が求められるものと考えられる。

保護者からの意見収集については、保護者の学校に対する期待が大きく、保護者と教員の関係が密接になる傾向があるという点で、義務教育諸学校とは異なる特性があるが、こうした特性を踏まえた意見収集をいかに行うべきかといった点も課題になってくると考えられる。

#### 3.3.2 学校関係者評価の実施にあたっての仮説

##### ○学校関係者評価委員会の設置について

特別支援学校では、様々な障害に応じた専門性の高い教育が行われるため、学校関係者評価委員会においては、こうした多様性や専門性を踏まえた議論を行える委員の確保が求められると考えられる。また、近隣の小・中学校の教員等を委員として選任するなど、センター的機能の評価につながる委員の確保も必要になると考えられる。さらに、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導や支援を行う特別支援学校においては、医療、保健、福祉、労働などの多くの関係機関や関係者との連携が必要になる。学校種を問わず、委員の選任は、予定する議題を踏まえて行われるべきであるが、委員会の設置にあたっては、こうした多様な分野の人材を集める必要があり得るといった点で、義務教育諸学校とは異なる対応が求められると考えられる。

##### ○学校関係者評価委員会での議論について

上記に関連して、特別支援学校の学校関係者評価委員会では、議題や議論が専門的になる傾向があるが、すべての委員がすべての専門分野に通じているわけではないため、当該分野の専門知識のない委員に対して、いかにわかりやすい説明を行い、議論を進め、こうした委員から意見を収集するかは工夫が必要になってくると考えられる。また、一方で、こうした専門的な知識を持っていない委員から、専門的な議題に対する意見が得られた場合に、その内容をいかに解釈するかについても工夫が必要になってくると考えられる。



## 4. 実態調査（実践校・教育委員会ヒアリング調査）

### 4.1 実施概要

高等学校及び特別支援学校において学校評価を実施する上での特性や課題を明らかにするため、それぞれの学校に対してヒアリング調査を実施し、学校評価に関する学校現場の取組実態・ノウハウやニーズ等の知見を収集した。

ヒアリング調査は、高等学校及び特別支援学校それぞれ 15 校の管理職または学校評価担当の教員に対して実施した。また、都道府県立及び指定都市立の学校については、設置者である教育委員会を対象としたヒアリング調査も行った。ヒアリング対象は以下の通りである。

図表 4-1 ヒアリング対象(高等学校)

都道府県 指定都市	設立	学校名	学科・課程等
秋田県	県立	新屋高等学校	普通科全日制
東京都	都立	第一商業高等学校	商業科全日制
東京都	私立	芝浦工業大学中学高等学校	普通科全日制
神奈川県	都立	向の岡工業高等学校	専門学科（機械科・電気科・建設科）、総合学科（定時制・単位制） 全日制・学年制
神奈川県	都立	横浜緑園総合高等学校	1・2年生：総合学科単位制による全日制 3年生：普通科・全日制
石川県	都立	小松商業高等学校	商業科・情報処理学科 全日制
福井県	県立	大野高等学校	普通科 全日制・定時制
福井県	私立	福井県私立中学高等学校協会	—
神戸市	市立	六甲アイランド高等学校	普通科単位制
大阪府	府立	天王寺高等学校	普通科・理数科 全日制
大阪府	府立	能勢高等学校	総合学科 全日制・単位制
鳥取県	県立	八頭高等学校	普通科・国際英語科・理数科 全日制
鳥取県	県立	米子工業高等学校	機械科・電気科・情報電子科・都市環境科・建築科 全日制
愛媛県	県立	大洲農業高等学校	生産科学科・食品化学科・生活科学科 全日制
愛媛県	県立	松山東高等学校	普通科 全日制・通信制

図表 4-2 ヒアリング対象(特別支援学校)

都道府県 指定都市	設立	学校名	対象障害種 別	規模 (生徒数)	学部
秋田県	県立	県立 盲学校	視覚障害	50 人未満	小・中・高・専
秋田県	県立	県立 聾学校	聴覚障害	50 人未満	幼・小・中・高・ 専
秋田県	県立	県立養護学校 天王みどり学園	知的障害	50～150 人	小・中・高
福島県	県立	県立郡山養護学校	肢体不自由	150 人超	小・中・高
東京都	都立	都立葛飾ろう学校	聴覚障害	150 人超	幼・小・中・高・ 専
東京都	都立	都立光明特別支援学 校	肢体不自由	150 人超	小・中・高
石川県	県立	県立総合養護学校	肢体不自由 知的障害	150 人超	小・中・高・専
三重県	県立	県立西日野にじ学園	知的障害	150 人超	小・中・高
神戸市	市立	市立垂水養護学校	肢体不自由	50～150 人	幼・小・中・高
広島県	県立	県立広島中央特別支 援学校	視覚障害	50～150 人	幼・小・中・高・ 専
愛媛県	県立	県立しげのぶ特別支 援学校	肢体不自由 病弱	150 人超	幼・小・中・高
北九州市	市立	市立八幡特別支援学 校	知的障害	50～150 人	小・中・高
石川県	国立	金沢大学附属特別支 援学校	知的障害	50～150 人	小・中・高
神戸市	国立	神戸大学附属特別支 援学校	知的障害	50～150 人	小・中・高
神奈川県	私立	聖坂養護学校	知的障害	50～150 人	小・中・高・専



## 4.2 調査結果（高等学校）

### 4.2.1 秋田県

#### (1) 秋田県教育庁

##### ①学校評価の実施状況

秋田県は「開かれた学校」、「地域との連携」を重視していることから、平成 18 年度の段階で、すべての学校で、年度目標の達成状況評価としての学校評価は実施し、公開していた。

「あきた型学校評価システム」（以下、あきた型）は平成 20 年 6 月から実施している。「あきた型」は、「当該年度に達成すべき目標の重点化と具体化を図り、目標達成のための具体的な取組内容や推進状況を保護者や地域住民に公表するとともに、保護者や地域住民の支援・協力を得て、PDCA サイクルの流れの中で学校・家庭・地域が一体となって学校教育の充実・改善を図っていこう」とするものである。この考え方は学校評価システムガイド内に示されているが、あくまで指針なので、学校独自の方法での実施も可能である。

なお、義務教育諸学校と高等学校では共通の評価方法を指針として示している。評価領域（目標の設定）は学校独自に設定し、評価領域は県からは提示していない。学校によっては教科ごとに評価領域を設定しているケースもある。

##### ②教育委員会による支援状況

学校評価について悉皆研修は実施していないが、管理職研修、教務主任の研修の一部に組み込んだり、県の総合教育研修センターの土曜講座で「あきた型」に特化した研修を実施（年 1 回）したりしている。

教育委員会の改善支援として、学校評価の結果のみに対しての支援は行っていないが、指導主事及び管理主事による学校訪問の際に、前年の学校評価結果を共有し、活用している。

##### ③実施上の工夫

###### ● 学校関係者評価と評議員の違い

地域の状況から、学校関係者評価委員と学校評議員について、異なる人材の確保が困難な状況を考慮し、学校評議員に保護者の方を含めたものを暫時学校関係者評価委員として活用することもできると指導している。ただし、学校関係者評価委員と学校評議員の違いの理解については、引き続き周知が必要と感じているところである。

###### ● 学校関係者評価委員の人選

学校評議員と保護者からなることが多いが、具体的な職業としては就職先となる企業や小学校や中学校の校長、大学教員等が多いようである。

###### ● 実践事例の公開

「あきた型」による学校評価の実践事例を秋田県教育委員会のホームページに掲載している。

##### ④成果

###### ● 学校と地域の結びつき

学校関係者評価は、企業や大学、近隣中学校の教員に学校を知ってもらうとともに、自校だけ

では気がつきにくい点を外部の方から気づかせてもらえる良い機会である。

- 教職員の意識の変化

教職員の間で学校での日々の教育活動は目標達成に向けて行われる、という認識ができた。

### ⑤課題と今後の展望

- 「あきた型」の今後の展開

「あきた型」は平成20年度から始まった取組みであり、各学校の学校評価活動の実態が明らかになったところである。教育委員会としては引き続き学校評価の考え方の普及が必要だと考えている。特に、全教職員が参加する活動とすること、自己評価の妥当性を判断できるような学校関係者評価とすること、学校評価の結果を目標設定や改善に結びつけること等については、引き続き考え方の普及を進めていきたいと考えている。

- 評価対象の絞り込み

評価目標を絞りきれていない学校、目標が総花的、あるいは曖昧な学校があり、毎日の教育活動と目標が結びついていないことがある。重点目標の絞り込みと課題の抽出ができないと、評価活動が次年度の目標設定に活かされないため、引き続き評価方法の普及が必要である。

- 研修の実施

研修の必要性を強く感じている。例えば、茨城県取手市が作成した学校関係者評価委員向けの「学校関係者評価の進め方：DVD」のようなツールが有効である。

### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 学校関係者評価委員の確保

小中学校は地域の方に学校関係者評価委員となっていただき、また小中学校で学校関係者評価委員の一部は共有できる。それに対して、高校は学校の特性が多様であるため、学校関係者も多様となり、適した方を見つけることが難しい場合がある。

- 専門性を重視した学校評価

高校の学校評価において重要な視点、考慮すべき点は、学校に期待される専門性を重視した学校評価をすることだと考える。そのため、自己評価によって学校の実践を把握するとともに、学校関係者評価を外部の期待を把握する場として活用してほしいと考えている。

- 第三者評価について

現時点で、県として第三者評価は実施していないが、試行評価を受けた新屋高等学校は納得感のある結果であり、学校としては気がつきにくい課題に気づけたので有益だったとのことである。第三者評価委員の属性は他県の高等学校教員、各分野の大学教員や専門家、校長会の会長、産業界の有識者が望ましいと考えるが、県内でそうした人材を確保するのは難しいと考えている。

## (2) 秋田県立新屋高等学校

### ①学校概要

生徒数	590名	教職員数	55名
学科等	普通科（全日制）		

（平成 21 年 4 月現在）

新屋高等学校は平成 21 年度に創立 25 周年を迎え、入学者の約 9 割が秋田市内出身者という普通科高等学校である。生徒の人間性、個性の尊重の校風があり、卒業生の進路が多様である中「自立独立」「豊かな心」を大切に学習指導と進路指導を実施している。同校では平成 20 年度から「あきた型」学校評価システムを参考に学校関係者評価を実施している。また、平成 21 年度には文部科学省の第三者評価試行事業の対象校に指定された。

### ②学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

自己評価は、重点目標の設定、現状の把握、具体的な目標設定、目標達成のための方策設定、具体的な取り組み状況、達成状況把握を経て、最終的な自己評価を行う。

評価領域は学校が教育理念や経営計画に対応して独自に設定が可能であることから、学校の自由度が高い評価が可能である。従来は学校経営方針と評価が連動していなかったが、「あきた型」により連携が明確になった。

#### 2) 学校関係者評価

平成 21 年度は学内に学校関係者委員会を組織し、生徒、保護者、教員が自己評価を行い、この結果を関係者が評価するプロセスで実施している。

### ③実施上の工夫

#### ● 各種アンケートの実施と結果の活用

経営方針には具体的には反映されていないが、学校の課題を改善する具体的施策を実施し、その達成状況を把握できるように、対応した評価項目をアンケートに組み込んだ。

- 授業アンケート：7月の初旬と1月下旬から2月の上旬に年2回実施しており、教員1名につき、1教科1クラス、無記名で実施している。この結果は学校評価活動には特に反映せず、教員が個々に授業改善を図ることを期待している。
- 生徒・保護者アンケート：生徒と保護者のアンケートの内容をある程度一致させ、双方の見方をとらえられるようにしている。
- 教職員アンケート：年1回実施しており、全教職員にできるだけ幅広い教育活動を対象に評価してもらうようにしている。

#### ● マークシートの活用による効率化

生徒アンケートと保護者アンケートはマークシートでスピード処理している。

#### ● 評価を改善に結びつける工夫

評価を改善に結びつける工夫として、具体的な実践に結びつけることが重要である。例えば、「家庭学習を充実する」という抽象的な改善案ではなく、「10分学習課題」という具体的な実践

に結びつけることが重要である。あれもこれもと総花的にならず、3本の経営方針に3、4つの実践事項を結びつけ、必ず実施するようにしている。

#### ④成果

- 評価結果の活用方法

評価結果は、学校・授業改善、生徒の進路・生活指導に結びつけることを重視している。

- 課題の把握と評価項目への反映

平成20年度に実施した教職員アンケートでは重要度の高い課題が明らかになったため、平成21年度の重点目標の具体的な教育活動として実践し、実践結果の効果を把握できるように平成21年度のアンケートにも評価項目として組み込んでいる。

例えば、「バル出欠バル授業」「地域に根ざした学校づくり」「呼名」「起立による授業開始」などである。そこで、一部課題については具体的な改善策を平成21年度の経営方針に反映するとともに、改善状況を把握できるように評価項目にも反映した。例えば、家庭学習の充実という課題に対して、10分課題という改善策、学力向上という課題に対して、休養日、学習強化期間を設定するという改善策を講じ、達成状況把握のためにアンケート項目に反映している。

#### ⑤課題と今後の展望

- 次年度への活用

教職員アンケートの結果をどう捉えるかについての全体会議も実施していきたい。平成20年度は学校評価を実施したものの、次年度に向けた課題を抽出し、経営方針に十分反映できなかった。把握できた課題をいかに次年度の取組みにつなげるかが、今後の課題である。

- 第三者評価の実施

平成21年度は文部科学省の第三者評価試行事業を受けた。準備は大変だったが、準備過程で自己点検を行うなど、よい刺激になった。専門家の評価を受けることは学校としても貴重であり謙虚に受け止めることができるし、改善案も提案してもらったので参考になる。

- 中長期的な改善

評価結果の中には、中長期的な改善が必要なものもあるため、評価結果は次年度の経営方針に反映させるだけでなく、将来に活かしていきたいと考えている。秋田県では若手教員（副主任クラス）を中心とした将来構想委員会（中・長期ビジョン検討会議）を立ち上げ、中長期ビジョンを検討していることから、評価結果を中長期ビジョンにも反映する仕組みが必要だと考える。

#### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 学校評価の実施時期

学校経営方針は4月の最初の職員会議に提出するため、2月下旬から、3月上旬に評価結果から具体的な改善策を導き、経営方針に反映したいが、この時期は自校の入学選抜や大学等の受験と重なり、大変多忙な時期であり十分な議論ができないことが課題である。また、評価統括を務める教頭の異動等があると、4～6月に学校評価に取り組むことが困難になる。

- 教職員間の情報共有

本校の生徒のニーズは部活中心であったり勉強中心であったり、進路も進学（例：私大、短大、

公立、専門学校進学) や就職など多様である。これらのニーズに応えるためには、組織的に役割分担し、学年、教科、分掌間の連携をとることが必要で、教職員全員で話す場と分掌で話す場をきちんと持つようにしている。しかし、非常勤講師、臨時講師は雇用形態の違いから、説明する場に不在が多く、情報共有が難しいこともある。

## 4.2.2 東京都

### (1) 東京都教育庁

#### ①学校評価の実施状況

都立学校として、高等学校、特別支援学校ともに、平成 13 年度から学校運営連絡協議会を全校に設置し、学校運営連絡協議会による評価を自己評価に位置づけ、評価活動を行っている。都が配布する運営マニュアルを事務手続等の参考とし、学校運営連絡協議会の活用方法などは学校ごとに工夫して行う。学校の自律的改革の促進と、教育サービスの質的向上を目指し、平成 15 年度には、全都立学校に「学校経営計画」及び「学校経営報告」を導入した。「学校経営計画」において、校長が「目指す学校」を明らかにし、その実現のための中長期的目標及び具体的方策及び数値目標を掲げ、「学校経営報告」において、実際に行った教育活動の成果を明らかにし、次年度以降の改善につなげる。また、平成 17 年度に「都立学校の自己評価指針」を策定しており、各学校は、これに基づき評価活動を行うこととなった。具体的な評価活動としては、生徒、保護者、教職員に対する学校評価アンケートと、生徒による授業評価の実施を行うよう、指導している。

また、全日制・単位制の高等学校については「学校経営診断」も平成 16 年度に開始している。「学校経営診断」は都立学校の教育活動を評価・検証するとともに、その結果得られた課題及び問題点を解決するために、個々の学校に対して適切な支援・指導を行うものである。開始当初は、外部専門委員も含めた、都教育庁職員を中心とした診断チームが評価にあたった。平成 18 年 4 月には、都立学校への支援強化を目的として「東京都学校経営支援センター」を設置し、経営診断の実施主体としても機能させることにより、東京都が指定する重点支援指定校以外にも診断対象校を拡大して 36 校の都立高校を診断した。学校経営診断の実施内容は、校長、経営企画課（室）長、主幹教諭（教務、生活、進路指導）等へのヒアリングや授業参観等である。当日、気づいた点などは学校と共有し、外部専門委員とも調整しながら報告書としてとりまとめる。報告書は、全都立学校に配布するとともに、診断対象校には、学校経営支援センターの担当者が直接渡している。診断結果は、校長会などで討議、情報交換する場合もある。

#### ②教育委員会による支援状況

##### ● 研修の実施

学校評価については、学校経営の一環として、校長研修、校長候補者研修、副校長研修等で触れることとしている。特に、校長候補者研修では専門家による講義や演習も交えて学校評価に関する研修を実施している。そのほか、指導企画課が指導部及び学校経営支援センターに所属する統括指導主事等を対象として、「よりよい評価をするために」という 3 日間にわたる研修を実施している。主な内容は学校評価の分析・活用等である。

##### ● 学校経営シートの試行

都民に学校の概要や学校経営計画など、学校の特色をよりよく理解してもらえよう、「学校経営シート」を試行している。学校経営シートは、重点目標を 3 つに絞り、目標に対する取組と自己評価、次年度の取組や学校の基本情報と写真を A4 一枚の大きさに掲載したものである。平成 21 年度の試行実施を経て、平成 22 年度以降に全校実施とし、ホームページで公開する予定である。都立高等学校は、個性化と特色化が学校改革の核であると考えており、それを都民に伝わり

やすくすることが目的である。

- 重点支援校指定による支援

自律的改革が進む学校、経営方針及び組織体制がしっかりしている学校を経営支援センターが推薦、教育委員会が重点支援校として毎年度 9 校程度を指定し、人的支援（公募人事を可能にする）を行っている。重点支援校指定校の選定にあたっては、経営診断の結果等を活用している。重点支援指定期間は 3 年間で、2 年目には原則として学校経営診断を受けることとしている。なお、指定 3 年目には重点支援校指定による成果を発表することとしている。

### ③実施上の工夫

- 学校経営診断の実施時期

新しいタイプの学校の診断は、学校の完成年度以降に、教育活動が平準化してから実施することとしている。

- 学校経営診断による実績の評価

課題を抽出することだけが目的でなく、実績の評価であること、学校のがんばりを評価すること、その上で課題を把握することが重要であることを伝えてきた。この結果、学校も課題抽出のアレルギーがなくなってきた。

- 学校経営診断による評価項目の設定

学校経営診断では、日常的に学校を訪問している学校経営支援センターが、診断が必要と考える点や、評価できる点を診断ポイント案として作成し、学校経営支援委員会において診断方針・ポイントを決定している。これを基に、外部専門委員を交えたヒアリング、授業参観を行うことにより、効率的に診断を実施している。

### ④成果

- 学校経営診断

学校経営診断では、時にはかなり厳しい助言をするため、学校にとっても刺激となるほか、自己評価では気づかない問題を把握することができる。特に、学校の組織体制や教職員の連携の重要性に関しては、学校経営診断ならではの指摘である。

また、学校が外部の方に見られることに慣れてきたこともあり、指摘された課題を受け入れ、自発的に改善に取り組む姿勢が見られるようになったことも成果として挙げられる。

- 学校と地域の結びつき

当初は学校運営連絡協議会委員の人選に苦労している学校もあったが、地域とのかかわりが増えることにより解消する学校も見られるようになった。学校のことを知ってもらうこと、生徒が地域にでることで教育活動を知ってもらうことなどの取組が重要である。特に、専門学科の高等学校は教育活動の成果が見えやすいため、地域の方の理解を得やすいようである。

### ⑤課題と今後の展望

- 評価結果の学校経営への活用

アンケートや評価結果を学校経営にいかに関与するかが課題となっている学校が多い。特に、学校評価が経営計画の方向性と連動する必要がある。また、学校運営連絡協議会が経営方針を理

解していないとアンケートの実効的な実施や分析ができないこともある。学校経営方針にしたがって重点的に評価することが必要であり、経営方針を学校運営連絡協議会に十分説明する必要がある。また、学校はアンケート分析においても単に経年変化を示すことに留まる傾向があるが、意味のある評価を実施することが重要である。

- 学校経営診断

高等学校における学校経営診断は導入後6年が経過し、平成21年度には24校の診断を行った。これまでに延べ約160校を実施して、残り40校程度である。2回目の学校経営診断を実施する学校もあることから、学校経営診断の内容の充実を図ることが課題である。

### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 個性化、特色化とその広報の重視

普通科高校の中で個性化を図ることが難しかったり、200校ある都立高校の中では中堅校は埋没しがちであったり、私立高等学校との競争が激化している等の状況を踏まえた学校評価が必要との考えである。また、個性化と特色化を学校改革の核と捉えており、それを都民に伝わりやすくする取組を重視することが重要とのことである。

- 保護者アンケートの実施

小中学校と比較して、生徒の発達段階上の特性などから保護者からのアンケート回収は難しく、課題となっている学校が多いようである。生徒経由とすると保護者まで届かないことも多い。直接保護者に送付すればコストがかかり、インターネットを利用するだけのマンパワーもなく工夫が必要である。

- 学校による地域との連携状況

特色ある学校や歴史ある学校など、地域との連携が行いやすい学校もあるが、地域との連携を課題としている学校も多くあり、学校運営連絡協議会委員の選任や学校評価アンケートの実施などで苦勞することもある。

## (2) 東京都立第一商業高等学校

### ①学校概要

生徒数	586名	教職員数	66名
学科	商業科（全日制）		

（平成21年4月現在）

第一商業高等学校は大正7年創立の伝統ある商業高校であり、平成15年度には東京都教育委員会のリーディングコマースハイスchoolの指定を受けている。大使館や商業施設が多い地域ではあるものの、地域の伝統校として地域連携が非常に活発である。また、資格取得に大変熱心に取り組んでおり、大学進学希望者への学習を支援すると同時に、就職希望者への適切な進路指導を行っている。

学校評価については、平成14年度から学校評価アンケートと、学校運営連絡協議会による評価を実施したのが始まりである。なお、平成20年度に東京都学校経営診断を受けている。



## ②学校評価の実施状況

東京都では学校運営連絡協議会とその中に設けられた評価委員会により、自己評価及び学校関係者評価に相当する評価を実施している。学校運営連絡協議会の委員は、校長、PTA 会長及び副会長、同窓会会長 1 名、近隣の中学校長 1 名、町会長連合会会長、町会長等の地域住民代表 4 名であり、内部委員は副校長、経営企画室長、主幹教諭 3 名、主任教諭 3 名（うち 2 名は事務局）である。評価委員会は学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案作成等にかかる事務を担う組織であり、構成は副校長、経営企画室長、主幹教諭及び学校運営連絡協議会委員 3 名である。

### 1) 自己評価

自己評価は、4 月に学校経営計画を策定し、12 月に生徒、教職員、保護者、地域住民を対象とした学校評価アンケートを実施する。それらの結果に基づき対応を検討し、最終的に翌年 4 月に校長、副校長により経営報告を作成、提出するとともに次年度の学校要覧に掲載する。

なお、学校評価アンケートのほかに、各学期末には教務部が実施主体となり授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は職員会議で活用する。さらに、各教科会議で課題・方策を検討し、職員会議に報告する。授業評価は授業力向上、教員の意識向上に役立てている。

### 2) 学校関係者評価

学校運営協議会は、年 3 回実施している。主な議題は、6 月は経営計画の確認及び意見聴取、11 月は進捗状況報告及び学校評価アンケート項目についての討議、2 月は学校評価アンケート結果の分析・考察を記載した学校評価報告書原案及び改善点に対する討議である。これらの結果を踏まえて、学校経営報告を作成するほか、次年度の学校経営計画へも反映する。

なお、学校評価アンケートは学校運営連絡協議会として結果を報告するとともに、次年度の学校要覧に掲載される。

## ③実施上の工夫

### ● 地域住民対象のアンケート配布方法

地域住民対象の学校評価アンケートは、近隣の中学校の保護者に配布している。中学校の保護者は高等学校の近隣住民でもあり、街や学校の様子について一定の理解もあることから回答しやすい。また、中学校経由で依頼することにより良好な回収率が得られるようになった。なお、以前は自治会経由等で配布を依頼していたが、学校周辺が商業地域であるという地域特性上、学校や生徒とのかかわりがほとんどない方も多く、また回収の負荷も大きいものとなっていた。

### ● アンケート評価の結果表示の工夫

保護者アンケート等では、「わからない」の比率が高いことがあるが、集計の際にはその点を明示することで、評価結果に対する誤解を受けないようにしている。また、保護者アンケートにおいて「わからない」が多い設問は、保護者に対して回答を求めるべき設問なのか、保護者へのアピールが不足しているのかを判断した上で、取捨選択が必要と考えている。

### ● 学校のアピールへの活用

評価の場を通じて、学校の存在、特色や学校像をアピールするようにしている。また、日常においても、街に溶け込む学校の雰囲気づくりや、地域に貢献し、住民に愛される学校となるよう、留意している。

#### ④成果

- 評価結果の活用

学校評価アンケートは次年度経営計画に活用するほか、保護者や中学校の保護者の関心を高める効果もある。また、生徒が評価者となることで、責任も持つようになり、意識改革につながった。

- 教職員の授業改善、意識改革への活用

評価アンケートで多面的な評価結果を確認することで、学校の役割や各取組の改善の方法を考えることができた。また、改善を実施することについて教職員の意識が変わってきた。

#### ⑤課題と今後の展望

- 特色ある取組の評価方法の検討

今後は、生活指導など、特色ある取組に重点化した評価もしたいと考えている。例えば、本校は生活指導を重視しており、授業開始時の挨拶に特徴があるが、アンケートにこのような小さなことながら、特色ある取組をどのように組み込んでいるかを今後検討したい。学校評価にも学校の特徴にあわせた評価指標の設定が必要と感じている。

- アンケートから把握できない問題の把握

アンケート結果で把握しにくい問題をどのように把握するかが課題である。例えば、関係者間で評価が異なるような場合や、実態がアンケートに表れていないような問題についても、本質的な課題を抽出し、丁寧な分析をしていきたい。

- 学校関係者評価委員の人選

商業科でありながら進学率も高いため、学識者や大学とのつながりがある方にも学校運営連絡協議会委員を委任し、大学からどのように見えるかという観点から意見を聞くことも必要かもしれないと考えている。

- 詳細なデータの把握

現在は、学校行事を一括して評価の対象にしているが、体育祭、文化祭、修学旅行など行事毎にアンケート項目を設定したり、部活動についても一括ではなく、体育系、文化系とわけるとも検討したい。

#### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 評価項目について

高校の特色に応じた評価項目の整備することが大切だと考える。画一的に評価しようとするれば評価しやすい項目、数値化しやすい項目で評価することになるだろうが、それに載らない教育成果や教育活動も多いので留意が必要である。特に、本校の場合には就職や進学等、多様な進路とそれにあわせた個別の生徒支援が特色だが、このような取組は評価されにくいだろうとのことである。

### 4.2.3 芝浦工業大学中学高等学校

#### (1) 芝浦工業大学中学高等学校

##### ①学校概要

生徒数	高等学校 540 名 中学校 511 名	教職員数	94 名
学科	普通科（全日制）		

（平成 21 年 4 月現在）

本校は芝浦工業大学の併設の中高一貫の私立男子校である。「敬愛の誠心を深めよう」「正義につく勇気を養おう」「自律の精神で貫こう」を校訓とし、建学の精神に基づく、特色ある教育を実践している。具体的にはコンピュータ教育、英語教育に注力しているほか、芝浦工業大学と連携しての特色ある教育が進められおり、特徴ある進路指導と高い進路実績を有する。

##### ②学校評価の実施状況

平成 18 年度より自己評価、関係者評価を実施しており、将来的には第三者評価の実施を検討している。学校経営計画、学校評価アンケート等については学校のホームページで公開している。

###### 1) 自己評価

教員を対象とした自己評価アンケートを年 1 回、1 月に実施している。教頭が中心となり、アンケート作成、配布、集計を行う。アンケート項目は文部科学省「学校評価ガイドライン」を参考に、私立学校である本校に適する項目を取捨選択して利用している。具体的には、芝浦工業大学との連携、他大学のキャンパス見学、企業訪問等による進路意識の向上等を追加している。

このほかに、生徒を対象とした生活調査を実施している。また、生徒による授業アンケートを 1 学期末、2 学期末の年 2 回実施している。授業アンケートについては全教科、全教員（非常勤含む）を対象に実施する。授業評価は学校関係者評価委員には特に提示しておらず、各教員がそれぞれに、全体平均値と自分の結果、クラス毎、経年比較し、授業改善に活かすこととしている。

自己評価結果は教科、学年、分掌で検討し、3 月初めに職員全体に報告、意見収集する。例えば、学年毎の分析結果から、高校 1, 2 年生では平均的な評価結果が高校 3 年生で低い結果となった場合、低学年時に潜んでいる課題を把握するきっかけとなる。自己評価結果は次年度の経営計画に反映するほか、経年変化で比較して、教育の方向性を確かめることにも活用している。

###### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員は 5 名で、任期は 1 年としている。平成 21 年度のメンバーは、都立高校の現職学校長、他大学の教授（専門は学校経営家／元都立学校校長）、PTA 前会長（女性）、PTA 現会長（男性）、卒業生代表としての同窓会副会長（建築設備会社経営）である。

学校関係者評価委員会は土曜日の午後に開催している。委員のほか、校長、教頭 2 名、総務部長、事務長、各校務分掌代表が出席する。校務分掌代表による報告等、校長が不在の方が意見交換しやすい場合には校長は出席しないこともある。

平成 21 年度については以下のようなスケジュールで実施した。なお、現校長が平成 21 年 4 月に就任したため、少し遅れて実施したとの認識である。平成 22 年度は、開始時期を早め、5 月、

8月～9月、10月～11月、12～1月、3月の5回の委員会を開催したいと考えている。

- ・ 第1回委員会（8月）：顔合わせ
- ・ 第2回委員会（10月）：校務分掌による2分の1評価（自己評価）の報告、討議
- ・ 第3回委員会（1月）：1月に行った教員による自己評価結果の報告、アンケート実施方法等についての意見収集
- ・ 第4回委員会（3月）：年間総括の報告、総括に関する討議
- ・ 第5回委員会（4月）：外部向け評価結果の公表内容に対する承認、解散

なお、4月中旬に実施する学校関係者評価委員会の最終審議を踏まえ、学校評価の総括を行い、反省と対策をホームページに掲載する予定である。特に、掲載事項については、学校関係者評価委員より承認をいただくこととしている。

### ③実施上の工夫

#### ● 教員アンケートの重点化

以前は、教員アンケートについて、15項目70の設問を設定し、わからない項目は未回答でよいという方法をとっていたが、現在は設問を17問に精査し、全てに回答してもらうこととした。設問は回答のしやすさを考慮して作成している。アンケート項目は学校評価経験のある有識者に公立学校の評価項目などを提供・助言いただき、作成している。

#### ● 教員アンケートの丁寧な分析

アンケートは無記名だが、教科、学年、校務分掌を記入してもらい、教科毎、学年毎、校務分掌毎の分析を可能にしている。一方で、所属情報から個人を特定できてしまうため、取り扱いには留意している。集計結果は、校務分掌、教科、学年毎に集計し、平均値以上・以下などを色分けすることによって、評価傾向を把握しやすいように工夫している。

#### ● 学校評価結果の公開

学校評価結果のホームページ掲載にあたっては、学校関係者評価委員の名前も併せて公開していることから、文言についても承認していただくこととしている。

#### ● 教頭による学校評価結果の公開

教員の負荷や情報集約の必要性を考慮し、教員アンケート入力、分析は教頭が一元化して行う。一方で、職員会議、朝会、朝会後の学年毎のミーティング等、日常的に教職員の意思疎通ができる機会を作っている。

#### ● 学校関係者評価委員の人選

平成20年度までの学校関係者評価委員は芝浦工業大学の法人の関係者が主であった。具体的には、前法人事務局長、元芝浦工業大学建築学科教授（NPO法人「建築大好き塾」主宰）、芝浦工業大学柏中学高校学校長、元法人顧問弁護士等である。平成21年度から委員を刷新し、芝浦工業大学関係者以外の方にお願ひし、より客観的な立場から意見をいただけるようにして、自己評価の延長ではない視点を重視した。また、公立中学高校と異なり学区域が広範囲であるため、地域代表をどのように考えるかについては検討した結果、PTA前会長と現会長にお願ひした。本校は昭和62年に豊島区西池袋から現校地板橋区坂下に移転した。そこで、昭和60年から昭和63年まで本校に在籍した経験を持つ同窓会副会長にも委嘱した。

学校関係者評価委員は専門的な知識や経験を持ち、さらに学校を良くしようと考える学校関係者評価委員を引き受けてくれているので、指摘が的確で学校改善の契機になるとのことである。

#### ④成果

- 評価結果の活用

評価結果の経年比較をすることで、教育活動の方向性を確かめることができる。また、アンケート結果という数値によって示すことで、行動を変える／行動する必要性について教員の理解を促すことができる。

#### ⑤課題と今後の展望

- アンケートの拡充

現在、生徒・保護者のアンケートは実施していないが、来年度は保護者アンケートを実施したいと考えている。現時点では教頭のみでアンケート入力、分析に対応できているものの、今後、保護者や生徒対象のアンケートを実施する場合には、校長スタッフ（教頭2名、教頭補佐4名）で対応することを予定している。

- 学校評価に対するモチベーションの維持・向上

毎年実施することとなっても、学校評価の実施や評価結果が形骸化しないよう、教員がモチベーションをもって実施することが重要との考えである。

- 学校関係者評価委員会における地域代表の考え方

学区域が広範囲であることから、生徒の居住エリアをいくつかに分割し、各エリアに住む卒業生の保護者をお願いすることを健闘している。

- 第三者評価の実施

学校評価の考え方を踏まえれば、学校関係者評価委員の専門性を高めるだけでは第三者評価の代替とすることは難しいとの考えである。将来的には、学校の第三者評価にも取り組みたいとのことである。

#### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 私立学校にとっての学校評価

学校評価によって、噂等ではなく客観的に学校の状態を把握することができる。将来的に第三者評価を実施することで、さらに多くの気づきが得られると期待している。また、カリキュラムやシラバスの改訂を行う際、学校評価が現状と目指す姿のギャップに気づく機会になると考えている。同時に学校のよさも認識できる機会となる。

校長としては、教職員に学校評価の位置づけをきちんと理解して適正に学校評価を実施することにより、外部の競争環境に先んじることができるのではないかとの考えである

- 私立学校にとっての学校関係者

私立学校にとって、卒業生、受験生、保護者や外部団体からの信頼は重要であり、卒業生や保護者からの期待に応えていくことが必要である。それらの関係者からの評価に耐える取組の実施が必要である。

## 4.2.4 神奈川県

### (1) 神奈川県教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

神奈川県では、平成 15 年度まで学校評価試行校を設定して研究を続け、平成 16 年度から全ての県立学校に学校評価システムを導入し、平成 20 年度に自己評価・学校関係者評価の実施と公表を義務化した。

第三者評価については、平成 21 年度から県立の学校 5 校を試行校として指定し、取組を開始している。評価委員は学識者 6 名にお願いし、2 名 1 組となって一定の試行システムに基づいて評価を実施している。

#### ② 教育委員会による支援状況

- 研修の実施

県職員等が講義に出向き、研修を実施している。研修の対象は、基本的に各学校の校長、副校長、教頭、総括教諭であるが、平成 15 年度、平成 16 年度の学校評価導入研修時には一般教員も対象とした。学校関係者評価委員に対する研修は、教育委員会としては特に実施していない。一部、学校独自に研修を実施しているところもある。

- 手引書の提供

「学校評価システムの手引き」を作成して各学校に提供し、これを諸研修で活用している。具体的には、評価項目の立て方（学校の現状・課題の洗い出し方）、学校経営者としての戦略（経営計画：PDCA）の立て方等を解説している。併せて、校内研修で校長から教員に対して当該システムについて周知して欲しい旨を伝えている。

- 指導主事によるアドバイス

各学校から教育委員会に提出される「年度学校目標設定報告書」および「年度学校評価実施報告書」をもとに、指導主事がアドバイスをしている。なお、指導主事はこれらの報告書の内容を踏まえて各学校を訪問し、各学校の課題の指摘と改善へ向けた助言等を行っている。

#### ③ 実施上の工夫

評価項目を設定する際、県民にとって分かりやすいものとなるよう、各学校には通知を出している。

#### ④ 課題と今後の展望

- 学校評価の時期と PDCA への活用

学校経営の PDCA を回していく中で、学校評価を「活用する」という意識が依然として根付いていない。最大の要因は、学校評価が年度末に実施されることである。次年度の学校経営や教育活動等の計画の策定は、前年度の秋頃から 3 月にかけて行うため、年度末に学校評価を通じて課題等を洗い出したとしても、4 月からの学校経営に反映させるのが難しい。

- 教育委員会の学校への支援のあり方

各学校の学校評価実施報告を受け、その結果をどのように検証し、どのように支援するか、具体的なシステムの確立に課題がある。

- 学校評議員と学校関係者評価委員の役割の整理

学校評価システム自体は定着しているものの、平成 20 年度から実施を義務付けた学校関係者評価については、その意義や仕組み等についての周知徹底に課題がある。学校評議員と学校関係者評価委員の役割の整理にも課題があり、単に学校評議員の意見として記載するだけで、適正な学校関係者評価となっていない学校も見受けられる。

- 第三者評価者（専門評価者）の確保とシステムの確立

現在神奈川県には県立高校が 160 校程度あり、全校で第三者評価を実施する場合、学校関係者評価委員として専門家を確保するのは困難である。教育学系の学識者の中でも、学校経営のことが分かる専門家は少数であり、適切な学識者を各校に配置するのは難しい。専門評価者の人選と、第三者評価のシステムをどのようにするかが課題である。

- 個人情報の保護

学校の情報公開については、各校は自校の高校生をはじめ、中学生や保護者に学校を知ってもらうため、多くの情報を公開している。これは重要である一方、適正に情報提供しているか、ホームページ上で公開する上で慎重に取り扱っているか、といった問題もあるので、教育委員会としてはセキュリティに関する注意を継続的に喚起していく。

## ⑤ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 進路指導・生徒指導

保護者や地域にとって一番の関心事は、進路指導・生徒指導である。とりわけ進路については、数値目標の設定を求める保護者もいる。また、生徒指導についても服装や携帯電話等に関する指導状況・対応策は注目されており、それらの状況を各学校がどのように保護者や地域に伝えているのか検証することが必要である。

- 教育課程

学校が学習指導要領に基づき、生徒の教育ニーズ等を踏まえながら特色ある教育課程を編成しているか、教育課程が学校の方針と結びついているのか、といった点は重要だ。また、高校には多様な生徒が在籍しており、多様性への対応について、教育課程や授業研究、学校経営に係る学識者に意見を聞きながら工夫することが大事であり、学校評価の一つの視点になると考えられる。

## (2) 神奈川県立向の岡工業高等学校

### ① 学校概要

生徒数	892名	教職員数	111名
学科	専門学科（機械科・電気科・建設科）（全日制・学年制） 総合学科（定時制・単位制）		

工業教育を推進することを中心的な学校のミッションに据え、5つの具体的な重点課題を定めて教育活動を展開している。第一に、学力向上を図るための授業改善。第二に、OJTによる校内研修の整理。第三に、生徒一人ひとりの希望をかなえる進路の実現。第四に、未然防止の観点に立つ組織的な生徒指導。第五に、ものづくりを通じた地域社会との連携・交流の推進である。

### ② 学校評価の実施状況

教員の校務分掌組織のうち、評価関連の業務を「カリキュラムグループ」に一元化した。当該グループの名称は「カリキュラム」となっているが、主たる役割は研究開発であり、評価活動を含めて教育課程全般の検証・改善を担っている。カリキュラムグループ以外には、学校経営グループ、学校管理グループ、教務グループ、カリキュラムグループ、生徒支援グループ、生徒指導グループ、進路支援グループがあるが、各グループは5月にグループ目標を作成し、7月にグループ中間評価を実施、それらを受けて9月に学校全体の中間評価を実施し、その結果を10月に第三者評価用資料として提出した。1月には自己評価を開始しており、最終的に学校評価結果を公表するのは3月の予定だ。

学校関係者評価については、学校評議員全員にそのまま学校関係者評価委員もお願いしている。以前は、地元の企業関係者の方に学校関係者評価委員になって頂いていたが、経済状況が悪化した影響で委員会への出席が難しくなり、川崎市の行政の方に代わった。この学校関係者評価委員は、全日制と定時制双方を兼ねており、一回の会議で全日制と定時制それぞれについて検討して頂いている。

第三者評価も試行しており、専門評価者が10月と12月の2回調査を実施した結果が、近日中に送付される予定である。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 学校診断、授業評価（生徒・保護者アンケート）

専門家だけでなく生徒や保護者にも評価を実施してもらっている。その際、細かな学校目標を全ての生徒・保護者に評価してもらうことは難しいため、各学校目標に沿って「学校教育への関心度」「学校の信頼度」「学校への期待度」に関するアンケート項目を立て、「学校診断」として生徒・保護者を対象にアンケート調査を実施している。

また、全ての授業科目を対象として、「授業内容」「指導方法」「生徒自身の取組状況」に関して本校が定めた評価小項目について、6月と12月に生徒による授業評価（アンケート）を実施している。（生徒は同じ質問が記載されたアンケートを、複数の教科分回答することになる。アンケートはマークシートで、ロングホームルームの時間に実施する。）

#### ● 授業公開の実施

自己評価を実施するに当たり、各科の授業公開を実施し、管理職のほか、他科の教員が他科の



教員の授業を観察して互いに評価する（例えば機械科の教員が電気科の教員の授業を見て評価する）。その際、具体的な教育内容については専門性が高く評価しづらいので、主として指導方法（生徒とのコミュニケーションや授業の組み立て方）に注目して評価する。授業観察を通じた評価の結果は、全て管理職まで提示してもらうようにしている。一方で、各教科の専門的な内容については、同じ科の教員同士で同様に授業観察を行って評価をしている。

- 学校関係者評価委員による学校視察

学校関係者評価委員会は、土曜の午後に開催することが多いが、文化祭等のイベントがある時にも集まって頂き、学校を観察してもらうようにしている。また、年に一回程度、平日に開催するときには授業見学もしてもらっている。

- 保護者等の意見収集

学校関係者評価委員だけでなく、保護者の意見も学校関係者評価に位置づけ、評議員に送るのと同じ資料（自己評価結果）を15名のPTA役員にも封書で送り、それに対する意見を封書でもらっている。また、ホームページにも同様の資料をアップし、自由に意見を出してもらえるようにしている。

- 第三者評価用資料の作成

学校関係者評価用の絞った資料とは異なり、第三者評価用には専門家に提示するものとして分厚い資料を用意した。

#### ④ 成果

- 学校の取組内容の体系的整理

第三者評価用に資料を用意することで、本校の取組を体系的に整理し、定量的に把握できるものできないものを明らかにすることができた。

- 授業改善の実現

学校評価と結び付けて授業改善のための取組を続けることで、授業改善が為されつつあると思われる。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 自己評価の分かりやすさ・適切性

学校内の「企画会議」が、校務分掌各グループの評価結果を踏まえてカリキュラムグループに対してフィードバックを数回実施し、その中で数値で目標設定することを提案したり、評価項目の整理の仕方に関して助言したりしているが、依然として分かりやすい自己評価になっていないのが課題だと感じている。また、幅広に評価しようとする結果、全体網羅的になってしまい焦点がぼけ、最終的に評価結果を取りまとめる際に苦労しているのも現状である。

- 中間評価の実施

自己評価を現在以上に効果的に活用するためには、中間評価を実施することが望ましいと考えている。

- 人事評価システムと学校評価システムの違いの周知

教員が、人事評価システムにおける教員の取組評価と、学校評価システムにおける自己評価が直結していると考え、自己評価によってマイナスに評価されてしまうことを避けるため、自

己評価のための目標設定を曖昧にしたり、評価結果を不明確なままに終わらせたりしてしまう場合がある。そのため、両者の目的が全く違うことをしっかり伝えることが重要である。

- 学校関係者評価委員の選定

学校としては、社会人の生の声を聞いて学校経営に反映したいため、学校関係者評価委員には企業関係者にも参画して欲しいと考えているが、経済状況が逼迫し企業側にも余裕がない中で、実現しづらいのが現状である。

- 学校評価に係る専門性を有した教員養成

学校内で、評価に関する専門性を有した教員を育成することが重要である。

### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 一つの柱としての工業教育

工業高校の特殊性の一つは、工業教育を高校の特色の一つの柱として立てられることであり、また各科（本校で言えば機械科、電気科、建設科）の特色が出やすいことも挙げられる。これは同時に、学校全体として評価することの難しさでもある。

- 教員の構成・加配

普通科と比べたときの工業科、総合学科の特徴としては、教員が多様な経歴・専門性を持っているほか、教員の加配があることである。

## (3) 神奈川県立横浜緑園総合高等学校

### ① 学校概要

生徒数	686名（平成21年7月31日）	教職員数	60名（平成21年9月1日）
学科	1・2年生：単位制による全日制の課程 総合学科 3年生：全日制の課程 普通科（平成21年度）		

平成20年度に、2つの普通科高校が統合され、県の県立高校改革推進計画における「多様な教育の提供」に沿って、単位制の総合学科高校として開校。現在の3年生は統合前の高校に入学した者であり、現時点では普通科と総合科が併存している。

「将来の職業選択を視野にいれた自己の進路への自覚を深めさせる学習」「学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習」を特色としており、特に前者の視点から[MIRAI]と名付けたキャリア学習を重視している。

単位制であり、6系列の合計100を超える選択科目から、生徒は自分の進路や興味・関心に合わせて授業（90分授業）を選択する。また、地域貢献やボランティア、部活動を「グリーンアクション」と呼ばれるプログラムとして位置づけ、生徒の枠を広げる活動を促進している。

### ② 学校評価の実施状況

基本的に、神奈川県教育委員会が示す「学校評価システムの流れ」に沿って、学校評価を実施している。

学校評価の拠り所となる学校目標の設定にあたっては、開校まもない現時点においては、総合学科新校としての方向性の確立に力点を置いている。学校評価の事務局は、総合学科支援グループ（総合学科推進企画）が担当。

学校評価の結果は、次年度の早い段階に、学校ホームページや学校要覧等を通じて、「達成状況等」「評価結果（自己評価・学校関係者評価の結果を踏まえて校長がとりまとめた「学校評価結果」のみ）」を公表するとともに、保護者及び学校評議員など学校関係者に説明している。

なお平成 21 年度は文部科学省の「学校の第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証」の評価試行校として、外部専門家等による学校評価を受けた。

#### 1) 自己評価

「校内評価」と呼称。県の示す学校評価システムの流れに沿って、グループごとに取り組を実践し、グループ評価を1月上旬に行い、それを2月上旬までに評価運営会議（議長：副校長。総括教諭6名及び教頭・事務長で構成）が校内で集約、評価案を作成し、2月下旬に校長が校内評価を行う（中間評価も実施〔後述〕）。本校では、学校の特性を反映して、グループとしては、教科や学年ではなく、学校運営組織の「学習支援」「キャリア支援」「生活支援」「生徒活動支援」「学校環境支援」「総合学科支援」「事務」を単位にしている点が、特徴である。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価のための組織を別途作成することは大変であるため、学校関係者評価委員は、学校評議員にお願いしている。評議員の属性は、『自治会長（旧地域住民／新地域住民双方から1名ずつ）』『地域の有識者』『大学教員（キャリア学習関係）』『自治体副区長』『専門学校（進学先の1つ）』『大学（進学先の1つ）』『PTA 代表』である。

学校評議員の会議は年3回開催され、このうち3月中旬に開催される第3回の主な議題として、学校関係者評価について説明及び意見交換が行われる（計2時間弱程度）。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 「評価の観点」の設定の工夫

県の学校評価システムでは、学校目標に対して、「取組の内容」として「具体的な手立て」とともに取組内容の達成状況等の評価の拠り所となる「評価の観点」を設定することになっているが、この設定をどのように行うかが学校評価を行う上で重要なポイントとなる。

本校においては、「評価の観点」が数値的になり過ぎると学校目標設定後に新たに出てきた活動が評価の中に位置づけられないと考え、数値的になり過ぎないように留意している。副校長が担当している。

（記述例） 「指導と評価の一体化、研究授業の実施等による授業改善が進んだか。」

「シラバスの改善、学習意欲の喚起をはかることができたか。」

「生徒個々が自己の将来等について考え、活動することができたか。」

#### ● 生徒による授業評価の実施

学校評価の一環として、生徒による授業評価（アンケート）を年2回実施している。ただし生徒による授業評価はあくまで1つのツールであり、「生徒アンケートの結果、4.0点でした」というような整理の仕方は、学校評価における「目標」や「具体的な手立て」に対する評価ではないため学校評価の結果とりまとめの中では行わないこととし、改善するためにどのような授業としていくことが必要かについて述べることにしている。なお、保護者アンケートは実施していな

い。

- 中間評価の実施

本校は2学期制であり、それに合わせた形で中間評価も実施している。年度途中(10月)で中間評価を実施しておくことで、年度末の評価結果のとりまとめの負担が軽減される。

- グループ単位での評価作業の実施

県の「学校評価システムの流れ」にしたがい、校内評価はグループ単位を基礎で行うこととしており、教職員が評価作業に伴う負担を分担できるように配慮している。

- 関係者評価委員会での自由な討論の許容

関係者評価委員会に相当する第3回の学校評議員会議において、本来は自己評価(校内評価)の結果に対してご意見をいただくところであるが、各評議員の専門や関心によってはそれ以外についてのご意見をいただくこともある。そのような場合は、会議の席上では自己評価結果には関係ない部分も含めて様々な意見をお出しいただいた上で、自己評価に関係する議論のところだけを抜き出した上で、学校関係者評価結果としてとりまとめるようにしている。

#### ④ 成果

- 教職員の課題意識及び改善の方向性の共有

学校評価に取り組んでよかったことの1つに、教職員の課題意識及び改善の方向性の共有があげられる。

年度末に学校評価結果が取りまとめられ、前年度の実施状況と今年度の目標(の要約)が学校要覧に掲載されて各教職員に配布されることにより、学校が抱える課題(何をやらなければいけない状況なのか)や学校が目指している改善の方向性を教職員全員で確認することができ、共有することができる。

- 教職員の取組状況の“見える化”

グループ評価の作業の中で、それぞれの「具体的な手立て」に対する達成状況を、担当の教職員が自ら評価し記入することによって、教職員がそれまでに取り組んできたことが“見える化”されることになり、教職員が達成感を感じるようになる。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 学校関係者評価の活性化

当校における学校評価の一番の課題は、学校関係者評価の活性化である。学校関係者評価の会議においてあまり意見が出ず、活性化させるために学校見学を呼びかけても、学校にあまり来ていただけない。そもそも、学校評価の仕組みを理解していただいた上で、学校目標に対応した専門性を持った方でないと評価していただくのが難しい。

学校関係者評価のための手法が、現状では整理できていないのも課題である。どのような手法が活用可能かが整理されているとよい。

- 学校関係者評価委員の確保

学校関係者評価委員としての適任者が地域に少なく、どうしても1人の方に複数の高校からの依頼が集中してしまっている。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 総合高校であることの学校評価への影響

総合学科であることから、「学校間連携及び地域の教育力との連携」「キャリア意識・キャリア教育」「ボランティア活動」等が、学校評価における「学校目標」及び「取組の内容（具体的な手立て）」に含まれているのが特色である。

また、キャリア学習を重視していることから、学校関係者評価委員にキャリア学習の専門家（大学教員）を加えている。

- 新設校であることの学校評価への影響

学校が移行期（3年生は旧高校出身者であり、学科も総合学科ではなく普通科）にあることを踏まえ、現在の学校の状況や課題をよく見据えた上で、学校目標を策定している。

## 4.2.5 石川県

### (1) 石川県教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

石川県では、現在、全県立学校において自己評価及び学校関係者評価を実施し、PDCA サイクルに基づく学校経営を行っている。

平成 14～16 年度に「学校の評価システムの確立に関する調査研究」（各学校種の研究協力校 7 校による実践研究を含む）を行い、平成 16 年 10 月「石川県立学校管理規則」の一部改正と「県立学校における学校経営及び学校評価に係る実施要項」の策定、平成 17 年 1 月「学校評価の手引き」の発行を経て、平成 17 年度から全県立学校に学校評価（自己評価）を導入した。

さらに、平成 20 年度からは、学校関係者評価も実施することとし、上記の管理規則及び実施要項を一部改正するとともに、手引きの改訂を行って、全県立学校に学校関係者評価を導入した。

石川県の学校評価システムは、「目標管理型学校経営システム」を取り入れたものであり、校長が作成した学校経営計画を踏まえて、各分掌・担当者が具体的な取組や評価について計画し、それに基づいて実践、評価を行うものである。最終評価結果は報告書にまとめられ、県教育委員会に提出されるとともに、各学校のホームページ上でも公表されている。

#### ② 教育委員会による支援状況

- 「学校評価の手引き」及び教職員用リーフレットの作成・配付

学校評価の導入に当たって、県内の全公立学校等に「学校評価の手引き」を配付するとともに、全教職員にリーフレットを配付し、学校評価システムの普及・啓発に努めた。

- 研修の実施

平成 16 年度に、教頭を対象にした説明会を実施し、学校評価システムの試行を行って、翌年からの実施に備えた。平成 20 年度の学校関係者評価導入時にも、教頭を対象にした説明会を実施し、変更点についての周知を図るとともに、学校関係者評価を含めた学校評価システムの推進・充実について、研究校 3 校を指定して実践的研究を行い、その研究成果や取組事例の共有を図った。

- 各学校の取組の公開

全県立学校の学校経営計画・評価計画及び最終評価報告書を、県教育委員会学校指導課のホームページから閲覧できるようにしている。

- 学校評価の充実に向けた指導助言

指導主事による訪問（年 2 回程度）の際、学校評価の取組状況について確認し、目標管理型学校評価システムの充実や学校改善について、指導助言を行っている。

#### ③ 実施上の工夫

- 重点目標に即した評価項目

自己評価は、学校経営計画の重点目標の達成に向けて具体的方策がどの程度実施されたかを検証するものとしており、各学校では、評価の対象を絞り込み、重点目標に即した評価項目を設定して実践に当たっている。

- 評価の観点及び達成基準の具体化

評価の観点として、努力指標、成果指標、満足度指標の 3 つの指標を適切に用い、達成基準も

できるだけ具体的なものにすることで、評価者間の差を縮小し、評価の信頼性を高め、学校改善に結びつけやすくしている。

#### ④ 成果

- 自己評価の定着

導入後4年が経過し、学校評価システムが各学校にほぼ定着した。学校経営計画・評価計画の策定によって、学校の経営方針が明確になり、重点目標を意識した取組につながっている。学校改善の成果も徐々に上がっている。

- 学校関係者評価の実施

外部アンケートだけではわからない貴重な意見や、様々な角度からの提言をいただき、学校改善や教職員の意識向上につながっている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 自己評価について

目標の明確化・具体化や適切な評価指標の設定など、自己評価の質を向上させることと、評価結果の公表を含め、学校の情報発信を充実させることが課題である。

- 学校関係者評価委員について

評価委員の人選（年齢層、職種など）が難しい。また、学校評議員との役割の違いを明確にすることや、評価委員への情報提供の機会、来校機会を充実させることも課題である。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 授業改善への取組

高校では、学習指導、生徒指導、進路指導を柱として学校経営計画を立て、それに応じた評価計画を策定している学校が多い。中でも、最重要課題となっているのは生徒の学力向上であり、生徒による授業評価（平成19年度より県立高校全校で実施）等も活用しながら、授業改善に取り組んでいる。

## (2) 石川県立小松商業高等学校

### ① 学校概要

生徒数	468名	教職員数	47名
学科	全日制の商業科と情報処理科を併設		

平成19年から文科省「目指せスペシャリスト」研究開発に指定されている（3年間）。資格取得を教育目標のひとつとしており、毎年全国商業高等学校協会三種以上1級合格者を多数輩出している。平成16年より毎朝10分間の朝読書を実施。平成19年には読書活動優秀校として文部科学大臣表彰を受けた。

### ② 学校評価の実施状況

評価計画書で計画した調査方法に則り、教職員、生徒、保護者に対して「学校評価アンケート」

のアンケート項目を検討し、年2回アンケートを実施している。生徒を対象とした評価アンケートは学校内で実施し、保護者には生徒を通じて配布している。アンケート項目のうち数項目は、平成19年度から3年間指定を受けている「目指せスペシャリスト」事業の成果を経年で把握するため固定としているが、その他の項目については、必要に応じて変更することもある。

### ③ 実施上の工夫

- 教職員の主体的参画の促進

校長が作成した学校経営計画に基づき、教職員が主体的に学校評価に参画できるよう、新年度に前年度の評価結果を踏まえて各担当が指標の設定や具体化、改善項目を検討している。

- 集計結果の活用促進

授業評価の結果は、組織として改善に結びつきやすいよう、全体、教科毎、教員個人別に集計する。

- ・ 全体結果については、教頭が結果のポイント、問題点、課題、良い点を取りまとめ職員会議で報告し、教員の指導の改善意欲を高める。
- ・ 教科毎の集計結果は各教科に周知し、教務課が中心となり、教科主任会議などで改善方策を検討・実施する。
- ・ 教員個別の集計結果は個人の授業力向上に役立てている。

- 結果の公表

学校評価の中間結果、最終報告はホームページで公開し、学校の教育活動の周知に役立てている。7月に実施する学校評価アンケート及び授業評価の結果は、9月の学校関係者評価委員会で報告、学校関係者評価を受け、その結果をもとに改善策を検討し、後期教育活動を通して実施している。保護者や地域関係者に対しては11月の学校公開の行事で報告している。

- 学校関係者評価委員の人選

学校関係者評価委員に地域関係者として隣接高校のPTA会長を委任したことで、生徒の状況もわかり、かつ地元の企業の方でもあるため多角的な評価をいただけている。

- 来校機会の設置

公開授業週間を設け、学校関係者評価委員が来校しやすい環境をつくっている。また、9月の公開授業に併せて学校関係者評価委員会を開催し、委員が授業を参観できる機会を設けた。その他、「目指せスペシャリスト」発表大会等、行事の際は周知し、学校を知ってもらえるように努めている。

- アンケート結果の視覚化

学校評価アンケートの結果は、グラフ化したり前年度との対照表を表示するなど提示方法を工夫している。例えば、教科別授業評価の結果では、各教科の結果の比較等がある。

- 会議の効率化

会議の効率化のため、資料は事前に送付している。

### ④ 成果

- 学校のPR

学校評価を公開することで、学校に対する信頼感を得ることができるので、学校はPRになると



考えている。実際に、学校評価結果を見た人から、評価に対する意見をいただいたり、子どもを入学させたいという手紙が届いたりしている。

- 教育成果の可視化

これまで教員が漠然と理解していた教育活動やその成果について、客観的な数値で評価されることで、より正確な判断ができるようになった。学校には、教育活動は1年や2年で成果が把握できるものではないと考える傾向があるが、現在の取組の成果が見えるようになったことで教員の意識に変化が生じた。

- 学校の自己評価力

これまでアンケート評価の結果を学校側の基準で解釈していたのに対し、学校関係者評価委員に説明することで、客観的に評価できるようになり、学校の自己評価力が上がった。

## ⑤ 課題と今後の展望

- データ処理等に係る校務の増加

学校評価はデータが膨大で、処理に時間がかかる。そのため、分析や改善対策を検討する時間を十分に取ることができない。学校関係者評価は学校改善を目指しているが、校務の負担が増えているのが現状である。その結果、委員へも膨大な資料を渡すことになり、資料を丁寧に説明できないという問題を抱えている。

その一方で、少ない資料しか提示しない場合、議論そのものが漠然としたものになったり、場当たり的になったりしてしまう恐れもある。今後は、特に意見を得たいものに特化して資料を提示、諮問するのが良いと考えられる。

- 学校関係者評価委員の人選

幅広い分野から学校関係者評価委員を人選しており、様々な立場の方に対して、すべて詳細に説明するのは容易ではない。

- 学校関係者評価委員への情報提供

学校関係者評価委員に学校へ来校してもらう機会を設けるよう努めているが、学校の日常の状態を理解して評価いただくことが難しい。

- 評価方法の問題

授業評価結果を教科毎に分析すると比較しやすくなるものの、1人で担当している教科の場合は、教科＝教員となり、個人の評価に直結してしまう弊害がある。また、数値目標を達成することが目標になりすぎないように気をつける必要がある。

- 学校評価を担当する学内委員会の設置

自己評価、学校関係者評価の結果をより改善につなげるよう、校内に評価委員会を設置する等、組織的な推進が必要かもしれない。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 学校外部への説明責任

学校とあまり関わりのない外部の人にとっても、わかりやすく判断しやすい項目で評価することが求められる。その際、数値目標を達成することが目標とならないよう気をつける必要がある。

## 4.2.6 福井県

### (1) 福井県教育庁

#### ① 学校評価の実施状況

福井県では平成19年3月に「学校評価参考資料」として文部科学省の学校評価ガイドラインを踏まえた資料を発行した。また、平成21年3月には「学校評価参考資料（追加）」を発行している。特徴は、義務教育諸学校と同じ枠組みで学校評価に取り組んでいること、年間の目標や教育方針をスクールプランとしていることである。

スクールプランは分量を少なく、わかりやすいものとし、実効性をもたせるため、校務分掌単位に項目を立てている。

また、教育委員会からは

- ① 当面の課題や中・長期的な目標を踏まえながら、共通項目と独自項目を設定
- ② 「教育課程・学習指導」「生徒指導」「進路指導」の3項目を共通項目として設定
- ③ 当面の課題や学校の特色となるような項目については、学校ごとに独自項目を設定
- ④ 教員の多忙化解消の取組みを含める

などを依頼している。

学校評価の実施状況は、平成20年度は自己評価、関係者評価とも全校で実施し、ホームページで公開しているほか、平成21年度は全学校でスクールプランを学校のホームページに掲載している。また、学校によってはPTA総会や学校便り等でこれらに触れている。

#### ② 教育委員会による支援状況

学校から教育委員会による支援についての要望は特に受けていないが、以下の支援を実施している。

##### ● 研修の実施

福井県教育研究所主催の教員研修講座で、学校評価に関する講座を設けている。高校教育課の学校評価担当者を講師として研修を実施している。

#### ③ 実施上の工夫

##### ● 全学校の成果のとりまとめ

スクールプラン、学校関係者評価書、学校評価書は教育委員会で集約した後、全学校に配布している。学校はそれらを参考に次年度の取組に活かしたり、学校関係者評価委員が参考にしたりしている。

#### ④ 成果

##### ● 小中学校との連携による学校評価研究

中高一貫教育に取り組む金津高等学校では、平成18年度～平成20年度に学校評価の研究指定校を受けている。中高一貫にとともに取り組む市立の中学校も学校評価の研究指定を受け、学校評価についても中高一貫で研究を進めることができた。

## ⑤ 課題と今後の展望

### ● 学校関係者評価の充実

学校関係者評価の実施状況については、報告様式などは統一されてきているが、学校により状況が様々であることから、さらなる充実が必要であるとの考えである。具体的には、一部で残るアンケートは外部評価という概念からの脱却、網羅的に実施するのではなく自己評価結果に対する評価という意識の定着、学校関係者評価委員の人数の増加、学校関係者評価結果のスクールプランへの反映等の考え方を学校に普及することが必要との考えである。特に学校関係者評価委員は、PTA の関係者であることが多く、学校の応援団として、厳しい意見は言わない場合もある。そのため、具体的な改善の意見は出にくい可能性もあるため、多様な学校関係者評価委員の確保が必要である。

### ● アンケート集計の効率化

文部科学省主催の研修で紹介されたアンケート処理システム(SQS)を学校に紹介する予定である。各学校では独自にマークシートリーダーを利用していることもあるが、教員の異動等により取組が継続していないこともあるため、SQS の普及を促していくことで業務の効率化が図られる。また、このような業務から若い教員の学校評価への参加を促すことができるのではないかとの考えである。

### ● 学校評価の重点化と利点の普及

教員の多忙化解消に取組む中、学校評価は評価の重点化により負担の軽減を図り、取り組みやすいものとしていきたい。特に、高等学校では分掌ごとに目標を取り上げることが多いため、結果的に網羅的になり、子どもたちにとっての重点課題が伝わりにくいことがある。また、アンケートの実施にあたっては経年変化を追うことと、設問を目標に対応させることとの間で迷いがある学校も多いだろう。このような点については、教育委員会として学校評価の重点化の方針を伝えることが有効と考えている。また、学校評価に取り組むことで、子どもたちにどのような良い影響があるのかという問いに答えられるようにすることも必要である。

### ● 第三者評価の実施

平成 20 年度に実施した文部科学省の第三者評価試行事業について、学校は身構えた部分もあったが、大変的確な報告であり、有効であった。また、その際、評価委員が、学校の教職員が話しやすいような雰囲気を作ってくれたことも大変印象的であった。一方で、福井県として第三者評価を実施するには、前述のような人材確保、予算措置等の面で課題が多いであろうと考えている。学校関係者評価に有識者を含める等、現在の取組の充実を優先していく意向である。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

### ● 義務教育諸学校との協調と差異

福井県では義務教育諸学校と同じ方法で学校評価を進めている。小中学校の方が取組が進んでいるので、高等学校においてもそれらを参考にしている。義務教育諸学校は外部から見ると、学校が一体化している印象があるのに対して、高校は校務分掌単位で組織的に動ける面もあるものの、学校評価を管理職の仕事として捉えてしまう面もある。

## (2) 福井県立大野高等学校

### ① 学校概要

生徒数	654名(全日制)	教職員数	67名(全日制)
学科	普通科(全日制(定時制併設))		

(平成21年4月現在)

大野高等学校は藩校明倫館を母体とし、創立100周年を超える伝統校である。「真理探究」「自主自律」「堅忍持久」を教育方針として、教養豊かな人格の陶冶を目指し、「文武共修」の実現を追求する一方、多方面で活躍する卒業生に支えられ、地域社会からも広く信頼される進学校である。生徒数654名のほとんどが地元の生徒であり、充実した学習指導と進路指導を掲げ、充実したキャリア教育に取り組んでいる。また、各学期に授業改善につなげる「互見授業週間」を実施するとともに、各教科では他校教員との教科連絡協議会により授業評価や情報交換等を行うなど、学校公開や授業研究にも熱心に取り組む学校である。

学校評価は県内の高等学校に先駆けて平成16年度から実施し、県内の模範となっている。平成18年度には県の学校評価研究指定を受け、平成20年度には文部科学省の第三者評価試行事業を実施した。

### ② 学校評価の実施状況

福井県教育委員会が作成した「学校評価参考資料(追加)〈学校力向上を目指して〉」に従って学校評価を実施している。

#### 1) 自己評価

自己評価は以下のとおり実施している。3月に各部で学校評価書や学校関係者評価書を分析しスクールプラン案を協議し、1月に各部の代表1名及び教頭の7名からなる学校評価推進委員会がとりまとめ確定する。学校評価推進委員会はスクールプランに基づき自己評価アンケートや外部アンケートの項目設定、分析等を行い総合評価シートとアンケートを作成する。12月に教員による自己評価と、生徒・保護者によるアンケートを実施し、各部でアンケート結果の分析とその対策を協議し、学校評価推進委員会にまとめを提出する。学校評価推進委員会でその結果を学校評価書としてとりまとめ、県に報告する。

#### 2) 学校関係者評価

平成21年度は2月に学校関係者評価委員会を実施した。学校関係者評価委員は、PTA会長と副会長3人、および地域代表の方、地元の中学校の保護者等の8人である。PTA関係者は学校から依頼し、その他の方はPTAからの推薦である。地元の学校であることから、委員は卒業生であることが多い。

学校関係者評価委員会では、各委員に学校要覧・学校案内、学校行事一覧、スクールプラン、自己評価結果等の参考資料に基づいて、教育目標や学校の概要、自己評価結果等の説明と意見交換を行った。委員には後日文章として評価をまとめて提出してもらった。

### 3) 第三者評価

平成 20 年度に文部科学省の第三者評価試行事業を実施した。自己評価だけでは評価できない部分もあり、第三者による評価を受けることは学校経営上極めて大切である。事前に資料を送付し、どのような学校であるのかを認識した上での訪問調査であり、適正な評価が得られた。

#### ③ 実施上の工夫

- 教員の負荷軽減

職員会議の議案は予め企画委員会で予備審議し、効率的な会議の運営に努めている。また、全教職員がパソコンによる校内メールを活用した庶務連絡等の効率化をはかり、会議を減らす取り組みを行っている。さらに多忙化解消の取り組みとして月 2 回以上のノー残業デーの実施を進めている。

#### ④ 成果

- 学校経営への活用

自己評価や学校関係者評価によって、PDCAサイクルによる学校経営の改善を意識した取り組みがスムーズに行われている。学校評価推進委員会が中心となって評価結果の分析や研究を行い、重点目標の設定や課題に対する改善策等について校内全体で協議し認識を共有するというシステムが全体に浸透し、次年度の学校経営に活かされてきている。

- 学校関係者評価の効果

学校関係者評価では、自己評価だけでは認識できない点等について多くの指摘を得ることができた。また学校に対する要望や意見もたくさん出され大変有益であった。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 学校評価の捉え方

スクールプランの目標に沿った自己評価は今後も継続して実施していく。保護者や生徒へのアンケートは自己評価の資料として生かされるべきものであり、生徒による授業アンケートの導入も検討し、さらに自己評価の適正化を図っていく。また、自己評価の中間評価を行って評価サイクルを短くするなどの創意工夫をしていく。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 県の周辺部にある学校の特性

学校所在地が県の中心部から離れていることにより、いくつかの特性がある。例えば、地元の生徒が多いため学力幅が大きく進路が多岐にわたること、生徒の多様な進路実現を図るために教員の教育力を高める必要性が非常に高いこと等である。また、学区制の廃止によって地元の中学生在が他市の高等学校に入学することもあるため、本校の魅力をいっそうアピールすることが求められている。また、地域の高校再編が進む中、本校では学校改革検討プロジェクト委員会を設置して、地域の進学校として魅力ある学校づくりを進めるとともに、本校の魅力ある取り組みや特色を保護者や地域住民に積極的に周知するとともに、保護者や地域住民との連携を図りながら、地域の拠点校としてそれぞれのニーズを反映した組織的な学校経営を行う必要がある。

## 4.2.7 福井県私立中学高等学校協会

### (1) 福井県私立中学高等学校協会

#### ① 学校評価の実施状況

平成 19 年度から当初は 2 か年の計画で、福井県内の私立学校 6 校合同での学校評価のプロジェクトを開始した。取組のきっかけには、国として学校評価の取組が進められていく中、私立の高等学校は建学の精神等と学校評価をどのように考えていけばよいかを検討していきたいと考えていたこと、私立学校全体の魅力向上とアピールを図りたいと考えていたことがあった。なお、大きな成果が得られたことから、プロジェクトは平成 21 年度に 1 か年延長した。3 年間の期間を通じ、有識者による支援体制やアンケートの対象範囲・内容・解析手法、第三者評価の視点などについて、事業の進展に則した段階的な取り組みが行われた。なお、事業報告並びに、有識者による研究報告がまとめられる予定であるので、詳細はこちらを参照されたい。

実施体制としては、実行委員会、有識者会議、平成 19～20 年度は実行委員会オブザーバーを置き、運営・調整の実務は委託先企業が行った。実行委員会は教頭や教務主任等、各学校から 2 名の教職員が参加し、平成 19～21 年度にかけて計 19 回の会議を実施し、学校評価に関する勉強会や研修の企画、アンケート項目の策定等を通じて、学校評価システム構築についての検討を行った。有識者会議は大学有識者による会議で、平成 19～21 年度に計 13 回の会議を実施した。平成 19～20 年度は、有識者会議より各校 1 名の担当者をアドバイザーとして配置し、平成 21 年度は担当校を決めず、企画支援会議がチームとして各校に対する助言を行った。アドバイザーは各学校を訪問し、学校評価の実施組織やアンケート項目、調査の実施方法等に関する助言を行った。有識者会議と実行委員会を設けることで、関係者が多い中でも各学校の取組の方向性を揃えられるよう留意した。

プロジェクトとしての学校評価の主要な取組は、共通的な様式による学校評価アンケート(生徒、保護者、教職員対象)の実施、自己評価に対するアドバイザーの助言、有識者会議メンバーを中心とした専門家による第三者評価である。自己評価及び学校関係者評価についてはアドバイザーの助言を得ながら、基本となるフォーマット等に基づいて各学校で実施することとした。

学校評価アンケートについては、平成 19 年度は試行という位置づけで各学校とも数クラスを対象として実施し、平成 20 年度には大幅な項目改訂の後、平成 20～21 年度に 2 度の悉皆調査を実施した。調査に当たっては業務委託先企業が入力、集計を行い、クラス別、学科別等の多様な分析を行った。また、自己評価結果とあわせて各学校の要望に応じた解析を行うなど、年度ごとに実態把握の範囲や方法のレベルを向上させた。第三者評価については、平成 20 年度は、学校評価の専門家である大学教員で、対象校への関わりにおいてステージの異なる 3 名による学校訪問を行った。平成 21 年度は、企画支援会議の 1 名と各校の課題に応じた専門家 2 名以上のチームでより焦点化した評価を行った。生徒や教職員との質疑応答、授業視察や施設見学、保護者との懇談等を行い、その結果を報告書として学校に提出した。

なお、平成 19 年度には、学校全体での理解促進を図る観点から、平成 21 年度にはアンケート結果の活用を目的として、各学校において全教職員を対象とした研修会を開催している。

これらの取組は 6 校連携プロジェクトとして大々的に PR を行った。

## ② 個別校における学校評価の実施状況

プロジェクトの参加した私立高等学校 A 校における学校評価の取組状況は以下のとおりである。

- 平成 20 年 7 月：学校評価アンケートを実施  
(プロジェクトの共通様式。最初の自己評価として取組む。)
- 平成 20 年 9 月：学校関係者評価と第三者評価を同時に実施
  - 学校関係者評価委員は教育振興会役員（保護者 6 名）
  - 第三者評価委員はプロジェクトから派遣された有識者
- 平成 21 年 7 月：学校評価アンケート（プロジェクトの共通様式）
- 平成 21 年 7 月：生徒による授業評価アンケート（学校として独自に作成したもの）実施
- 平成 21 年 10 月：学校関係者評価を実施
- 平成 21 年 10 月：第三者評価を実施
  - あわせて公開の研究授業も同時実施
- 平成 21 年 12 月：生徒による授業評価アンケート実施

A 校では自己評価は主としてアンケートを活用して実施している。授業評価アンケートに関しては各学校が入力・集計・分析を担う。学校評価アンケート結果は学校内で共有しており、各部で分析している。また、校内でデータの読み取りや解釈に関する講習会を実施した。授業評価アンケートは教科主任に渡して、各教科会議で、改善点等を検討いただき、教頭に改善項目を報告してもらっている。また、平成 20 年度は保護者への配布物に学校評価アンケート結果の概略を示し、平成 21 年度は結果の概略をホームページに掲載する予定である。なお、授業評価アンケートについては、ホームページに掲載している。学校関係者評価の結果は聞き取りを担当した管理職、部長が参考として活用している。第三者報告書は次年度の計画の参考としている。

学校評価アンケートや第三者評価についてはプロジェクトの委託先が実施するので、現時点の業務としての負荷は多くはないが、平成 22 年度以降、経済的、事務的支援が終了した後の対応については検討を進めているとのことである。

## ③ 行政による支援状況

- 経費や広報の支援

私立学校所管課としては、以前から私立や高等学校もいずれは学校評価が求められることから、行政としても学校評価に取組んでほしいと考えていた。私立学校が個々の学校単独で取り組み始めるのは難しいので全校合同で取組めないかと考えていた。全私立学校が合同で学校評価に取組むということから、経費の一部について 3 年間の補助金を交付することとした。

## ④ 実施上の工夫

- 私立学校の参加による実施

私立学校が参加する事業であったことから、県による支援が得られた。また、ある程度の規模となることから、有識者の協力も得られやすくなり、事業実施にかかる費用負担も軽減された。また、学校内の理解促進においても県内の私立学校が取組んでいるということは効果的であった。

- 広報の重視

私立学校の努力を県民に知っていただくこと、私立学校の良さを見てほしいという思いがあり、PRを重視しながら取り組んだところ、結果的にマスコミ等にも取り上げられた。学校評価は地味な取組で、教職員の方々は大変な努力を有するが、新聞・雑誌等に掲載されることでモチベーションが向上するとともに、私立学校自体のPRにもなった。

- 段階的な取組の拡充

初年度である平成19年度は教職員を対象とした学校評価に関する勉強会を中心に実施し、生徒・保護者を対象とする学校評価アンケートについても数クラスのみを対象とした。これらの結果を踏まえて、平成20年度を本調査と位置づけ、全クラスを対象としてアンケートを実施するなど、段階的に取組の拡充を図った。

- 各学校へのアドバイザーの配置

私立学校が学校間の差異が大きいため、公立学校のようにモデルやガイドラインを示して、それに各学校が工夫を加えるという方法では学校の特徴に応じた評価ができない可能性があった。そこで、各学校にアドバイザーを配置し、各学校に応じた学校評価の取組を実施できるようにした。

## ⑤ 成果

- 第三者評価による的確な助言の提供

学校評価に有用感を感じたのは第三者評価の影響が大きく、第三者評価の指摘を聞いて学校評価事業に対する納得感が高まった。具体的には、第三者評価とアドバイザーの存在によって、新鮮な情報を得ることができたり、感じていた強み、弱みを的確に指摘していただいたりした。例えば、保護者や生徒は、教職員が質問した場合と第三者評価委員が質問した場合で、回答が異なることがあり、第三者評価によって普段聞けない情報を得ることができた。また、アンケート内容についても的確なものとすることができた。

- 学校の意欲の向上

各学校で様々な取組をしてきたが、学校評価で有識者から自校の取組を認めてもらったり、専門的な立場から改善点を助言いただいたりしたことで、取組に自信をもつことができた。学校評価をよい手段と捉えて、今後の学校運営にも前向きに取り組めるようになった。

このようなことから、当初は2か年のプロジェクトであったが、学校側から自発的に継続意向が生まれ、1年間プロジェクトの期間を延長するなど、積極的な取組が見られるようになった。また、各学校においても評価されることに対するアレルギー反応がなくなり、研修会等にも協力的になった。

- 振り返りの機会の提供

教員は生徒指導や行事等、よかれと思ったことについてはどんどんと取組んでいくが、学校評価を通じてそれらを冷静に見直す機会となった。例えば、何を目的として実施するのか、現在どこまでできているのか、次にどうすればいいのか、どのように改善を図るべきか等、取組を振り返り、優先順位をつけた上で、体系的、組織的に取組むことができるようになった。

- 私立学校としての共同機会の創出

これまで、顔を合わせる機会がなかった各私立学校の教員が合同でプロジェクトにとりくんだことで、私立学校として協力できる部分については協力しようという機運が高まった。例えば、本



プロジェクトをきっかけとして、平成 21 年度には生徒募集の新聞広告を私立学校合同で出稿するという取組が実施された。

## ⑥ 課題と今後の展望

### ● 教職員の理解促進と今後の実施方策

担当教員や管理職だけでなく、全教員が学校評価の目的に関する理解を深めていくことは課題である。

### ● 各学校における取組の推進

平成 21 年度でプロジェクトは終了し、平成 22 年度以降は各学校で学校評価に取り組むこととしている。3 年間で学校の意識改革が進み、学校評価を各学校の魅力向上につなげていきたいと考えている。一方で、学校単独で実施する際には、全教職員が学校評価の必要性を理解することや、アンケート実施の費用や集計作業の負担等の軽減が必要となってくる。また、第三者評価を担当する有識者の人選や確保、年間を通して支援を得られるようなシステム作りや費用が課題である。学校評価の結果は学校としても計画に活用するが、教育活動に反映するノウハウは不足しているので、各課題の専門家によるアドバイスは欠かせないものと考えている。私立学校では特に第三者評価が有用であることから、有識者に関する情報提供やアドバイザー派遣、謝金等の補助により、年間の指導回数の拡充が図られるとありがたいと感じている。

## ⑦ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

### ● 学校評価の取組方策

私立学校は教員の異動が少ないことから、成果や手法が学校に根付きやすく、研修も効果をあげやすい。また、学校の魅力向上が学校教員である自分自身の生活を守ることにもなるので、各教員の努力の方向性が一致しやすいなど、学校評価に取り組やすい土壌もある。一方で、私立学校では学校評価に関する情報が入手しにくいという課題がある。これらのことを踏まえると、最初のスタートは難しいが、その部分を解決すれば成果もでやすいと考えられる。

### ● 学校評価結果の活用

開始当初は私立学校には新鮮な学校評価であるが、継続的に実施する際には学校評価の結果を真剣に受け止め、建設的に利用していくことや、学校評価の取組について毎年テーマを変えて実施するなど、創意工夫をしていくことが課題となってくるだろう。私立学校は学校評価以外で既に外部から評価を受けており、結果に対して設置者からの指導が入ることはないが、学校評価の結果を別の面からの評価と真摯に受け止めることが必要である。

## 4.2.8 神戸市

### (1) 神戸市教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

神戸市の高等学校（10校）では普通科（学年制／単位制）、工業、商業、総合学科高校など各々の教育目標が個別化していることから、自己評価は学校個別に導入してきた。

平成19年度以降は、高校もPDCAサイクルによる学校経営が求められることから、マネジメントプラン（学校経営計画）を3校で試験的に導入し、その中に学校評価を位置づけて実施している。平成20年度に全日制高校全校、平成21年度に定時制高校で導入を開始し、現在全市立学校で実施している。

なお自己評価の方法（表示方法も含む）は、客観的に把握できる方法であれば、4段階でも3段階でも学校が自由に設定できる。また、外部アンケートは、学校が把握したい内容に応じて実施できるように、実施方法（記名、無記名、全員、抽出等）を各学校が自由に選べるようにしている。

第三者評価については、現在、小中学校（1校）が国の試行事業に参加しているが、市として実施する予定は現時点ではない。

#### ② 教育委員会による支援状況

##### ● ガイドラインの提供

教育振興基本計画で、平成21年度まで学校自己評価・学校関係者評価の実施と公表の状況100%達成を目指しており、市教育委員会としても学校の指導支援にあたっている。平成21年3月には、「神戸市学校評価ガイドライン」を作成し、学校評価の理解と促進を図っている。ガイドラインにはアンケート項目や質問の作り方のコツなどを整理した事例集を盛り込んだ。

##### ● 有識者・指導主事による支援チームの設置

市教育委員会では、有識者および指導主事で組織するマネジメントプラン支援チームを設置し、学校訪問等によって各校の実態を把握するとともに、教員研修、外部評価委員会への指導助言を行い、校長との協議に基づき、その実効性を高めるよう支援を行っている。

マネジメントプランの導入初年度は、学校のマネジメント委員（ミドルマネジメント）と評議員（関係者評価者）に対して、マネジメントプランと学校評価についての研修と、学校の授業参観を行った。

##### ● 窓口の設置等

指導課に支援窓口を置いている。各校の学校経営計画が実効性のあるものとなるよう、ハード・ソフト等様々な確度から支援を行っている。

##### ● 学校評議員向けのパンフレット

評議員は学校をよく知らないの意見が言いにくいという声があったことを受け、評議員向けのパンフレットを作成し、学校のために厳しい意見を言って欲しいというメッセージを伝えている。また、学校評価は簡潔に実践でき、改善に役立つという理解を広めるため、学校向けの学校評価理解促進のためのパンフレットを作成、第一回学校評議委員会時の説明にも活用している。

### ③ 成果

- 迅速な情報提供

市のシステム変更に伴い、学校の要望があればホームページ作成のための補助員を配置することができるようになったことや、校長の決裁で更新ができるようになったことから、更新頻度が高まり、保護者への情報提供が迅速になった。

- モチベーション維持効果

学校評価では、評価結果だけでなく、目標達成に至るプロセスについても外部から評価を受けることから、プロセスについて前向きな評価を受けた場合は、目標達成ができず、次年度同じ目標取組むことになったとしても、モチベーションを維持できる効果がある。

- 学校公開の機会増加

従来、高校は授業公開、外部から見られるという環境になかったが、マネジメントプランを導入後、授業公開は学校改善のために行っているという意識が生まれ、授業の公開が進んでいる。

### ④ 課題と今後の展望

- 効率的な資料作成と情報提供

学校関係者評価委員が学校訪問を十分できない場合でも、データや学校からの説明によって客観的な評価ができるような多様なデータを、教員の多忙感を増加することなく、提供することが重要である。

- 研修の実施

学校評価の先進校とそうでない学校では、学校評価に対する教員の意識差が大きい。後進校の底上げのため、小中高校の校長・管理職、担当者向けに先進事例の共有を図る研修を実施することが重要だ。また、先進事例における取組については冊子にとりまとめ、研修に参加できなかった教員も共有できるようにする予定である。

- アンケートの実施時期

全クラスの授業アンケートの実施は困難であるため、入学時、卒業時など定点で経年データを把握することが有効であると思われる。

- 教員の相互評価アンケート

教員間同士のアンケートは同教科の教員同士だけでなく他の教科の教員や管理職による評価も有効だと考える。

- 参考情報の提供

保護者がアンケートに答えやすいように、また学校関係者評価委員が学校の状況を理解して客観的な評価をできるようにするために、適切な情報提供をすることが重要である。

- 学校関係者評価者の人選

学校評議員と学校関係者評価者が重複するケースが多く、委員の負担軽減のために本市では学校評議員＝学校関係者評価者としている。関係者評価委員は学校の特色ある活動を客観的に評価できる人材が望ましいが、遠方に在籍する人材の場合は交通費などの支出が増えるため、人材の確保が難しい。

## ⑤ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 市民のニーズへの対応

学区の広範囲性を念頭に、生徒の市内、市外在住に関係なく、地域に根ざした学校づくりを進め、市民のニーズに応じた特色ある学校づくりを進めることが重要である。

## (2) 神戸市立六甲アイランド高等学校

### ① 学校概要

生徒数	1,063名	教職員数	91名
学科	普通科（全日制単位制）		

平成20年度、平成21年度の学校評価研究指定校である。社会科学系、国際人文系、総合科学系、芸術系（音楽コース、美術デザインコース）、国際情報系、情報科学系、生活福祉系（平成22年度よりスポーツコースを新設、生活福祉系統合し、人間科学系（生活福祉コース、スポーツコース）等、170科目の授業を行っている。

### ② 学校評価の実施状況

自己評価、学校関係者評価は、平成19年度から神戸市によって順次導入されているマネジメントプランに組み込まれた形で実施している。平成19年度は平成20年度の中長期ビジョンの策定と全教員による自己評価のみ、平成20年度は全教員による自己評価、外部アンケート（生徒、保護者アンケート）、学校関係者評価を実施した。平成21年度は、作業量と比較して有益な知見が得られなかった授業アンケートは実施せず、全教員による自己評価と学校行事に参加した地域住民および保護者に対するアンケート（外部アンケート）、学校関係者評価を実施する予定である。

学校関係者評価の手法は、昨年度は重点目標の大項目について、自己評価を踏まえて、自由記述の評価をしてもらった。評価委員はあまり学校を観察しておらず、評価項目を細かくしすぎると評価しにくいという意見があったため大項目ごとに評価してもらったが、教員としては当該評価結果を参考にしにくいという状況もあり、今年度は大項目を細分化した小項目ごとにコメントと4段階の評定を頂く予定である。

第三者評価については、実施の予定は現時点ではない。

### ③ 実施上の工夫

- 分掌単位での評価

教員組織が91名と大きいため、評価は分掌ごとに努力目標、重点目標及び評価指標を設定して実施している。各教員の自己評価は各部長が取りまとめた後、教頭がとりまとめる。

- 公開授業の実施

保護者アンケートの実施の際は、子どもからの間接的な情報ではなく授業観察等の直接的な情報によって適切な評価をしてもらえるように、保護者面談の期間中、公開授業を行い授業や学校を参観してもらうように工夫している。

- Webアンケートを活用した経年調査

集計を効率よく行うため、自己評価はWebアンケートを活用している。

- 教員対象の経年調査

学校関係者評価委員（評議員）に学校の実情を理解し評価してもらうための基礎資料として、平成19年から教員対象の経年調査アンケートを実施している。内容は、学力の伸長、自主性の育成、学校目標と重点項目など全48項目である。

- 評価委員会開催日の工夫

多忙な委員に学校や生徒／卒業生の様子を見てもらえるよう、学校行事に併せて評議委員会を開催するなどの工夫をしている。第1回評議委員会の際には、進路プランニングや授業参観等をして頂いた。

#### ④ 成果

- 新任教員の学校理解促進

開校12年目を迎え、人事異動規定（最長在籍期間11年）により、中核教員の転勤と新任教員の着任が続いているが、自己評価のプロセスや他の分掌の評価活動を知ること、学校全体の教育活動に関する理解が促進されている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- アンケートの再設計

昨年度は外部アンケートとして生徒を対象とした授業アンケート（マークシート）を実施したが、授業改善に資するようなコメントが少なく教員の授業力向上につながらなかった。結果を有効活用できるようなアンケート設計の必要があるという意見があり、本年度は質問項目を整理し直して実施した。（分析の方法は検討中）

- 教員同士の授業参観

昨年度は自己評価の方法として、教員が他の教員の授業を観察し、自由に意見を述べるという教員アンケートを行った。しかし、本校のように170科目の授業を実施する場合、同一教科を同一時間帯に授業している場合があり、同一教科同士の教員は授業観察できないという事情があり、今年度の実施を見送った。

- 学校関係者評価委員の日程調整

昨年度は学校評議員と学校関係者評価委員は別のメンバーだったが、日程調整の関係から一つの会議に参加して頂いた結果、委員がどちらの立場で発言をしていいのかが混乱していた。今年度は神戸市教育委員会から評議員と関係者評価委員は完全に同一でも構わないとの指導があったため、2つの委員を統合した。だが依然として、日程調整は大きな課題である。

- 保護者の参画

学区が県全域と広域であることもあり、文化祭、運動会でも全生徒の保護者が参加しているとは言いがたい。そこで今後は、保護者が自由に学校や授業を参観できる方法を検討したい。また、在校生の保護者だけでなく、接続する中学校の保護者が来校しやすい環境を整え、保護者の意見を把握できるよう工夫したい。

- 地域住民対象のアンケート調査

地域住民からの意見も得たいと考えているが、配布対象の選定等、実施方法は未定である（現在は、「六アイフォーラム」など地域住民が参加するイベントでアンケートを実施している）。ま

た、本校のように新しいタイプの学校（単位制、選択科目 170 科目等）は実際に学校や生徒の様子を見て学校を知ってもらう機会を設けることが重要であるので、近隣企業にチラシを配布する等の取組は進めているが、学校と直接的に関わりのない人は学校に足を運びづらいのが現状である。

- 結果の公表

生徒の学校選択に資するために、積極的に情報提供をしたいと考えている。昨年の評価結果は諸事情でホームページに掲載できなかったが、本年度は掲載予定である。

- 学校関係者評価者の選定

学校の教育内容が広い領域にわたるため、広い視点で物事を見ることができる有識者を学校関係者評価委員に加えるようにしている。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 通学圏の広域性

全県から入学者を募集していること、地域住民と高校の関わりが小中に比べて密接でないことから、評価の前にまず学校を知ってもらうことが重要である。

## 4.2.9 大阪府

### (1) 大阪府教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

大阪府では、「学校教育自己診断（以下、自己診断）」と「学校協議会」の活用を通じて学校改善をめざしている。

自己診断は、学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校改善のための方策を明らかにするもので、平成 14 年度末までに、府立学校全校で実施されている。診断の対象（校長、教職員、生徒、保護者）、診断のサイクル、診断項目は学校により異なる。診断結果については、Web ページや学校便りへの掲載、学校協議会での提示などにより、なにかしらの形で多くの学校で公開している。

教育委員会への学校評価結果の報告については、平成 21 年度以降、PDCA に基づいた中長期的な学校経営の実現を目指し、「学校評価報告書」の様式に沿った報告を義務付けている。

また、学校の自己評価として、学校教育自己診断の他に授業評価を組織的に実施している学校もあり、平成 20 年度は全府立高校の 29.1%となっている。学校の自立的な取組を進め、かつ、組織的な評価活動の実施を推進するねらいから、平成 22 年度から、全府立学校で授業評価を実施することとしている。

学校協議会は、保護者や地域住民等の意向を把握し学校運営に反映することにより、学校運営改善を図る目的で設置する学校支援組織であり、学校評議員が一堂に会して協議する会議と同趣旨のものである。平成 12、13 年度にモデル校を指定し、試行を行い、平成 15 年度中に府立学校全校で設置が完了している。同協議会の設置は、大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則に盛り込まれている。協議会委員の人選は、学校の課題等に応じて行われているが、PTA 関係者、同窓会関係者、学識経験者、地域住民等が含まれる場合が多い。

#### ② 教育委員会による支援状況

##### ● 評価活動の推進支援

学校が自己診断を実施するにあたって参照できるよう、大阪教育大学に委託し、学校教育自己診断ハンドブックを作成し、配布している。

そのほか、文部科学省の委託事業で行われた実践研究の成果を報告書としてとりまとめ、学校に配布している。

また、今年度は学校協議会の活性化を図るため、学校協議会フォーラムを開催し、成功事例の共有などを図っている。

##### ● 評価・改善支援

平成 19 年度に府教育委員会内に学校経営支援チームを設置し、校長や准校長の相談窓口として機能させている。また、指導主事が毎年全校訪問を行い、評価・改善支援を実施している。

平成 21 年度以降、これらの機能を拡充させるため、以下の 3 つのチームを組織し、評価・改善支援を推進している。

- ・ 診断支援チーム：学校経営等に係る専門家（大学教授等）、指導主事等で組織
  - ◇ 学校経営診断に基づく学校支援
  - ◇ 授業評価システムの導入支援
  - ◇ 学識経験者と指導主事による対象校への学校訪問
- ・ 育成支援チーム：人材養成に係る専門家（大学教授等）、指導主事等で組織
  - ◇ 府立学校におけるミドルリーダーの育成を支援
  - ◇ 学校毎にミドルリーダー候補を選出し、課題抽出、解決を支援。研修の一環として、課題解決のOJTを実施
- ・ 解決支援チーム：指導主事等で組織
  - ◇ 保護者からの要求への対応など、学校のみでは解決困難な事象が生じた場合に支援を実施

### ③ 実施上の工夫

#### ● アンケートの集計・分析

学校の課題、文脈に即した分析方法の工夫が必要と考えている。例えば、授業の満足度についてたずねる設問は、それだけでは具体的な課題が抽出できないが、他の設問項目（予習、復習の実施状況、通塾状況など）について、肯定評価と否定評価した生徒の家庭学習の状況がどうかクロス集計することで、課題の仮説検証的な分析を行い、具体的な改善方策を導くことができる。

#### ● 関係者からの多様な情報収集

能勢高校では、高等学校教育の枠組みをこえて、小学校、中学校、高等学校が地域とどうかかわれるか、近隣住民にアンケートを実施している。また、岬町では、生徒が街頭インタビューを行うなど、地域住民の声を拾う様々な取組をしている。

### ④ 成果

学校評価実施の成果としては、次のものがあげられる。

- ・ 客観的データに基づいて、学校が自身の教育活動を把握できるようになった。
- ・ 自己診断は学校の教育活動を全方位的に評価するため、学校が抱える課題を把握できるようになった。
- ・ 協議会委員は当初は学校のことをよく知らなかったが、様々な資料の提供や、行事や授業参観などを通じて学校の理解促進につながりつつある。
- ・ 現在では、学校協議会での議論等に教職員も参加するなど教職員と学校協議員が直接コミュニケーションをとるケースが増え始めた。
- ・ 評価結果の公表や学校の教育活動の理解が進んだ。

### ⑤ 課題と今後の展望

#### ● 評価結果を踏まえた改善活動への展開

自己診断やアンケートの実施は進んでいるが、その結果をどう具体的な取組みにつなげるかについては、改善の余地がある。



- 評価結果の公開促進

学校が行った評価の結果について、学校 Web ページへの公開を府内全校に展開していきたい。

- 学校の取組のアピール

学校評価を通じて、学校の課題を明らかにし、改善につなげることに加え、学校が取り組んでいること、努力していること等についても、アピールしていくことが重要である。

## ⑥ 学校特性と学校特色を踏まえた学校評価について

- アンケート実施の負荷軽減

高等学校は生徒数が多いため、アンケートの集計分析の負荷が高い。そのため、マークカードリーダーの活用、設問項目の工夫、自己診断で明らかになった重点課題に焦点をあてた設問設計等により、アンケートの集計・分析業務の負荷を軽減していくことが重要になる。また、集計・分析の効率化のため、各種ソフトの活用も有効である。

- 学校協議会委員の人選

人選にあたっての指針を、府教育委員会として、以下のように示すことで、学校の人選支援を行っている。

- ・ 自校の課題について幅広い視野から意見・提言が受けられるよう、広く学校外の人材を確保する
- ・ 可能な限り人物本位で選任し、関係機関、団体の長などを充て職が多数とならないように配慮し、各分野からバランスよく選任するとともに、男女の一方の性に偏らないようにする
- ・ 学校の教職員、児童生徒の選任はその趣旨から適当でない

## (2) 大阪府立天王寺高等学校

### ① 学校概要

生徒数	960 名	教職員数	71 名
学科	普通科・理数科（全日制）		

今年度で創立 114 年を迎える伝統校で、「質実剛健」、「自由闊達」を旨としている。

進学状況は東京大学・京都大学・大阪大学・国公立大学医学部医学科の進学者を合わせて約 100 人、1 学年 320 人中約 230 人が国公立大学に進学する進学校である。

### ② 学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

自己評価は、学校教育自己診断と授業評価及び SSH 関連評価により実施している。具体的な内容は以下の通り。

##### ● 学校教育自己診断

3 年ごとに、生徒、教職員、保護者へのアンケートにより評価している。将来構想委員会が実施主体となり、アンケート項目作成、職員会議討議での周知を経て、実施している。同委員会は、校長、教頭、主幹教諭（主席）、教務主任、運営委員会から選出された委員等で構成している。

##### ● 授業評価

毎年 1 回前期終了直後（10 月）に実施し、改善点を年度内に反映できるようにしている。実施主体は教務部で、アンケート項目を各教科で起案し、将来構想委員会等で検討して実施している。質問項目は全 5 問に統一し、質問 1-4 は各教科で設定し、5 問目は共通の設定問として「自らの学力伸長という観点から見た、授業の満足度」を設定している。

##### ● SSH 関連評価

SSH の事業では、それぞれの取組みに対する生徒アンケートをきめ細かく行うと共に、教職員、保護者、小中学生に対するアンケートを行い、取組みについて様々な視点からのアンケートを実施している。

#### 2) 学校関係者評価

大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則に規定されている学校協議会を年 2 回開催している。委員は 7 名で、大学教授（教育学専門）、進路指導について議論できる委員（企業での管理職）、近隣の中学校の校長、弁護士等から構成している。協議会には、委員、校長、教頭に加え、首席、SSH 主担、進路指導主事、教務主任、生徒指導主事、保健指導主事、理数科主任、企画渉外主任、学年主任、書記が出席し、質疑応答することとしている。また初任者の参加は必須とし、書記を担当している。この協議会の内容は運営委員会や職員会議で報告し、今後の教育活動に生かしている。

今年度の実施状況は以下の通り。

##### ● 第一回の議題

- ◇ 今年度の教育目標を説明
- ◇ 天王寺高校スタンダード確立についての討議

- ◇ 卒業生による学部学科紹介への参加
- ◇ 授業参観への参加（保護者向け授業参観を同時開催）
- ・ 第二回の議題
  - ◇ 授業評価結果の報告・説明
  - ◇ 前期の総括説明
  - ◇ 23年度からの新設学科に対する意見収集
  - ◇ 進路講演会、社会人講演会、授業参観の参加

### ③ 実施上の工夫

#### ● 自己診断

保護者アンケートについて、過去の結果から「判断できない」との回答が多かった項目を削減することで、回答負担を軽減し、回収率の向上につなげている。

#### ● 授業評価アンケート

授業評価の結果は教員にフィードバックすることに加え、各教科でアンケート結果を分析し、生徒の授業満足度の高い教員が研究授業を担当することとすることで、生徒の評価が高い授業を他の教員が授業参観しやすい環境を整備している。

また、SSHなどアンケート実施回数が多くなる傾向になり、生徒が評価疲れしないよう、実効性のある授業評価とすることを目指し、授業評価は1年1回に削減した。

#### ● 協議会運営

事前の準備として、協議会前には授業評価の分析結果などを事前に協議会の各委員に送付している。さらに、議長とは事前に打ち合わせを行い、現状と課題を把握してもらい、論点を整理した上で他の委員の意見を引き出すように調整を行っている。

当日は、食堂で昼食をとる、あるいは他の行事と同時開催することで、学校のいろいろな場面をみてもらうように工夫している。また、新任教員をはじめ多くの教員の参加を促すことで、外部の声を直接聞ける機会の拡充に努めている。

### ④ 成果

#### ● 授業改善の取組

授業公開週間（3週間）を設定することで、教科の枠を超えて教員が他のクラスの授業を見学できるようになり、教員同士が学び合える環境につながった（教員間の参観回数は延べ115回）。かつ、この期間を授業評価結果が出た後に設定することで、生徒の満足度の高い教員の授業を理解したうえで、見学できるようにしている。

また、本校出身の大学教授を招聘し、授業見学、模擬授業、教員とのディスカッション、ビデオ撮影した模擬授業を見ながらの研究協議等を実施し、授業の質の向上を図った（全教員の半数以上が参加）。

#### ● 部学習日の設定

天王寺高校では部活動が盛んである。部活動が忙しくて勉強できない、というアンケート結果を踏まえ、部活動のある土曜日について、練習を行わない午前もしくは午後の半日を「部学習日」と設定し、部員は土曜講習や桃陰セミナー（同窓会の協力のもとに実施する学校での自習活動）

に参加できるようにした。各部は活動計画において、年度当初に年間 10 日以上の「部学習日」を設定することとしている。「部学習日」の設置により、生徒相互が学び合う雰囲気醸成されている。

- 学年連絡室の設置

教職員が学校教育目標を共有化し、適時に適切な指導を行うために、各階に「学年連絡室」を設置した。本校では、職員朝礼は実施していないが、毎朝学年連絡室で各学年の担任等教員が集まり、また授業の合間にも教員相互が生徒や授業の状況等を共有するなど情報共有が促進された。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 評価結果を踏まえた改善活動への展開

評価結果を教職員で共有し、各教科における具体的な改善点を抽出し、改善策を「迅速に」実行することが必要である。そのため学習面で全校的な取組みを向上させるため、各教科のベテラン教員による「教科運営委員会」を組織し、改善策の具体化と共有化を図り、有効な方策実施に努めている。

- アンケートの集計の効率化

アンケート結果の集計に、現在は 1 ヶ月程度かかり、教科ごとの分析を行うには時間がかかる。アンケート実施、集計の時間短縮が今後の課題である。

- 支援体制の強化

アンケートの集計・分析、会議日程調整等を迅速に行う必要があり、資料作成や日程調整を行う補助スタッフ、事務スタッフが必要とされている。

- 協議会委員への謝金

協議会委員には謝金を支払っているが、予算の関係から十分な額を用意できない。学校行事の見学等を含めると終日拘束することもあり、これへの対応が求められる。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 評価・計画策定における手順と役割分担

まず、各分掌長・学年代表が、各組織の計画・目標の実施状況について評価し、課題を報告する。その上で、各分掌長・学年主任がその対応策を起案し、それを受けて首席・教頭が全校的視野で具体化して、次年度の目標をたてるといった手順と役割分担のもとに実施している。

- 学校協議会委員の選定

高校の教育現場の専門性について議論できる識者（教育学専門の大学教授）や、進路指導について議論できる人材（企業の管理職等）を選定している。

- 協議会委員に学校を知ってもらうための工夫

協議会委員は必ずしも日頃から学校の活動に関わっている人材ではないため、効率的かつ効果的に学校の様子を知ってもらう必要がある。そのため、学校協議会を、「授業参観」「学部学科紹介」「進路講話」などの学校行事の開催日にあわせ実施することで、委員に学校を知ってもらう工夫をしている。

### (3) 大阪府立能勢高等学校

#### ① 学校概要

生徒数	240 名	教職員数	38 名
学科	総合学科（全日制）		

本校は、平成 16 年度から、「国際・情報」「環境科学」「食・花・交流」「人間・福祉」の 4 系列からなる総合学科及び能勢町立東中学校・西中学校と連携する連携型中高一貫教育を開始した。特に後者は、能勢地域小中高一貫教育と銘打って、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、福祉施設などと連携して様々な取組を行うことで、本校が能勢町の教育全体の向上を図る中核を担っている。

#### ② 学校評価の実施状況

##### 1) 自己評価

概ね以下の手順で自己評価を実施している。

- 平成 21 年度は、定期考査ごとに、考査前の学習状況等に関する生徒アンケートを実施した。
- 6 月及び 12 月  
6 月（平成 21 年度より実施）と 12-1 月（従来より実施）に全生徒（240 名）・全教科（開講科目約 130 科目）に対する授業評価を実施する。担当教員が配布、教頭が回収し、カードリーダーで集計する。
- 1～3 月  
1 月中に、教職員、生徒、保護者に対する学校教育自己診断を実施する。
- 1 月頃  
総合学科校長会からの依頼による本校総合学科に関する生徒アンケートを実施し、その結果を自己評価の素材としている。
- 年度末  
全教員が参加し、分掌ごとに年度末に当該年度の活動の総括を行う。総括の方法、報告様式は任意だが、総括の内容は概ね、当該年度の重点課題、課題に対する取組と成果、及び総括と今後の課題からなる。  
ここでの総括と、学校教育自己診断、学校協議会の評価を踏まえ、校長が次年度の学校教育計画を作成する。

##### 2) 学校関係者評価

大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則に規定されている学校協議会を年 3 回開催している。委員は 8 名で、能勢町や学校の教育に係わりのある方として、大学教授、福祉施設長、PTA 会長、同窓会長、能勢町教育委員会教育長、商工会副会長、連携中学校長、連携中学校 PTA 副会長から構成している。協議会には、学校側から校長、教頭、首席、各分掌長、人権委員長、農場長が参加する。他の職員も任意に参加できる。

今年度の実施状況は以下の通り。

- 第一回の議題

- ◇ 学校の現況説明・質疑
- ◇ 委員から学校への提言の収集
- ・ 第二回の議題
  - ◇ 授業参観
  - ◇ 第一回目以降の経緯説明
  - ◇ テーマを絞った議論あるいは全体に対する意見・提言
- ・ 第三回の議題
  - ◇ 自己診断結果や授業評価の総括を提示し、それをもとに意見・提言を収集することによって、学校関係者評価の機能を持たせた

学校協議会の取組みとは別に、学校関係者評価の一貫として以下の取組を行った。①連携中学校の教員との相互理解を図るとともに、中学校教員からみた本校の教育成果や課題を明確にするため、平成20年度から2中学校との合同職員会議を開催した。②能勢地域小中高一貫教育の小中高校長会、事務局会議、教育課程部会等の部会、推進委員会で、本校に関する協議も行った。③平成21年度の取組として、中高間で校長会、本校校長・教頭・首席と中学教職員との懇談会を開催した。

### ③ 実施上の工夫

- 評価項目の絞込みや設問項目の工夫

自己診断項目やアンケートの設問項目は総花的に実施するのではなく、重点化が重要である。そのため、生徒と保護者向けの自己診断項目は重点化するとともに、自由記述を設けることで、幅広い意見を吸い上げて、課題を抽出できるようにした。また、保護者アンケートでは、学校の活動を十分理解できていないためか、「わからない」という回答が多かった。そのため、保護者が持っている本校に関する知識の範囲で充分回答できる質問内容とした上で、質問項目毎に自由記述欄を設け、数値評価では把握できない意見を把握できるように工夫した。

さらに、生徒、保護者、教員の自己診断では、一部に共通の設問項目などを設定して、多面的に評価できるようにしている。

- 協議会委員に学校を知ってもらうための工夫

協議会開催日程を授業参観と同日に設定し、学校を見てもらえるように工夫している。また、運動会などの行事については案内を送って参加してもらえるような工夫をしている。

- 評価活動と連動した情報公開

学校の教育実践や教育成果を広く周知するために、学校案内用リーフレットの刷新や学校新聞を作成した。ニュースレターは町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒、保護者、教職員に配布した。また、接続する学校へのアンケート調査の際には、学校リーフレットを同封し、学校の周知に努めた。

### ④ 成果

- 課題の明確化

生徒アンケートから、満足度の高い項目とそうでない項目が示された。特に後者については、項目の重点化をはかった。自己診断を行うことで、課題の明確化や、改善に向けた取組に対する

教員の協力や理解の確保につなげることができる。

- 外部の声の理解

学校協議会は外部から忌憚のない意見を聞けるよい機会となっている。協議会委員からは、客観的立場や、新しい視点から、学校当事者では気付きにくい提言をもらえている。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 評価結果を踏まえた改善活動への展開

評価の結果を、より一層改善につなげていけるようにする必要がある。自己診断や授業評価結果等を分析し、課題を抽出して、さらに具体的な取組みに結びつけていきたい。

授業評価については、全体集計結果は職員会議で共有しているが、今後は教科単位などでの検討会を立ち上げるなどしていきたい。また、教員相互の授業観察やそれに基づく研鑽機会が少ない。

- 担当組織の設置

現在は、管理職や分掌長が中心になり評価を行っているが、十分なデータ分析や、それに基づく計画作成にあたっては、担当組織を設置するとともに、学校全体の運営・教育力向上につなげる取組に発展させていくことが必要である。

- 協議会委員の学校の理解促進

協議会当日に授業参観を開催する等、協議会委員に学校を知ってもらうための工夫を行っているが、さらに機会を増やすことによって、意見の引き出し、改善につなげていきたい。

- 教員の評価活動に対する時間の確保と評価の重点化

連携型中高一貫教育校及び総合学科になったことにより、地域との連携強化や、それらを通じた子どもの成長というメリットはあるものの、教員の活動の増加に伴い、評価活動に十分な時間を割けないという状況になっている。こうした中で効果的な改善につなげるための評価を行うためには、評価の重点化がより必要になってくる。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

本校では小中高一貫教育を実施しているため、接続する小中学校からの意見収集が行いやすい。平成21年2月に実施した小中学生と保護者対象のアンケートから、改善につながる意見が得られたので、このような連携を通じた情報収集は非常に有効であることが分かった。

保護者からの情報収集については、数値評価だけではなく自由記述を設けることで、有益な意見をもらうことができている。

一方、中高一貫教育を実施していない高校においても教員間での連携等により、情報収集することは有効と考えられる。

## 4.2.10 鳥取県

### (1) 鳥取県教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

鳥取県では、平成 18 年度から自己評価を、平成 19 年度から学校関係者評価を全県立学校で実施している。

教育委員会としては、「学校評価の考え方」、「学校評価実施要領」を作成し、学校評価の取組を推進している。

学校に対しては、年間評価計画、自己評価表、学校関係者評価報告書の作成、公表を義務づけており、これらの公表スケジュールも定めている。また、教育委員会としては、生徒、保護者、地域の声は可能な限り収集するように推奨している。

#### 1) 自己評価

自己評価を円滑に実施するために、各学校の教職員で構成する学校評価委員会を設置する。ここで、年間評価計画を作成するとともに、自己評価表を作成する。自己評価表では以下について定める。

- ・ 「中長期目標」に基づき「今年度の重点目標」、「今年度の重点目標」に係る「評価項目」を定める。
- ・ 「評価項目」ごとに、「現状」、今年度達成すべき「具体項目」「具体目標」を設定し、具体目標を達成するための「具体方策」及び達成状況を把握するための「評価基準」を定める。
- ・ 「具体目標」「評価基準」は達成状況を明確に把握するため、可能な限り数値化を行う。

その上で、中間評価、最終評価を実施し、今後の改善方策を策定し、それらの結果を自己評価表に記録する。自己評価にあたっては、生徒による授業評価及び教職員・生徒・保護者に対するアンケート等の結果も活用する。

#### 2) 学校関係者評価

自校の教職員以外の評価者によって構成される学校関係者評価委員会を設置する。委員の人数は 5 名程度とする。委員には、必ず保護者代表を加える他、学校評議員、地域住民、他校種の教職員など、当該学校の教職員以外から、校長が委嘱する。実態としては、評価委員には、教育関係者（中学校の校長、中学校校長 OB、小学校校長、他校種の教育関係者）や企業関係者などが多い。基本的に、学校と地域の関係は良好であり、地域が学校を支えようとする土壌があるため、学校が独自に人材確保を行えているようである。

学校関係者評価に基づいた改善方策等を取りまとめた、学校関係者評価報告書を作成し、学校運営の改善に活用する。

#### 3) 第三者評価

平成 20 年度から試行を実施している。各年度、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校の計 3 校ずつ実施している。学識経験者、中学校・高等学校の校長経験者、企業関係者、PTA 代表などの 9 名の委員からなる第三者評価検討委員会を設置し、1 校当たり 3 名の委員で評価チームを構成し、



評価を行っている。

実施方法は、文部科学省により提示された評価項目を参考に検討委員会が定めた全方位的な項目について学校が自己評価を行い、評価委員が2日の学校訪問を行う。学校訪問では、初日に校内及び授業観察を行い、二日目に管理職や分掌主任等からのヒアリング及び授業観察を行う。結果は、評価書という形で学校にフィードバックされる。

## ② 教育委員会による支援状況

指導主事が行う年2回の学校訪問で、学校評価について指導助言を行っている。1回目は、前年度の評価結果や今年度の自己評価表を踏まえたよりよい評価を実施するにあたっての指導を行い、2回目は、中間評価を踏まえた最終評価への反映方法や、年度当初の目標に対する評価等について指導を行う。

平成19、20年度は学校関係者評価委員を対象とした研修を実施した。研修は、数時間程度のもので、学校評価の考え方、実践事例（学校の取組）の発表、質疑応答などにより構成した。なお、今年度は、学校関係者評価もある程度定着したこと、また第三者評価の試行に注力することもあり、研修は実施していない。

評価結果を踏まえた直接的な改善支援は特に行っていないが、各学校は学校裁量予算制度を活用し、自己評価、学校関係者評価の結果を踏まえて学校目標達成に向けた学校独自事業を立案し、予算要求することができる。

## ③ 実施上の工夫

- 自己評価実施にあたっての指導

学校評価を通じて段階的な学校改善の実現を目指している。評価を通じて抽出できた課題が、当該年度及び翌年度の改善につなげられるような観点から自己評価の内容等を指導している。

- 評価活動への生徒代表の参加

八頭高校では、評価活動に生徒代表が参加している（県内でも珍しい事例である）。

## ④ 成果

これまでは年度末の総括が新年度の学校計画に反映できない、あるいは、保護者の意見を把握できても教育活動に反映できないという状況があったが、評価活動によってPDCAサイクルが機能し、教育活動の改善につながるようになってきている。

第三者評価については、自己評価・学校関係者評価では気づけなかったことに気づくことができたことに加え、専門家によるチームによる評価により改善のためのヒントが得られた。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 成果の数値化

学校の改善には時間がかかるものが少なくないことから短期間での成果を数値として示すことが難しい。

- 学校関係者評価の難しさ

学校の状況を十分に把握・理解しきれていない関係者が、学校の自己評価の結果を適切に評価

できるようにするための情報提供の工夫や会議運営の方法が難しい。

- 第三者評価の難しさ

専門家による評価という点で成果が感じられるが、一方で、評価者の確保が難しい。学校に詳しい地域の人材はすでに何かしらの形で学校に係わっており、それ以外で第三者的に適切に評価できる人材は多くない。また、自己評価、学校関係者評価に加え、第三者評価まで実施すると、評価を受ける側の負担も増大するため、実施方法の改善も今後の課題となる。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

評価にあたっては、可能な限り数値化できる指標づくりを推奨しているが、一方で、数値に現れない教員や生徒の変化を捉えることが難しい。

## (2) 鳥取県立八頭高等学校

### ① 学校概要

生徒数	958 名	教職員数	100 名
学科	普通科・国際英語科・理数科（全日制）		

（平成 21 年 5 月 1 日現在）

普通科（総合コース／体育コース）、国際英語科、理数科からなる。創立 83 周年の伝統校で、部活動が活発で、全校生徒の 8 割強が所属。毎年多くの生徒が全国大会に出場している。平成 18 年度には文部科学省によりスーパーイングリッシュランゲージハイスクールの指定を受けた。

### ② 学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

校内の学校評価検討委員会と学校評価・運営協議会（以下、運営協議会）が評価を行う。

学校評価検討委員会は、主幹教諭と教務部学校評価担当の 2 名からなり、授業評価のアンケート原案づくり、とりまとめ、データ分析や、運営協議会への提出資料作成を行う。

運営協議会は、生徒代表（6 名）、保護者代表（PTA 副会長）、学校評議員、教職員等、合計 17 名で構成され、年 3 回開催される。評価の場に、生徒代表が参加する点がこの取組の特徴であるといえる。運営協議会の設置目的には、学校運営に生徒を参画させること、生徒にも発展的な学校づくりに貢献してもらうことが含まれる。

授業全般のアンケート結果は各クラスと学年全体の評価の比較結果を作成し、生徒にも提示し、ロングホームルームでの生徒同士での話し合いを通じ、生活態度や授業の改善につなげている。教科ごとのアンケート結果は生徒には示さず、教科会で検討し、各教員の授業改善につなげている。

また、特徴的な取組として、授業見学がある。これは、1 ヶ月の期間中に授業を 1 回公開するもので、年 2 回、授業評価を行う前に実施している。これにより、他の教員の授業を見ることができ環境を整えている。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員会を設置し評価を行っている。委員は学校評議員と兼任している。委員会は、年2回開催し、報告書を作成し、教育委員会に提出し、学校HPで公開している。

### 3) 第三者評価

本年度、県で試行している第三者評価を受けた。自己評価や関係者評価は学校の重点目標についての評価が中心だが、第三者評価は校務全般について評価となった。

#### ③ 実施上の工夫

- 生徒の視点の確保と生徒の意識の向上

運営協議会を設け、そこに生徒代表を加えることで、評価にあたっての生徒の視点を取り入れるとともに、評価活動を通じて学校の状況を生徒が理解することで、生徒の立場から学校の改善が行われるようになっている。

- 関係者評価委員の負担軽減と発言を促す工夫

運営協議会と学校関係者評価委員会を同日開催とし、委員を兼務している方の負担軽減を図っている。また、委員会開催前に授業参観を行い、学校を知ってもらう機会を提供するとともに、授業参観後に委員会を開催することで、積極的な発言を促すことを意図している。

#### ④ 成果

- 評価活動の定着と意識の向上

自己評価を通じて、学校の方向性を共有しやすくなったと同時に、自己評価自体への理解が進んだ。また、評価結果を学校HPで公開することによって、教員、生徒の意識が高まった。

- 授業見学による授業改善

授業見学は、教員が異なる教科の授業を見ることができるという点で、研究授業と異なるが、これにより、教員は指導法等について新たな発見が得られているようである。また、副次的な効果として、当該科目の教員以外の教員が教室に出入りすることが、生徒への刺激につながっているようである。

- 外部委員との関係の深化

運営協議会と学校関係者評価委員会とを兼任する委員の存在により、学校と密接な関係が築けており、学校運営への参画の程度が高まっている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 重点目標以外の教育活動への視点の確保

自己評価により、学校が向かうべき大きな方向性や、重点的に取り組むべき課題が明確になるが、一方で、重点目標以外の諸活動について、ともすると意識が薄くなってしまいう可能性があるため、それらに対する配慮も必要であろう。

- 学校が求める第三者評価の実現

本校では自己評価、学校関係者評価が機能しているため、多くの準備を必要とする第三者評価の導入にあたっては、それに代わる効果が期待される。現状では、評価項目、評価者の資質等の

観点で、改善の余地があると考えられる。

### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

#### ● 学校評価への生徒の参画

高等学校では、学校運営に対する生徒の意識が高まってくるため、学校評価に生徒を参画させる。これにより、生徒の視点を学校改善に反映させるとともに、評価活動に参加することで、生徒自身が学校のことを考え、学校を改善していこうという意識や取組につながる。

## (3) 鳥取県立米子工業高等学校

### ① 学校概要

生徒数	527 名	教職員数	74 名
学科	機械科・電気科・情報電子科・都市環境科・建築科（全日制）		

（平成 21 年 5 月 1 日現在）

機械科、電気科、都市環境科（建設コース／環境化学コース）、情報電子科、建築科の 5 科 2 コース 15 学級からなる。創立 87 年の伝統校で、地域社会・産業界に貢献する人材の育成をミッションとしている。

### ② 学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

平成 18 年度から自己評価に取り組んでいる。校内に「校内評価委員会」を設置し、評価を行っている。同委員会は、校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主事、教育相談主任、生徒部主任、保健体育主事、進路指導主事、工業科主任、学年主任から構成する。

評価の素材としては、教員の自己評価、生徒に対する授業評価、行事ごとのアンケート、学習に対するアンケート、読書アンケート、保護者や学校関係者に対するアンケートを実施し、収集する。

また、授業公開期間を設定し、教員同士が授業参観できる機会を用意するとともに、教員による授業評価も実施している。

結果については、中間評価結果を受けて、年度内に改善できる点是对応し、それ以外は翌年度の計画策定に反映させる。また、改善方策をできるだけ明確化し、組織的な対応を心がけている。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員は、学校関係者評価委員と校長、教頭、事務長からなる学校評価委員会が実施する。関係者評価委員は、地域公民館長、企業関係者、PTA 会長、自治会長から構成し、うち 2 名が学校評議員を兼任する。委員会は年 2 回開催し、結果は、次年度の計画づくりや改善につなげるとともに、PTA 総会や学校ホームページを通じて、保護者に周知している。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 多様なルートからの情報収集

別途実施している国事業（経済産業省「地域産業の担い手育成プロジェクト」）で組織化している地域委員会を活用し、地元企業などから意見収集をしている。

- 授業公開による評価・改善

授業公開により、他の教員の授業を評価するとともに、学べる機会が得られ、多角的な評価や、評価活動を通じた改善機会の提供につながっている。

- 担任と学年主任の分離

担任になると自分のクラス以外の状況まで目が行き届かなくなるため、学年主任を担当以外の教員から選出することで、学年主任が学年全体を広く見渡し、評価・改善にあたれるようにしている。

- 関係者評価委員へのわかりやすい情報提供

評価項目が多く、評価結果がわかりにくくなりがちであるため、委員会での説明時には、重点的に取組んだ項目や、改善が必要な点に絞って説明している。また、委員会資料は事前に送付し、当日は焦点を絞って説明すると共に、行事の案内を送付し、日頃から学校の様子を知ってもらうための工夫をしている。

#### ④ 成果

- 学校評価を通じた学校に対する理解の向上

評価結果の公開や、学校関係者が参加する学校評価委員会での議論等を通じて、地域に対して学校の状況や取組を周知することができ、学校に対する理解の向上につながっている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 明確化された課題への対応

昨年度の重点目標として取組んだ生徒指導は改善されつつあるが、本年度の学校評価を通じて明らかになった課題である、授業改善、学力向上を今後どのように実施していくかが課題である。

- 産業界・企業の声の収集

各科の内容が専門的であること、生徒の6~7割が卒業後、就職していることを踏まえると、学校の運営や教育活動に、いかに産業界や企業の声を反映させていけるかが重要になる。その意味では、別プロジェクトで設置している地域委員会を、今後、どのように学校評価の仕組みの中に取り込めるかが課題となる。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 横断的視点での目標や改善方策の共有

高等学校は分掌が細分化され、それぞれ専門化していくため、自身が担当している分掌以外の状況が見えづらくなってしまふ。そのため、いかに横断的あるいは俯瞰的に学校の状況を把握した上で、各分掌の取組の評価・改善を行っていけるかが重要になる。本校では、校内評価委員会を設置し、学校評価を組織的に行うことによって、他の分掌の活動を理解に加え、現状、目標、改善方策について教員間で共有できるようになった。

## 4.2.11 愛媛県

### (1) 愛媛県教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

平成 15 年 3 月に県立学校向けの「評価の手引」を作成し、学校に配布した。

平成 20 年度に県立学校管理規則を改正し、県立学校における学校評価実施要領に基づき、自己評価、学校関係者評価を実施している。平成 20 年度以降、すべての県立学校において、自己評価及び学校関係者評価を実施し、それらの結果を公表することとした。

具体的な実施方法は、自己評価、学校関係者評価のいずれも、評価の様式は共通とするが、内容（評価領域、評価項目等）や結果の公表方法は学校に任せている。

なお、県立学校における学校評価実施要領では、以下の事項について規定している。

- ・ 学校関係者委員会及び学校関係者評価委員会を設置すること
- ・ 5 月末までに学校評価自己評価表（計画）を教育委員会に提出すること
- ・ 3 月末までに自己評価表（最終）を教育委員会に提出すること
- ・ 3 月末までに学校関係者評価報告書を教育委員会に提出すること
- ・ 学校評価の結果を、広く公表すること

#### ② 教育委員会による支援状況

上述のように、平成 14 年度に「評価の手引」を作成し、学校に配布したことに加え、平成 17 年度から学校評価研究指定校を毎年 1 校指定し、他の学校の取組のモデルづくりを進めている。このほか、文部科学省の「平成 21 年度学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究事業」の指定を受け研究を進めるとともに、年度末には成果発表会を開催し、研究成果の普及・定着を図っている。

また、昨年度から、全学校の校長にヒアリングを行い、学校評価の推進状況の把握に努め、ヒアリング結果から、学校評価に関する問題点を抽出して、教育委員会の次年度の施策、重点目標等に反映させている。さらに、この結果については、新年度の教育委員会主催の生徒指導、進路指導等の研究協議会でも共有し、取組に生かしている。

学校評価の結果は、教育委員会、校長会、教頭会にもフィードバックしている。なお、学校評価結果を反映した、直接的な予算措置や人的配置は行っていない。

#### ③ 実施上の工夫

学校関係者評価委員に対して、学校の教育活動を日常的に見てもらえるよう、評価委員と生徒が話す機会を作るなど、直接的な対話の機会を設ける、あるいは学校行事が行われるごとに案内を行うといった工夫をしている学校がある。

#### ④ 成果

学校評価実施の成果としては、次のものがあげられる。

- ・ 目指すべき学校像が教員、保護者、地域住民に対し分かりやすく示すことができるようになり、共有化が図れるようになった。
- ・ 学校関係者評価委員と双方向でコミュニケーションできる関係が構築された。

- ・ 学校評価、学校改善に対する教員の意識が高くなった。

## ⑤ 課題と今後の展望

### ・ 評価の重点化

過年度の自己評価結果と経年比較したいというねらいもあり、評価項目が多くなりがちである。評価活動の負荷を軽減し、分かりやすい結果を導くためにも、今後は評価の重点化が必要だと考える。そのためには、評価の重点化や負担軽減の方法に対する学校の理解が必要であり、教育委員会としては今後も研修の実施などに取り組む。

### ・ 教職員の理解促進

学校評価に対する意識や考え方について、学校間や教職員の間で差がある。こうした差を縮めるために、学校で外部や教育センターから講師を招いて校内研修を実施する、あるいは教育委員会が研修を行うことで、学校評価の目的と意義に対する理解を図っている。

### ・ 評価を通じた学校に対する理解の促進

評価を行い改善につなげることに加え、学校の現状、評価結果及びそれを踏まえた今後の改善活動について、学校関係者評価委員、地域住民、保護者などに伝え、学校に対する理解の促進を図ることが必要である。そのためには、評価結果の分析に基づき、そのポイントを伝えていくことが重要である。

### ・ 学校関係者評価委員の人選・委任

学校関係者評価委員の人選・委任に当たり、学校の現状を理解した上での評価や、適切なアドバイスができる人材の確保に苦心している。また、評価委員の謝金等の予算化ができていないことも課題である。

### ・ モデルの提示と普及

文部科学省の「平成 21 年度学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究事業」の成果をとりまとめ、実践事例集として配布し、各学校における学校評価の一層の充実に向けた活用を呼びかけた。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

### ・ 保護者に対する情報周知

高校では保護者への周知が難しくなるが、これを徹底する取組として、学校便りで評価の取組を紹介するとともに、便りに保護者の確認印をもらい、学校に持ってくるように指導している学校もある。

### ・ 学校経営と連動した学校評価

学校経営と連動した学校評価が重要であるが、そこでは、評価結果から導かれる改善計画を校務分掌に反映・機能させる校長のリーダーシップが重要となる。

## (2) 大洲農業高等学校

### ① 学校概要

生徒数	339 名	教職員数	59 名
学科	生産科学科・食品化学科・生活科学科（全日制）		

（平成 21 年 5 月 1 日現在）

生産科学科、食品化学科、生活科学科からなる専門学科の高等学校。生産科学科では、バイオテクノロジーや環境制御による栽培を学ぶ。食品化学科では、食品分析や食品製造の基本的な知識や技術を学ぶ。生活科学科では、自然と生活に関する総合的な学習（保育、食物、福祉、被服等）を行う。また、文部科学省「平成 21 年度学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究事業」の実践校になっている。

### ② 学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

今年度から、校内に「学校評価研究委員会」を組織し、年 4 回開催し、自己評価を行っている。同委員会は、校長を研究委員長とし、教頭、事務長、教務課長、総務課長、生徒指導課長、農場長、各学年主任、各学科長、図書研修課長の合計 14 名から構成される。

自己評価は、生徒、保護者、教職員へのアンケートと、生徒による授業評価から構成する。アンケートについては、7 月と 12 月の 2 回実施し、比較できるよう同じ調査項目で実施している。また、生徒と保護者の意識の違いをみるための設問項目も盛り込んでいる。

実施に当たっては、校長、教頭、事務長を除く委員会メンバー 11 名で役割分担し、実施日、実施方法、設問、回収、集計等を行っている。

分析結果は、教員で共有する。なお、中間結果については、2 学期の活動に反映させている。

授業評価については、1 クラス 5 科目程度となるよう教務課が調整し、対象科目を設定している。設問は、学校共通のものと教科ごとに設定するものから構成する。1 学期末の実施結果は各教員が回収、集計し、各自の授業改善に役立てており、2 学期末の実施結果は、教員による集計結果を踏まえ、教務課で分析を行い、来年度の指導計画への反映や、校長の計画作成時の基礎資料として活用する。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員会を設置し、年 3 回開催し、学校関係者評価を行っている。委員会メンバーは、学校関係者評価委員、学校評価研究委員から構成する。評価委員は、学校評議員、近隣小学校及び中学校の校長、公民館長、PTA 会長、PTA 副会長からなる。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 年 2 回の自己評価の実施

中間評価を行って後期に改善できるものは改善していく方がよいとの意見を踏まえ、年 2 回の自己評価を実施している。

#### ● 教員の理解向上のためのアンケート業務の役割分担と校内研修

校長、教頭、事務長を除く学校評価研究委員会メンバーの全員がアンケートの実施にかかわる



ことで、教員の理解向上を図っている。また、教員の理解向上のため、校内研修を5回開催している。

- 分かりやすい評価結果の整理

分かりやすい評価結果の提示を目的に、結果の提示方法や分析結果のとりまとめについて、以下のような工夫を行った。

- ・ 教職員アンケート：経年で結果を比較。高い評価を得た設問、低い評価を得た設問を掲載
- ・ 生徒アンケート：全体、学年、クラス別に集計。全体では、学期ごと、経年の比較も実施
- ・ 保護者アンケート：学年、クラスごとに集計、比較。各回及び昨年度との比較や、自由回答の要約・とりまとめを実施

#### ④ 成果

- 「学校評価研究委員会」の設置による組織的な評価活動への展開

昨年までは管理職と教務課長が中心となり自己評価アンケートを実施していたが、評価の実施主体として「学校評価研究委員会」を設置することで、全教員の1/3程度が評価活動に参加することとなり、多くの教員が責任感を持って、評価活動に携わるようになった。

- 改善点の明確化

評価を通じ、生徒が望んでいることや反応が具体的な回答として把握できるため、授業の問題点を明確化でき、改善につなげるきっかけとなった。

- 学校経営におけるPDCAサイクルの実現

評価活動によって、学校経営のPDCAサイクルが機能するようになった。

- 学校関係者評価委員会における意見の収集

学校をよくしていくためにどうしたらよいかについて、第三者の立場から幅広い意見を収集することができる。また、これらは、保護者や生徒等の関係者からは得られない鋭い視点を含むものが少なくない。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 評価結果の改善への展開

各担当で評価結果を分析し、これを着実に改善につなげる取組を実施していくことが今後の課題となる。

- 評価項目及びアンケート項目の改善

マニフェスト（外部公約）の達成状況を検証できるようにするため、マニフェストに対応した形で評価項目を見直す必要がある。また、アンケートの設問項目については、これまで経年比較することを重視し設問を変更してこなかったが、すべての項目を毎年聞くべきか否か、という観点もあるため、見直しを図っていく。

- 学校関係者評価委員による学校の理解促進と会議での意見収集

学校関係者評価委員に学校をよく知ってもらった上で、会議で発言してもらうために、日ごろから学校に立ち寄りやすい雰囲気をつくることが重要と考えている。また、委員会の場で、発言しやすい雰囲気をつくり、会議進行を行うことも重要と考えている。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 地域とのかかわりを意識した学校評価

地場産業である農業に深く関係した専門学科を有する高校であることを踏まえ、評価・改善を通じ、地域が望んでいる学校像に近づくことや、生徒の学力、個性など個々のニーズにこたえた学科や教育課程づくり、あるいは生徒指導、進路指導に結びつけていくことが重要になる。

## 4.2.12 愛媛県

### (1) 松山東高等学校

#### ① 学校概要

生徒数	全日制 1197 名、通信制 699 名	教職員数	117 名（全日制 89 名、通信制 28 名）
学科	普通科（全日制）		

（平成 21 年 5 月 1 日現在）

創立 131 年目を迎える伝統校。愛媛県下の高校としては難関大学への進学者数が毎年上位に入る。高い進学率、密度の濃い学校行事と部活動が特徴となっている。また、文部科学省「平成 21 年度学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究事業」の実践校になっている。

#### ② 学校評価の実施状況

##### 1) 自己評価

学校評価委員会を組織し、自己評価を行っている。同委員会は、校長、教頭、研修課長、各課課長／室長、教科主任、学年主任、研修課員の計 30 名から構成される。

自己評価に当たっては、学校評議員、PTA 理事対象とした聴取等による意見収集、保護者アンケート、生徒アンケート（授業評価及び学校生活に関する自己評価）、教員による自己評価を実施している。結果は、授業改善、施設改善や、翌年度の目標設定に活用している。

##### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員会を設置し、年 2 回開催し、学校関係者評価を行っている。委員会メンバーは、保護者、PTA 役員、学校評議員、地域住民、地域の中学校の教職員、学識経験者から構成する。地域住民としては、保育園園長や JR 駅長、学識経験者としては、教育や高大連携の専門家、地域の中学校の教職員としては、多数の入学生を輩出する中学校の進路指導担当者に委任している。結果は、教職員へのフィードバック、学校評議員会での資料としての活用、翌年度の計画づくりに活用している。

#### ③ 実施上の工夫

##### ● 自己評価の組織的な実施

計 30 名が学校評価委員会の委員となり組織的に学校評価に取り組んでいる。また、すべてのアンケートについて、全教員から設問項目に対する意見を聞いた上で決定することで、設問の精度を上げるとともに、学校評価への参加意識を高めることができる。

##### ● アンケートの分析上の工夫

例えば、生徒対象に実施する「学校生活に関する自己評価」の結果を、全体、学年別や、経年比較ができるように集計することで、評価結果を分かりやすく示せるように工夫している。

##### ● 関係者評価委員から意見を引き出す工夫

学校関係者評価委員が、自己評価結果のみから、これを評価することは難しい場合があることから、まず、日ごろから学校にかかわりのある PTA 理事に教職員の自己評価結果を評価してもらい、その結果を踏まえて、関係者評価委員に評価してもらえるようにしている。

また、学校関係者評価委員に学校をよく知ってもらうため、行事や教育活動を見てもらうだけ

でなく、生徒や教職員と対話してもらおう機会を作っている（ボートレース大会で生徒との対話機会を設ける、公開授業で研究協議に参加してもらい教職員との対話を行う等）。

#### ④ 成果

- 学校改善への直接的なヒントの発見

数値化されたアンケート結果だけでなく、アンケートの自由記述が直接的な学校改善につながるヒントになることがある。また、こうしたヒントが直接、迅速に校長に届くことで、スピード感を持って、改善につなげていくことができる。

- 改善への実感の獲得

評価を継続し、評価結果に基づく改善の状況も含め、継続的に実態を把握していくことで、改善の実感を得ることができる。

- 学校関係者評価委員会における多様な意見の収集

多様な立場の委員から、学校だけでは気付かない様々な意見を聞くことができ、参考になる。例えば、校外での生徒の状況といった実態に関わることから、アンケートの集計・分析の方法といった評価技術にかかわるところまで、幅広い意見をもらうことができている。また、外部の意見という形で、教員に伝えられるため、教員の意識改革にもつながりやすい。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 改善点の発見

高い評価がずっと続いているものがあり、改善点が見えにくくなっている。どのように改善点を継続的に見つけ出していくかが難しくなっている。

- 学校関係者評価委員の人選と負担の軽減

学校評議員と学校関係者評価委員のすみわけの整理が難しい。現在は、評議員には学校運営に対して大きな視点で意見してもらおうことを意図し、評議員のうち1名のみを関係者評価委員としている。

また、何度も来校してもらおうため、この負担を軽減していく必要がある。定期的にメール通信やホームページを見てもらうなど、直接来校してもらおう以外の情報提供の在り方を模索していく。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 学校ごとの特色を生かした評価の実践

学校により、規模、周辺地域の特性、教育課程の種類などが多様であるため、各校それぞれの特色を生かした学校評価を行う必要がある。例えば、小規模校では大多数の教員が参加した評価を行い、大規模校では評価委員会を設置し、そこで評価を実施する等の違いがあろう。また、例えば、進路実績に焦点を絞った評価、教育課程の内容に焦点を絞った評価など、各学校の目指す重点目標に特化した評価を行い、成果をアピールしていくことも有効と考えられる。

- 地域とのかかわりを深める視点での結果の公表

高校の場合、地域とのかかわりを深める工夫が必要である。特につながり弱いと考えられる都市部の学校では、学校をよく理解してもらおうといった観点から、評価結果の公表を考えていくことが重要であろう。

## 4.3 調査結果（特別支援学校）

### 4.3.1 秋田県

#### (1) 秋田県教育庁

##### ① 学校評価の実施状況

秋田県では、自己評価及び学校関係者評価を、特別支援学校全校で実施している。第三者評価は導入していない。

平成 19 年度に「秋田県立特別支援学校における学校評価ガイドライン」を策定し、各学校の学校評価の浸透に役立てている。また、平成 21 年度より、特別支援学校を含む全ての学校に対し、「あきた型学校評価システム」の導入を推進している。あきた型学校評価システムでは、以下の 3 つをポイントとして掲げている。

- ・ 市町村の課題や各学校の課題をもとに、当該年度に達成すべき目標の重点化と具体化を図り、成果をできるだけ数値化して取り組みます。
- ・ 目標と達成のための具体的方策を保護者や地域に公表し、目標の達成を目指して学校（園）・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- ・ 具体的な取組状況や達成状況、評価結果を保護者や地域に公表するとともに、結果に基づいた改善策を講じます。

##### 1) 自己評価

自己評価については、教職員および保護者へのアンケートを求めているが、学校によって方法を変えている場合もある。児童生徒に対してアンケートを行う学校も多い。

##### 2) 学校関係者評価

ガイドラインで、「学校関係者評価委員会にかえて、各学校が学校評議員や学校運営協議会等の既存の保護者、地域住民等による組織を活用して学校関係者評価を行う。」と記述しているため、評議員会をもって学校関係者評価委員会としている学校がほとんどである。

##### ② 教育委員会による支援状況

学校評価に特化した支援・指導は行っていないのが現状であるが、教育委員会として学校訪問は積極的に行っており、学校側から質問や相談があれば対応している。

学校評価の結果に対応する改善支援については、人事や予算等、簡単には対応できないものが多いため、現時点では行えていない。学校評価は、学内で改善していくことも大切だと考えており、それを行いやすくするために「あきた型学校評価システム」を導入している。

##### ③ 実施上の工夫

##### ● 負担軽減を目的としたフォームの提示

県のガイドラインに基本的な項目を示している。「あきた型学校評価システム」で重点課題に基づく改善の立案がフォーム化しており、学校が改善に結びつけやすいようにしている。

- 自由度を持たせた内容の提示

基本的な内容は、県のガイドラインに示しているが、個別の具体的な内容については、各学校に任せている。

#### ④ 成果

学校評価実施の成果としては、次のものがあげられる。

- 校内の管理職と現場が目標等を共有し、共通認識を持って学校運営を実施できるようになった。
- 地域、学校、保護者が協働するきっかけとなっている。
- PDCA サイクルによる課題の発見、解決により、学校を良くすることができる。

ただし、これらは特別支援学校のみにおける成果ではなく、学校評価が目指すものであり、普通学校でも同じである。また、学校評価を実施したことで、上記の成果が生じているのは事実であるが、それが十分なものかまでは不明である。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- あきた型学校評価システムの導入

平成 21 年度より「あきた型学校評価システム」を導入（平成 20 年度に先行的に 3 校で試行）し、課題に基づく改善策をより具体的に検討することを各校に求めてきた。従来型の学校評価は、課題の抽出には役立つ反面、報告書にとりまとめるのに多大なエネルギーを要していたが、提出は「あきた型」のみとして、学校の負担を軽減した。

- 研修の実施

国等で実施される評価の研修については、教育委員会の判断で各校の教職員に受講させる場合もあるが、研修がどの程度役立っているか把握できていない。しかし、今後はそうした場を設けることが必要と考えている。

- 評価結果の公表

評価結果について、ホームページに掲載していない学校が多いため、今後、改善する必要がある。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 目標の数値化と質的評価

特別支援学校では、目標を数値化することは困難である場合が多い。このため、特別支援学校では独自の目標設定が重要であり、取り組み状況を質的に評価する必要があると考えている。この点は「あきた型」に向いている特質である。

## (2) 秋田県立盲学校

### ① 学校概要

対象障害種別	視覚障害	幼児児童生徒数	23名（平成21年5月1日）
学部	小・中・高・専	教職員数	50名（平成21年4月1日）

県内唯一の盲学校であるため、県内全域から児童生徒が入学しており、成人年齢の生徒が全体の半数以上を占める。寄宿舎が設置されており、平成21年度は17名が在籍している。

高等部には保健医療科が、専攻科には理療科が設置されている。また、来年度、専攻科に生活情報科が新設されるが、これは中途視覚障害者などに対して日常生活及び社会生活自立に向けた実践的な学習を行うもので、日本で初めての取組である。

センター的機能としては、県内3箇所に設置されているサテライト教室や、県内の学校の弱視学級（7校に設置）での指導や相談を行っている。センター的機能を果たすための独立した部署は設置しておらず、各教員が兼務であっている。これは、全体の児童生徒数が少ないため専任者の配置が困難であること、教科担任制であるため兼務が可能であること等が理由である。

### ② 学校評価の実施状況

秋田県内の特別支援学校では、早期から独自に自己評価を行ってきた。内容は各学部、分掌の業務の実施状況や結果についての評価であったが、反省の意味合いが強く、また、主観的なものであった。

客観性を持つ評価としては、平成11年度に秋田県が保護者対象のアンケートを行い、各校にフィードバックする事業を実施したことが始まりである。現在は「あきた型学校評価システム」による学校評価を実施している。

#### 1) 自己評価

教職員の評価は前期後期の2回、生徒（高等部、専攻科対象）、保護者の評価として、12月にアンケートを実施している。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員は、評議員が務めている。評議員の方の背景は、『同校の元校長』『町内会会長』『卒業生（同窓会会長）』『前PTA会長』『学校後援会会長』である。

学校評議員会（＝学校関係者評価委員会）は年2回実施している。結果（学校評価全体の結果として）は、3月にとりまとめ、保護者及び評議員に書面で報告するとともに、ホームページにも公開している。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 生徒本人に対するアンケート

成人の生徒については、保護者ではなく、本人に対してアンケートを行っている。

#### ● 結果を改善につなげるための工夫

教職員が行う自己評価では、評価がCまたはDの項目については、「課題に対する建設的な提言」を義務化し、改善につなげる工夫をしている。

- 学校関係者評価委員会の効率的な実施

学校関係者評価は、評価委員会と同日に校舎見学や授業参観を30～40分程度行い、その後90分程度の協議を実施している。また、限られた時間で有効な議論ができるよう、事前に資料を送付する等の工夫をしている。

#### ④ 成果

- 教職員の意識の変化

学校評価によって、期初に方針を共有することで、教職員が、学校の目指す方向や目標を常に意識して各種事業や授業に取り組むようになった。さらに、評価項目を各学部や校務分掌ごとに検討する過程で、学校運営についての意識が高まっていく傾向を感じている。

- 保護者の意見の学校としての把握

アンケートの実施によって、今まで把握できなかった保護者の意見を、学校として知ることができるようになった。担任だけが把握していた意見や、担任に対して言いづらい意見など、学校は気づきを得られるようになった。

- 専門家による評価

学校関係者評価委員（＝評議員）からの意見や指摘は貴重であると同時に、評価の場が専門的な立場からの後押しや、地域での応援につながっている。

- 保護者の意見の把握

自己評価と学校関係者評価を行うことで、年中に事業を見直す機会となり、後期の学校運営に役立てられている。年度末の評価は、評議員による学校関係者評価を経て、活用されている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 情報提供の強化

自己評価結果として、保護者や教職員アンケートの結果をまとめたものを公開しているが、保護者アンケートの結果そのものが、学校評価であるかのような印象を与えることにつながっているのではないかと感じている。アンケート結果が学校評価ではないこと、また保護者に学校全体を評価してもらうことも目指し、情報提供に努めている。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

学校評価の目的は、学校の状況を客観的に把握し、改善方策を検討、学校を良くして行くことである。このことは、どの学校種でも同じであると考えている。もちろん、特別支援学校には特性があり、アンケートの項目等に大きな違いが生じると考えられるが、これは、特別支援学校でなくとも、例えば、進学に力を入れる学校と職業教育を行う学校の違い等と同様である。



### (3) 秋田県立聾学校

#### ① 学校概要

対象障害種別	聴覚障害	幼児児童生徒数	43名
学部	幼・小・中・高・専	教職員数	92名

(平成21年5月1日)

県内唯一の聾学校であるため、県内全域から幼児児童生徒が入学している。遠方の場合は、設置されている寄宿舎に入っており、平成21年5月1日現在、12名が在籍している。

センター的機能を担当する部署として、聴覚障害教育支援部が設置され、6名が配置されている。この6名は基本的にクラスや教科の担当を持たず、センター的業務等に専従している。主な役割としては、県内の小中学校の難聴教室（28校に設置）、難聴児童生徒、他の特別支援学校に通っている重複障害のある児童生徒の支援である。また一部、乳幼児教室などでも相談を受ける。学外で支援している児童生徒数は100名を超えている。

#### ② 学校評価の実施状況

以前から、年度末反省等のかたちで学校運営を振り返り、実施できた事項、出来なかった事項を整理、次年度の計画や目標に落とし込む独自の評価を行っていた。4年前から、教職員と保護者に対して統一したアンケートを実施するようになった。平成21年度からは、「あきた型学校評価システム」を取り入れた学校評価を実施している。

##### 1) 自己評価

12月に児童生徒および保護者を対象としたアンケートを実施し、それに基づいて各学部や校務分掌での検討を実施した。

平成21年度は、幼稚部を除く、全児童、生徒を対象としたアンケートを実施した。教職員に対するアンケートは、平成20年度までは実施していたが、「あきた型」を導入した平成21年度は実施せず、各学部や校務分掌ごとの検討に注力した。

##### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員は、評議員が兼ねて務めている。評議員の方は、『聴力障害者協会会長（卒業生）』『秋田大学教授』『PTA会長』『耳鼻科医』『町内会会長』である。

学校関係者評価委員会は年2回開催している。学校評価全体の結果は、3月にとりまとめ、評議員に書面で、保護者に対しては学校報で示すとともに、翌年度の保護者会で結果についての詳しい説明を行う。

#### ③ 実施上の工夫

##### ● 児童生徒に対するアンケート

平成21年度より、幼稚部を除く全児童生徒に対してアンケートを実施している。

##### ● 重点目標を達成するための発達年齢に応じた取組

「あきた型学校評価システム」の導入により、設定した重点目標に基づき、幅広い年齢層に対応した、焦点化された取組が実施されている。

#### ④ 成果

- 課題意識の共有

聾学校の究極の目標である「言語力」の向上を目指す上で、学校内の意識統一がしやすくなるといった効果を感じている。

- 教員と保護者の協同での取組

重点目標を達成するために、学校と家庭のそれぞれの役割が明確になってきている。

- 学校の実情を理解した上での評価

学校関係者評価委員は、それぞれの立場から意見を出し、また日常的に学校との連携を行うことが多い人材であるため、学校の実情を踏まえた評価を行うには最適だと考えている。（このことは、あきた型学校評価に取り組む以前から行っていた。）

- 次年度への活用

学校関係者評価委員の評価と意見を受け、学校内で改善方策の見直しがなされ、翌年度の目標等に役立てられている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 実践を保護者等にわかりやすく伝える手立ての工夫

遠方に自宅のある児童生徒も多く、年齢があがるとともに、保護者との懇談等の機会も限られてくる。学校での実践について理解してもらうためにも、配布物等に工夫をするなど、保護者への広報に力を入れている。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 保護者との協同関係

聾学校においては、幼児期から保護者の果たす役割が大きく、学校と保護者が同じ目標に向かって連携して取り組むことが大切である。「あきた型」は、重点課題に対してどのような対応をとっていくかのアクションが明確になり、保護者からの意見も、単なる一方的な要望ではなく、同じ目標に向かって努力するという姿勢になりやすいと感じている。

#### (4) 秋田県立養護学校 天王みどり学園

##### ① 学校概要

対象障害種別	知的障害	幼児児童生徒数	108名
学部	小・中・高	教職員数	94名

(平成21年5月1日)

平成15年に開校した秋田県で最も新しい特別支援学校である。秋田県総合教育センターが隣接しており、研究授業や研究活動の共同実施や、体育館等の施設利用などの様々な連携活動を行っている。センター的機能として求められている業務についても、その多くを総合教育センターと連携して実施している。

児童生徒の通学範囲は広く、大半はスクールバスで通学している。寄宿舎は設置されていない。

特徴的な取組として、「ボランティア養成講座」の開講を通じた学校ボランティアの育成や、学園の児童生徒と共同で地域の余暇活動を行う「土曜サークル活動」、夏休み期間に地域と連携して開催する「みどりっこ夏まつり」などがある。

##### ② 学校評価の実施状況

学校評価は、開校当時より行っている。県の方針に沿って、平成21年度からは「あきた型」を実施している。学部・校務分掌の学校評価は、「中間評価→改善→年度末評価→次年度への反映」という流れで実施される。中間評価では、事業の進捗等についての評価がなされ、後期の事業運営等に役立てられる。

学校として特徴的な取組は、学校評価と並行して、個人が目標設定を行いそれに対する達成度合いによる評価を行うという、目標管理による人事評価を行っている点である。

###### 1) 自己評価

アンケート調査は、教職員および保護者を対象として実施している。基本的な質問項目は、教職員と保護者とで対応しているため、意識や評価の違いを比較できる。学校行事等の際にも、来校者や保護者等にアンケート調査を行っている。

###### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員は、学校評議員にPTA代表を加えたメンバーで構成されている。背景は、『秋田大学准教授』『町内会会長』『元特別支援学校長』『福祉関係者（通所施設の代表者）』『卒業生を雇用している地元企業関係者』『PTA会長』である。

学校関係者評価委員会は、年2回実施される。6月の評価委員会は、年間の方針等、学校に対する理解を得ることを目的とし、1月の評議員会で評価委員会を開催し、自己評価を踏まえた評価の協議を行う。

##### ③ 実施上の工夫

###### ● 結果を改善につなげるための工夫

アンケートでは、「あきた型」の手法を用いて、単にA～Dの評価を行うだけでなく、C（もの足りない）、D（不満）と評価した項目については、具体的内容と改善策の提言を自由回答欄に設

けて、評価を改善につなげる手がかりが得られるようにしている。

- 学校に対する理解を深める活動

広く学校を知ってもらうことを重視し、外部との連携の機会を数多く持っている。その一つとして「みどりっこ夏祭り」を地域連携の核にしようとしており、評議員（＝学校関係者評価委員）も夏祭りに招待することで、学校に対する評議員の理解を深める機会を充実させている。

#### ④ 成果

- 学部や校務分掌の枠を超えた意識の醸成

評価結果は、PTA に対して報告するとともに、ホームページでも公表している。評価結果が公表されることによって、教員内に「外部から見れば学部や分掌は関係なく、一つの学校である」という認識が高まった。これにより、学部や校務分掌の枠を超えて業務の手伝いを行うなどの効果も生じている。

- 地域の理解促進

学校評価を実施する過程で、地域の理解を得る活動も促進され、風通しのよい学校にすることに寄与している。

- コミュニケーションツールとしての学校評価

学内の教職員のコミュニケーションが活性化したことに加え、学校と地域、学校と家庭のコミュニケーションツールとして学校評価が活用されている。

- 次年度への活用

学校関係者評価委員会での意見や指導助言等の内容については、職員会議で報告し、実施・改善に向けての資料として活用している。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 既存評価制度と独自制度の連携

既に実施している「あきた型」（学校に対する評価）と人事評価システム（個人に対する評価）の連動を、より深めて行くことを考えている。また、評価の結果が、設置者による予算・人材（外部専門家等の活用）等の具体的な支援につながり、改善がなされることを望んでいる。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 地域と学校の理解・連携の促進

特性というわけではないが、地域から理解を得ることを特に重視している。外部と連携した取組を積極的に行うことにより、学校関係者評価では、学校を理解している委員から評価を得られるようになった。

## 4.3.2 福島県

### (1) 福島県教育庁

#### ① 学校評価の実施状況

福島県では、平成 17 年度より全校で自己評価及び学校評議員による外部評価（現在の学校関係者評価）を実施している。また、平成 17 年度から 4 年にわたり、外部評価委員による外部評価（第三者評価）を全ての県立学校において一度ずつ実施した。

スケジュール例、評価の方法、評価結果のとりまとめを行うフォーマット等を記載した「県立学校 学校評価実施マニュアル」を各学校に提供しており、各学校は、当該マニュアルに沿って学校評価を実施している。

#### 1) 自己評価

自己評価を学校評価の軸と位置付け、教職員、保護者、児童生徒を対象としたアンケートを実施して、中間評価に反映させることを原則としている。ただし、アンケートは学校の課題等を明らかにするためのツールであり、アンケートそのものが自己評価ではないことも強調している。

自己評価結果のまとめである「自己評価実践報告書」は、学校自身の取組を示すものとして、プライバシーに関わる点を除き、必ず公表することとしている。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、学校評議員による評価として実施している。

学校関係者評価の結果である「評価書」は、県教育委員会への報告を義務付けているが、公表は必須ではなく、公表に努めることとしている。

#### 3) 第三者評価

平成 17 年度から平成 20 年度まで、県立学校全校に対して外部評価委員による外部評価（＝第三者評価）を実施した。学校にとって効果の高い取組と捉えているが、平成 16 年度のモデル校での評価を含め、一通り全校の評価が終了し、現時点では、以降の実施は見送っている。評価結果は、教育庁学校経営支援課のホームページで公表しており、全ての学校の評価を見ることができる。

#### ② 教育委員会による支援状況

学校評価導入当初より、「学校評価実施マニュアル」を作成し、毎年改訂を加えながら前年度末に全校に配布している。特別支援学校に特化したマニュアル等は作成していない。

また、学校評価の意義・目的の共通理解の促進やノウハウを伝えることを目的に「学校評価の試案（平成 16 年 3 月）」、「学校評価の実践（平成 17 年 3 月）」、「学校評価の活用（平成 18 年 3 月）」というタイトルの冊子を作成し、全校に配布した。

学校評価に関する教職員向け説明会は、導入当初に一度実施したが、以降は行っていない。

### ③ 実施上の工夫

- 中間評価の実施促進

中間評価を実施することによって、後期に実施すべき課題の絞込みを行い、実践の効果が上がるよう、各校に促している。また、マニュアルで「中間評価報告書」や「自己評価実践報告書」の作成時期を示し、学校関係者評価や第三者評価に活用できるスケジュールモデル等を示している。

- 双方向性の推進

学校評議員（＝学校関係者評価委員）が作成する「評価書」や外部評価委員（第三者評価）が作成する「評価書」に対して、学校側がコメントを記入する仕組みになっており、評価の双方向性の担保を推進している。

### ④ 成果

- 外部の視点による客観的評価（第三者評価）

外部の視点による客観的な評価に関して「保護者や地域の期待・要望を理解した上で学校経営にあたることができるようになった」、「学校外部からの学校に対する理解が深まった」、「教職員の意識改革が進み、学校外部の組織・人材や保護者との連携を行う動きが見られるようになってきた」などの肯定的な意見があった。

### ⑤ 課題と今後の展望

- 教職員に対する学校評価の意義の再確認の必要性

アンケートの数値そのものを評価と考えている学校が未だに見受けられるため、学校評価の意義やノウハウを集約してホームページで公開するなどし、各学校に対して改めて浸透させていくことを検討している。

- 学校評議員向けの資料の作成

学校評議員に対しても、さらなる情報提供が必要だと考えている。学校評価を行う目的や意義を理解した上で評価を実施してもらうための資料を作成・配付することを検討している。

### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

特別支援学校を含め、いずれの学校種においても、それぞれが特有の課題を有していると認識しており、特別支援学校だからといって、特別な方法やスケジュールで学校評価を実施する必要はないと考えている。

## (2) 福島県立郡山養護学校

### ① 学校概要

対象障害種別	肢体不自由	幼児児童生徒数	176名
学部	小・中・高	教職員数	186名

(平成21年5月1日)

肢体不自由を主な対象とした特別支援学校である。学校の所在地である郡山市から通学する生徒が最も多いが、通学範囲は広域にわたっている。訪問学級もあるほか、寄宿舎を併設し、平成21年5月1日現在27名が在籍している。また、隣接して福島県総合療育センターが設置されている。

“障がいのある子もない子も共に学び、共に育つ、そして共に生きる環境づくりが大切である”という理念から、地域の近隣学校との交流と共同学習や近隣住民との交流等、様々な施策・事業を展開している。また、センター的機能の一環として、近隣の小中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒だけでなく、就学前の子どもも対象に相談や情報提供を行っている。

### ② 学校評価の実施状況

平成16年度より、県のモデル事業に伴い自己評価を実施している。平成17年度は、自己評価の充実を図り、教職員に加え、保護者アンケートを実施し、平成18年度は学校評議員による学校関係者評価を実施した。平成20年度は、自己評価に児童生徒を対象としたアンケートを加えるとともに、外部評価委員会による外部評価（第三者評価）指定校として、自己評価、学校関係者評価に加え、第三者評価も実施した。

校務分掌の責任者で組織する運営委員会（校内学校評価委員会）が、学校評価全体の運営・推進を行っている。

#### 1) 自己評価

教職員、保護者、児童生徒を対象にしたアンケートを実施し、課題を把握している。評価結果は全教職員で共有し、改善策の検討結果に基づいて、学校評価シート「PDCA表」にまとめ、最終的に「自己評価実践報告書」にまとめている。

#### 2) 学校関係者評価

平成18年度から学校評議員会による評価として実施している。学校評議員の方の背景は、『地域の代表』『卒業生保護者代表（PTA会長経験者）』『大学助教授』『企業の顧問』である。任期は3年としている。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 学校評価の意義や内容・目標の共有

学校評価の意義や内容・目標について、教職員全員が理解することが重要であるとの考えから、繰り返し教職員に伝える機会を設けている。具体的には、校長が全教職員に向けての講話の中で話をする、各校務分掌組織の中で実践目標等を話し合う、校長との個別面談の際に話し合うという取組を行っている。

- 保護者向け報告の工夫

保護者向けに配付する評価結果のまとめでは、わかりやすい表現をこころがけるとともに、保護者アンケートの結果がよくなかった項目に関して、学校側の意図・メッセージを付加して伝えている。

#### ④ 成果

- 教職員の意識、モチベーション向上

学校評価導入当初は、自分たちのための評価という意識が低かったが、ビジョンや目標の設定を通して、“自分たちの取組を自らが評価し、よいものにする”という意識が醸成され、教職員の意識やモチベーション向上につながっている。

- 校務分掌間の相互理解

全体の目標、校務分掌ごとの目標・個人の目標を明確にして活動を行うことで、教職員の専門性の向上・指導力の向上に非常に役立っている。各校務分掌の責任者で組織する校内学校評価委員会で話合いの機会をもつことにより、校務分掌間で相互の理解が深まり、学内の風通しが良くなっている。

- 変化の実感

学校評議員の視点で、学校内部では気がつかないことに対してアドバイスがもらえる。また、評議員の提言や評価を経年的に見ていくことによって、学校が変わっていった実感を持つことができている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 学校評価の意義の浸透

教職員数が多く、組織としての規模が大きいことから、学校評価の意義や目標を教職員全体に浸透させていくことは難しく、課題の一つであると認識している。

- 定量的評価と定性的評価

特別支援学校では、定量的な評価項目を設定することが難しく、定性的な目標設定・評価が多くなってしまった。重点目標の設定については、試行錯誤している。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

現状、学校評価を実施するにあたって学校特性を特段意識しているわけではないが、目標設定や評価項目設定はその一つである。定性的な目標設定や評価の難しさを感じており、試行錯誤している。



### 4.3.3 東京都

#### (1) 東京都教育委員会

##### ① 学校評価の実施状況

特別支援学校も高等学校と同様の枠組みで実施している。

経営診断については、都教育委員会としての評価という位置づけで実施している。経営診断の基本的な考え方は、他の県立学校と同様だが、特別支援学校に対する項目としては「学習、生活、進路指導、危機管理、地域との連携」を挙げている。

特別支援学校においては、平成 21 年度は試行段階で、3 名の専門家に協力いただいている。試行では、学校の強みや弱みがわかりやすくなるように点数評価の導入を試みた。診断結果を公表することは、診断を受けていない学校も、他校のよいところを参考に改善をしていくという観点において大切である。

##### ② 教育委員会による支援状況

結果の活用としては、学校経営支援センター（平成 18 年 4 月に教育委員会が開設した、学校の実態に応じた機動的できめ細やかな支援を行うことを目的とした機関）が学校訪問をする際に、診断結果を基にヒアリングを行うなど、学校の改善状況を把握しながら、学校の実態に応じた支援を行っている。

##### ③ 実施上の工夫

自己評価力向上の必要性は高い。アンケートの分析力の向上はその一つである。また、管理職がリーダーシップを身につけることも大切だと考えている。自己評価が重要であると同時に、専門家や第三者による評価も意味があると考え、経営診断を実施している。また、全都立学校に設置している学校運営連絡協議会では、学校運営連絡協議会委員として、特別支援教育の専門家などに入ってもらうことが多い。

それぞれの位置づけを教員に理解してもらい、活用してもらえるようにする必要がある。

##### ④ 成果

###### ● 外部からの指摘による自主的な活動の促進

校長より、外部から課題を指摘されると、職員に言い易くなったとの意見をもらったことがある。気がついていなかったことについて、新たなプロジェクトを立ち上げたなどの話も聞かれている。学校は、外部からはっきり言われる機会が不足していたが、外部評価によって、自主的な活動が見られるようになった。

##### ⑤ 課題と今後の展望

###### ● 実績をまず評価すること

学校は、学校評価で課題を出すことに一生懸命になりがちだが、実績をまず評価することが第一だと言っている。実績をまとめ、次に課題を考えていくことが重要と伝えている。自分たちのがんばりを評価するのだといえば、職員の意識も変わってくると考えている。

- アンケートの有効活用  
アンケートを実施すること自体に注力してしまい、結果の数値をただそのまま使っているなど、その後の分析不足は課題の一つである。管理職や主幹教諭をはじめとし、分析力の育成が必要だと感じている。
- 評価結果の学校経営計画への反映  
評価結果をいかに学校経営計画に反映させていくかも課題である。また、学校運営連絡協議会委員が学校経営計画を十分に理解していないと、アンケートの項目と評価内容がずれてしまうので、留意が必要である。
- 適切な評価時期の設定  
特に学校での自律経営推進予算案の策定や、次年度の学校経営計画の策定に反映させるためには、評価の実施時期を早めなければならないなど、実施時期の設定は難しい。教職員への負担も考慮すると、重点を絞って実施することが必要である。
- 組織力の向上  
特に、特別支援学校では、教員個人の力量に頼ってしまっている面が強いと感じている。特別支援学校は、組織が大きいからこそ、経営層の力が求められる。

#### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 数値目標の例  
数値指標を立てづらいことは承知であるが、数値で出せるものや、客観的に見られるものは何かを考えてもらうことが重要だと考えている。また、数値目標を立てることは、教育活動の達成状況が明らかになり、客観的な評価が可能となるとともに、都民に対しても教育活動の成果を分かりやすく示すことができる。例としては、個別支援計画の作成率や教員の特別支援教育の免許保有率などを数値目標としている学校もある。
- 特別支援教育の専門家等の参加  
学校関係者評価委員として、特別支援教育の専門家などに入ってもらいたいことが多い。また、特別支援学校だからというわけではないが、年度末の職員会議に、学校運営連絡協議会の協議委員に参加してもらい、学校の実績と今後の課題を伝える学校もある。
- 教職員の授業の評価力の向上  
特別支援学校では、個別の授業が多く、それが社会的自立や社会参加に資する内容なのかどうかは、見学してもわかりづらい面がある。まずは、管理職自身が、授業の評価力を持ち、高めていくことが必要である。

## (2) 東京都立葛飾ろう学校

### ① 学校概要

対象障害種別	聴覚障害	幼児児童生徒数	177名
学部	幼・小・中・高・専	教職員数	86名

(平成21年5月1日)

都内にある4校(分教室を除く)のろう学校のうちの1つ。平成14年に幼稚部から高等部までの総合ろう学校として創立された。幼稚部から高等部のほか、0～2歳の子どもを対象とした乳幼児教育相談(ひよこルーム)も設置されている。また、職業教育の充実に向け、全国のろう学校で唯一、厚生労働省の認可を受けた調理師養成施設を併設していることや、ICTを活用した教育を推進していることが、特徴的な点として挙げられる。

現在、乳幼児・就学前教育相談、都内小・中学校の児童・生徒を対象とした通級による指導、都内特別支援学校・学級及び高等学校在籍児童・生徒対象の通級教育相談や補聴相談等、地域の聴覚障害教育のセンター的役割を担っている。センター的機能の評価に関して、学校運営連絡協議会からの提言もあり、次年度の学校評価の中で評価を実施していく予定である。また、学校評価(特に外部評価)の中で位置づけることは、現在は行っていないが、通級学級等での指導の中で、児童・生徒が在籍している学校からフィードバックをもらい、次の指導に生かしている。

### ② 学校評価の実施状況

開校当初より、ICTを活用した内部評価を実施している。総務部に学校評価担当を設置し、各分掌・委員会から提出される事業計画(年度当初)、評価報告(年度末)をサーバで管理し、まとめている。

#### 1) 自己評価

学校経営計画を達成するために各分掌・委員会の目標を設定し、年度当初に目標・実施計画を策定し、年度末(3月)に、期初に設定した目標に対する評価を教職員が行う。各分掌・委員会は、目標から評価までを各個人がパソコンを使って入力し、その結果をサーバに保存する。職員間で常に共有できることにより、評価の進捗状況を担当者が把握でき、進行管理をスムーズに行うことができる。また、年度末に評価報告会を開催するが、パソコンによる会議を実施することでペーパーレス化にも努めている。

#### 2) 学校関係者評価

学識経験者や地域、PTA及び教員からなる学校運営連絡協議会と評価委員会を設置し、保護者及び教員、児童・生徒、地域関係者を対象に外部評価を実施している。学校運営連絡協議会と評価委員を兼務している方の背景は、『ろうあ関連団体関係者』『大学准教授』『PTA会長』『学識経験者』である。任期は1年としている。

### ③ 実施上の工夫

#### ● ICT活用による実施の効率化

ICT機器の導入により、教職員が効率的に評価や報告を入力できる。内容は、サーバ上に保存

され、相互に閲覧できるため、入力を促進する機能としても有効である。

- 評価委員会の進め方

学校運営連絡協議会には様々な経歴の方が参加するため、できるだけ専門用語を使わないように協議を進めている。また、学校運営連絡協議会の司会は、副校長が担当し、協議の観点を明確にし、参加者全員に意見を伺う会議の進行を心掛けている。

- 評価アンケートの工夫

評価アンケートに自由記述欄を設ける、無記名・封入式にするなどの工夫をしている。これらは、評価委員会に大学教授を加えたことで生まれた、新たな着眼点の一つである。

#### ④成果

- PDCA の徹底

目標設定、実施、評価のサイクルが、学校経営計画の具現化に向けて浸透し、すべての施策において計画・目標設定～実施～評価の流れができるようになってきている。

- 様々な視点によるアドバイス

評価委員の方から、様々な視点でアドバイスをもらうことができている。大学准教授からは、アンケートの方法や分析などについて、企業関係者からは、ビジネスマナーや就労意識に関する項目の導入についてや防犯、地域理解についての意見や提案を受けている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 評価のタイミングについて

学校全体で評価について把握するのは、現在のところ年度末の1回であるが、学期ごとの評価を学校全体で把握し、次の学期に評価を活かすシステムの構築が望ましいと考える。

- 多様な評価の検討

既に、アンケート以外にも、授業参観や行事等で保護者等との意見交換の場を数多く設けているが、アンケートでは計りきれない学校運営の部分等を、どのように評価していくかが今後の課題の一つである。

#### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

センター的機能の評価に関しても、現在は学校評価には位置づけていないが、学校運営連絡協議会からの提言もあり、次年度の学校評価の中で評価を実施していく予定である。評価は行っていないが、関係諸機関・近隣の学校との意思疎通は、お互いのコミュニケーションを円滑にすることで図られている。

### (3) 東京都立光明特別支援学校

#### ① 学校概要

対象障害種別	肢体不自由	幼児児童生徒数	182名（平成21年4月10日）
学部	小・中・高	教職員数	149名（平成21年5月1日）

昭和7年に設立された歴史ある特別支援学校の一つである。肢体不自由を対象とし、寄宿舎を併設するほか、国立成育医療センター内に分教室が設置されている。世田谷区、目黒区、渋谷区の全域と港区の一部を学区域としており、多くの児童生徒は、学校の所在地である世田谷区から通っている。また、訪問学級も設置し、自宅や病院に教員を派遣している。

近隣の小学校や中学校と行事などを通して交流を深めたり、校外学習や宿泊行事など社会的な経験を広げていく指導も積極的に行っている。また、自立活動の指導、進路指導や進路の開拓にも力を入れている。

#### ② 学校評価の実施状況

東京都教育委員会の方針に沿って、内部評価（自己評価）および評価委員会による外部評価（学校関係者評価にあたる）を平成15年度より実施している。今年度は、教育活動の目標を大きく8つに設定し、項目ごとに具体的な目標を策定している。これらの目標や学校評価の結果は、学校要覧にも示している。

##### 1) 自己評価

教職員及び保護者を対象としたアンケートを実施するとともに、児童生徒を対象に聞き取り調査を実施している。

##### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、学校運営連絡協議会のメンバーの一部より評価委員会を構成して行う。学校運営連絡協議会の方の背景は、『大学教授』『企業関係者』『こども発達支援センター園長』『区の保健福祉センター関係者』『近隣の中学校長』『社会福祉法人関係者』『自治会関係者』『PTA関係者』である。

#### ③ 実施上の工夫

##### ● 児童生徒に対する聞き取り調査

児童・生徒の聞き取り調査を、グループインタビュー形式で実施している。誘導的な聞き方とならないよう、また、中立性を担保するという意味で、障害児・者とのコミュニケーションの経験を豊富に有する福祉関係者に協力してもらって調査を実施している。

##### ● 支援実態に応じた内容

教職員および保護者対象のアンケートについて、特別支援学校ならではの特色である“個への支援”に着眼した項目が多く並ぶなど、学校の支援実態に応じた内容にしている。

##### ● ビデオを活用した学校への理解促進

学校運営連絡協議会委員に、学校への理解を深めてもらうことを目的に、年に3回、学校参観の機会を設定するとともに、行事への参加の呼びかけ、校内の様子がわかるビデオの視聴の機会

の設定等を行っている。

#### ④成果

- 教職員の役割・目標の明確化

校長が策定する学校経営計画と教職員の自己申告書とにつながりができたことで、個々の教職員が果たすべき役割・目標が明確化できた。自己評価の結果は、次年度の目標設定にも活用している。

- 保護者や児童生徒からの意見の活用

保護者や児童生徒の意見は、“学校がよりよくなるための課題”と受け止めて改善につなげている。保護者アンケートを通して、保護者が学校を温かい目で見ていることが実感でき、教育を行っていく上で教職員の励みとなっている。また、児童生徒の聞き取り調査では、通常の間わりの中では伝わってこない本人の学校に対する意識を知ることができ、非常に新鮮であった。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 作業効率化の工夫

学校評価の実施について、できるだけ少ない労力で、より高い効果が得られる方法があればと考えている。アンケートを実施・分析を効率化できるような支援などがあれば望ましい。

- 回収率の向上の工夫

保護者のアンケートの回収率は、概ね7割程度であるが、学校として、さらに回収率を高めるため、依頼状の内容の改善、保護者会の際に説明を行うなどの取組を行っている。

- ホームページでの結果公表

平成21年度より、評価結果の公表をホームページ上で行う予定である。

#### ⑥学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 個に対する教育に焦点を当てた評価

“個”に対する支援に焦点を当てた教育が行われている点が大きな特徴である。このことから、保護者や教職員を対象としたアンケート項目においても、評価委員会の設定する主な評価項目においても、特徴を踏まえた内容となっている。

- センターの機能の評価について

保護者が、学校の提供する「センター的機能」等を評価することは難しいが、今後、その部分を客観的に評価していく方法が課題である。

#### 4.3.4 石川県

##### (1) 石川県教育委員会

###### ① 学校評価の実施状況

石川県では、現在、全県立学校において自己評価及び学校関係者評価を実施し、PDCA サイクルに基づく学校経営を行っている。

平成 14～16 年度に「学校の評価システムの確立に関する調査研究」（各学校種の研究協力校 7 校による実践研究を含む）を行い、平成 16 年 10 月「石川県立学校管理規則」の一部改正と「県立学校における学校経営及び学校評価に係る実施要項」の策定、平成 17 年 1 月「学校評価の手引き」の発行を経て、平成 17 年度から全県立学校に学校評価（自己評価）を導入した。

さらに、平成 20 年度からは、学校関係者評価も実施することとし、上記の管理規則及び実施要項を一部改正するとともに、手引きの改訂を行って、全県立学校に学校関係者評価を導入した。

石川県の学校評価システムは、「目標管理型学校経営システム」を取り入れたものであり、校長が作成した学校経営計画を踏まえて、各分掌・担当者が具体的な取組や評価について計画し、それに基づいて実践、評価を行うものである。最終評価結果は報告書にまとめられ、県教育委員会に提出されるとともに、各学校のホームページ上でも公表されている。

###### ② 教育委員会による支援状況

- 「学校評価の手引き」及び教職員用リーフレットの作成・配付

学校評価の導入に当たって、県内の全公立学校等に「学校評価の手引き」を配付するとともに、全教職員にリーフレットを配付し、学校評価システムの普及・啓発に努めた。

- 研修の実施

平成 16 年度に、教頭を対象にした説明会を実施し、学校評価システムの試行を行って、翌年からの実施に備えた。平成 20 年度の学校関係者評価導入時にも、教頭を対象にした説明会を実施し、変更点についての周知を図るとともに、学校関係者評価を含めた学校評価システムの推進・充実について、研究校 3 校を指定して実践的研究を行い、その研究成果や取組事例の共有を図った。

- 各学校の取組の公開

全県立学校の学校経営計画・評価計画及び最終評価報告書を、県教育委員会学校指導課のホームページから閲覧できるようにしている。

- 学校評価の充実に向けた指導助言

指導主事による訪問の際、学校評価システムの進捗状況等について確認するとともに、年度末に評価結果について指導主事と校長が懇談し、評価全般に関する指導助言を行っている。

###### ③ 実施上の工夫

- 重点目標に即した評価項目

自己評価は、学校経営計画の重点目標の達成に向けて具体的方策がどの程度実施されたかを検証するものとしており、各学校では、評価の対象を絞り込み、重点目標に即した評価項目を設定して実践に当たっている。

- 評価の観点及び達成基準の具体化

評価の観点として、努力指標、成果指標、満足度指標の3つの指標を適切に用い、達成基準もできるだけ具体的なものにすることで、評価者間の差を縮小し、評価の信頼性を高め、学校改善に結びつけやすくしている。

#### ④ 成果

学校評価のシステムは定着してきた。各学校で課題を認識した上で、取り組みを進め、改善につながっていくことが一番の成果だと考えている。

- 匿名性のアンケートの効果

アンケートを実施する以前は、意見を言える人の意見が中心となっていたが、自由記述も設けた匿名性のアンケートを実施することによって、これまで吸い上げることができなかった意見も吸い上げられるようになった。

- 課題解決への取組促進

学校関係者評価委員会では、内部だけでは得られない指摘によって、課題解決への取組が促進されている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 学校関係者評価委員の委嘱の難しさ

学校評議員も学校の「評価」に関わることを話題としているため、学校評議員が学校関係者評価委員を兼任していると、同じ内容の話を何度も聞くことになる。学校評議員は予算がつき会議出席の旅費について手当があるが、学校関係者評価委員にはそれがなく、委嘱が難しくなる要因となっている。

- 担当者への負担の集中

学校によっては、学校評価への取組が特定の担当者に偏っていることがあり、担当者が代わることにより実施内容が変わってしまうことが見受けられた。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- センターの機能に対する評価

センター的機能に対する評価は、保護者に対するアンケートで行うのではなく、センター的機能自体の受益者（小中学校の教員等）を対象として行うべきだと考えている。以前は、対象となる地域の小中学校の校長の了解を得て、コーディネーター等にアンケートを送付して評価をしてもらい、その結果をフィードバックしていた学校もあった。ただし、支援を受けている立場、勉強させてもらう立場からは、要望や意見を言いづらいという点が課題となる可能性がある。

- 障害の種別と保護者ニーズの違いについて

細かく見ていけば、障害種別によってニーズや要望に違いがあると思われるが、そこに焦点を当てるのではなく、「学校」という仕組みの中で、「学校経営計画」に対する取組を評価していくことが重要であると考えている。評価項目の中身としては、それぞれ特有のものがあることが当然だと考えている。



## (2) 石川県立総合養護学校

### ① 学校概要

対象障害種別	肢体不自由、知的障害	幼児児童生徒数	283名
学部	小・中・高・専	教職員数	167名

(平成21年5月1日)

県内で初めての複数の障害に対応する特別支援学校であり、平成18年度に肢体不自由教育部門を先行して開校し、その後平成20年度に知的障害教育部門を開設した。児童生徒数は、肢体不自由教育部門146名、知的障害教育部門137名であり、このうち、59名が隣接する医療福祉機関に入園している。また在宅訪問教育も行っている。

特別支援教育のセンター的機能を果たすために、地域支援部に専任スタッフを6名配置し、小・中学校等への教育相談、教員・保護者を対象とした研修会、電話や電子メールによる相談などの対応に努めている。

### ② 学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

自己評価は、開校当初の平成18年度から実施している。評価結果は学校のホームページで公開している。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、平成20年度から実施しており、学校評議員に保護者代表を加えた委員構成で年間2回、学校関係者評価委員会を開催している。学校評議員は、『町会長』『大学教員』『ハローワーク所長』『障害者就業・生活支援センター所長』の方々に任期は3年としている。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 保護者の理解推進

学校評価の保護者への理解を促進するために、PTA総会において学校評価の取り組みについて説明し、アンケート等の協力をお願いしている。

#### ● 評価委員の負担軽減

学校評議員会と学校関係者評価委員会を同じ日に開催し、評価委員の負担の軽減に努めている。中間評価結果は11月の学校説明会で保護者や地域に公表するとともに、評価委員には評価結果の資料を送付し、意見を聴取している。

#### ● 学校全体での取組促進

教員アンケートにおいては、一部の施策について主担当者側とその他の教員の両方から意見を調査し、その違いを検証している。主担当者だけに負担が偏っていないかを、教員アンケートからも読み取り、学校全体での取組促進につなげている。

### ④ 成果

#### ● 情報提供の強化

アンケートの実施によって、保護者と教員の認識の相違があることがわかった。その中でも、

保護者に施策や教員の取組が十分に伝わっていなかったと思われることについては、適切な情報提供に努めている。

- 次年度への活用

各項目の結果についてA評価（十分あてはまる）が50%を超えることを目標として取り組んでいる。特に、評価の芳しくない項目については、結果を厳しく受け止め「今後の課題」を検討し、次年度の目標設定や改善への取り組みにつなげている。

- 地域との連携

学校関係者評価委員の方々との関わりが、様々な連携活動につながっている。町会長からは休耕田を紹介していただき、学校でつくるパンの原料を栽培している。また、企業担当者を招いての雇用促進セミナーの開催にあたっては、ハローワークの支援と協力をいただいた。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 学校評議員会の会議の開催回数

学校評議員会については年2回開催しているが、学校行事や普段の教育活動の様子をご覧いただく機会を増やし、客観的なアドバイスをいただけるとよい。

- 学校関係者評価委員会（＝学校評議員会）の日程調整

学校関係者評価委員は仕事を持つ方が多いため、会議の日程や時間の調整が難しい。会議の時間は2時間程度なので、授業参観などにも時間的な制約がある。会議の持ち方や時間の配分について考慮することが必要である。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 評価項目について

高等学校では取得資格や進学実績、生活指導などを評価対象とすることが多いようだが、特別支援学校においては、児童生徒の生活習慣や授業改善の取組など定性的な評価項目が多い。

- 障害種による意識について

肢体不自由と知的障害では、障害の特性や指導上の配慮事項に異なる面があるが、様々な取組によって、児童生徒の相互理解がすすんでいる。併置のメリットを生かし、両部門が合同・協力する場面を一層増やしていきたい。

### 4.3.5 三重県

#### (1) 三重県教育委員会

##### ① 学校評価の実施状況

平成 14 年度から自己評価を導入している。平成 15 年度には、財団法人社会経済生産性本部が提唱する経営品質の考えを取り入れた学校評価手法（三重県型「学校経営品質」）を試験的に導入し、平成 16 年度から県立全校で開始した。

学校関係者評価は、平成 19 年度より高等学校 4 校、特別支援学校 13 校で実施している。特別支援学校全校で学校関係者評価を実施することは、学校側から提案された。県で研究事業を実施し、研究指定は 2 年間としている。研究指定期間が終了した学校の一部は、研究協力校と位置づけられ、引き続き学校関係者評価を実施し、改善活動に結びつけている。

各学校では、「学校経営の改革方針」を掲げ、それに沿った学校評価を行うこととなっている。

##### ② 教育委員会による支援状況

「学校経営品質関係資料」を作成・配布し、三重県型「学校経営品質」の基本的な考え方を示すとともに、学校経営品質アセスメントなどを掲載している。また、同資料には用語集なども掲載されている。

7 月、8 月に学校関係者評価委員向け研修、および教職員向け研修を実施し、1 月には、学校関係者評価実践事例交流会と大学教授による講演会を実施した。また、毎年、学校経営品質実践事例報告会を開催し、各校の取り組みを紹介・情報交換する場を設けている。

このほか、学校評価に特化してということではないが、学校訪問を積極的に行い、学校の実情の把握に努めている。

##### ③ 実施上の工夫

評価項目や詳細な評価スケジュール等は、ある程度学校の裁量に任せている。ただし、経営品質の学校経営アセスメントのカテゴリーや質問内容は統一している。

- 改善につなげるアセスメント

評価にあたっては、単に ABCD をつけるだけでなく、教職員による「対話」をとおして強み弱みを共有しながら改善のために何に取り組んでいくかなどの記述欄を設けることで、それぞれの学校が自己評価を行い、学校の改善に役立てることを促している。

- 「学校経営の改革方針」ひな形の改訂

学校経営の改革方針のひな形を改訂し、校務分掌を意識した形式から、学校全体として取り組む重点目標を明示する形式に変更した。学校評価への取組が、校務分掌での縦割りになりがちであることが課題の一つであるため、学校全体としての取組を意識してもらうよう工夫している。

##### ④ 成果

- 各校の取組の共有・情報交換をする場の設定

学校関係者評価実践事例報告会を開催し、教員同士が、各校の取組を共有し、情報交換する場を設定している。

## ⑤ 課題と今後の展望

### ● 学校関係者評価への教員の関わり

多くの学校では夕方から夜間にかけて学校関係者評価委員会が行われており、学校関係者評価委員と関わりを持つのは、校長や教頭など一部の教員に限られている。勤務時間等の負担を考えると難しいことは分かっているが、本来は、多くの教員が関係者評価委員会に参加することが望ましいと考えている。

### ● 分校の問題

分校については、本来、分校独自の評価をすべきだと考えているが、教員の負荷等の問題で、現在は本校の評価に組み入れざるを得ない状況である。

### ● 学校評議員と学校関係者評価委員の役割の棲み分け

学校評議員との関係が分かりづらいことが問題だと認識している。本来目的が違うものであるが、それぞれの役割が明確でなくなっている。また、学校によっては評議員と評価委員を別の方に委嘱できるほど人材がない場合もあるので、両者を兼ねる「外部委員」という位置づけがよいのではないか、という意見もある。ある特別支援学校では、地域の話題は学校関係者評価委員、教育、専門性の問題は評議員などと役割分担をしている。

### ● 予算にかかる課題

特別支援学校では、施設設備に関する評価（事実上要望）が聞かれることが多い。各学校から報告された学校評価結果のうち、施設面での要望など予算措置が必要となる指摘について、今後、教育委員会としてどのように応えていけるか課題の一つである。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

教育委員会として、特別支援学校だから特別な経営体制が必要という考えはなく、このことは学校評価の仕組みについても同様である。ただし、各学校の障害の種別、地域性、実情に応じて評価する必要はあると考えている。

それぞれの学校は独自の課題を持っている。そのため、特別支援学校全体として統一的なアウトプットを求めたり、統一的な支援や情報提供をするということは今のところない。各校の実情に合わせて、評価の枠組みを学校改善につなげてもらえばよいと思う。

## (2) 三重県立特別支援学校 西日野にじ学園

### ① 学校概要

対象障害種別	知的障害	幼児児童生徒数	285名
学部	小・中・高	教職員数	199名

(平成21年5月1日)

児童生徒数285名の大規模な特別支援学校の一つである。主な対象は、知的障がいである。通学地域は広範囲にわたっているほか、訪問教育も行っている。平成19年4月に学校教育法等の一部改正に伴い、「三重県立西日野養護学校」から「三重県立特別支援学校西日野にじ学園」と校名を変更した。

センター的役割を果たすべく、地域支援部を設置し、地域の要請に応じて様々な活動を行うほか、進路支援部では、小学部、中学部の教員を含め、現場実習の充実など、小学部の段階から先を見据えた進路支援活動を行っている。また、学校評価を含め、様々な施策において、ベンチマーキングとして他校の視察をするなど外部との連携活動も積極的に取り入れている。

### ② 学校評価の実施状況

#### 1) 自己評価

年度当初に「学校経営の改革方針」に基づき、各校務分掌で事業計画を立て、12月に校内評価を実施する。結果、成果、課題は、最終的には教頭が取りまとめ、全教職員で共有している。

#### 2) 学校関係者評価

平成19年度及び平成20年度は、学校関係者評価研究指定校、平成21年度は、学校関係者評価研究協力校として取り組んでいる。

学校評議員と学校関係者評価委員は全て別の方が担っている。学校関係者評価委員の方の背景は、『自治会長』『元小学校長』『福祉作業所所長』『保護者会役員』である。任期は3年を一区切りとしている。学校側は、校長、教頭、事務長、学校評価担当の4名が評価委員会に出席している。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 担当教員主導による取組

管理職主導ではなく、担当教員が主導することで、意見が出やすい雰囲気を作っている。アンケート自体も重要だが、例えば、回収する際のちょっとした雑談からも、有益な意見が聞けるようになった。また、常勤講師や非常勤講師からも意見を聞くようにしている。

#### ● 学校関係者評価委員会の開催頻度・時間

学校関係者評価委員は、5名と比較的少人数とし、平成20年度は議論を深めるために年6回開催した。また、評価委員の一人である保護者が参加しやすいよう、平日の午前中に開催した。

#### ● 評価委員からの意見の取り入れ方

評価委員からは、辛らつな意見が出ることもある。個人批判などにならないよう留意し、また、そのような意見も貴重なものであるため、事実は包み隠さず全て公表して教職員に伝えている。

#### ④ 成果

- 先進校の視察

評価対象である自校だけを見るのではなく、様々な角度から評価してもらうため、学校関係者評価委員と他県の先進校を視察する機会を持った。視野を広げるとともに、学校同士の情報交換の場としてもよい機会となった。

- 実際の改善とモチベーションのつながり

当初、学校評価についてやや後ろ向きの取り組み姿勢であったと思うが、アンケートの結果を活用して、小さなことではあるが改善が実感されてから、積極的に取り組めるようになったと感じている。また、学校評価のみの明示的な成果ではないかもしれないが、「自分たちの仕事を自ら見直す」機運が高まり、教職員が本音を出せる機会ができた。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 学校評価担当の引継ぎ

校務分掌等で分担して取り組んでいても、学校評価担当の作業負荷は大きいので、引き継ぎにも労力が必要である。担当者の交代によって取組が後退しないよう、管理職による支援や全教職員参加の体制維持が今後重要な課題の一つである。

- 効果の検証

教職員アンケートについては、単にとるだけでは意味がないと考えている。現状の回収率 100%を維持するためには、効果を実感してもらうことが重要であり、そのためには詳細な分析が必要であると考えている。その意味で、来年度は思い切ってアンケートを中止し、実行に力を注ぐことも検討している。

- 教職員への取組の浸透

児童生徒数が増え続けていることに伴い、教職員も増えている。新しく赴任してきた教職員に取組をどう効率的に浸透させるかは、学校評価には限らないが課題の一つである。

学校評価の担当になれば、研修や実践報告会等、情報を得る機会が増えるが、普段から他の教職員に対する情報提供の機会を、教育委員会でも検討してもらえるとありがたい。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 教職員の専門性の向上

評価の結果、センター的機能に対する期待、ニーズが高まってきていることがわかっている。これに応えるためには、教職員が研修を積むなどし、専門性を高める必要があると考えている。ただし、多忙な現状を踏まえると、業務と研修のバランスが重要である。

### 4.3.6 神戸市

#### (1) 神戸市教育委員会

##### ① 学校評価の実施状況

神戸市立の特別支援学校は、市立盲学校（視覚障害）、青陽東養護学校（知的障害）、青陽西養護学校（知的障害）、青陽須磨支援学校（知的障害）、友生養護学校（肢体不自由・病弱）、垂水養護学校（肢体不自由）、の6つである。

学校評価への取り組み内容やレベルに差はあるものの、全校で取り組んでいる。神戸市では、「教職員による自己評価」、「保護者を対象とする外部アンケート」、「学校評議員による学校関係者評価」の3つの手法によって学校評価を実施している。特別支援学校の第三者評価については、市での予算化が難しいこともあり、現在は予定もしていない。

平成20年度の実施状況は、自己評価は実施が6校、公表が3校、外部アンケートは実施が4校、公表が4校、学校関係者評価は実施が3校、公表が1校である。平成21年度は前年度策定された「神戸市教育振興基本計画」で、全分野において100%の実施を目標としている。

##### ② 教育委員会による支援状況

「神戸市学校評価ガイドライン」を作成し、学校評価の理解と促進を図っている。自己評価も外部アンケートも重点目標を対象とした評価活動に絞ることが重要であり、アンケート項目の絞り方、質問の作り方のコツなどを整理した事例集を盛り込んでいる。

平成21年度は、市の緊急雇用対策事業を活用して、ホームページを作成出来るスタッフを希望する各校に派遣し、学校評価のホームページでの公表が進んだ。

##### ③ 実施上の工夫

###### ● 学校評議員による学校関係者評価

従来、学校評議員と学校関係者評価委員が重複するが多かったことから、評価委員の負担軽減も考慮に入れ、評議員の選定条件をより詳細に改定し、学校評議員＝学校関係者評価委員と定めた。

###### ● 学校関係者評価委員向けパンフレットの作成

評議員（＝学校関係者評価委員）向けのパンフレットを用意し、評議員が学校関係者評価を行う理由や、その際に必要な事項を学校が説明しやすくしている。

##### ④ 成果

###### ● 次年度の目標の明確化

学校評価を実施することにより、新たな課題が発見でき、次年度の目標が明確になった。

###### ● 教員の問題意識

全教職員の現状における問題意識が高まった。保護者と学校との連携の進め方や、学校における生徒指導面の取組や進路指導の在り方等について、具体的な対応策を検討する事ができた。

###### ● 外部アンケートの成果

保護者アンケートにおいて、率直な意見や要望を把握することができ、重点的課題の明確化に役立てることができた。また、教育活動の現状における課題・問題点を保護者とも共有できた。

- 客観的な観点での指摘

自己評価に対して客観的な観点から指摘を受け、教職員とは異なる見方の評価として、大いに参考になったと考えられる。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 評価項目の重点化

学校評価導入当初は100項目前後の評価項目があり、アンケートを行う側にも、回答する保護者や教職員の側にも負担が大きかったため、項目を絞り込む重点化を行い、アンケート内容もシンプルにした。しかし、今度は絞り込みすぎて必要な事項が十分に聞けないと思われる弊害が生じているので、さらなる見直しが必要だと感じている。

- 学校評価の理解促進

学校評価は、改善のためという意識が強いが、学校が発展するためのもの、学校づくりの企画・創造のために役立つという理解を図っていききたい。

- 評価の客観性の担保

特別支援学校においては、評価委員会が応援団のような位置づけになり、高い評価がなされやすい。評議員向けのパンフレットなどでも「率直な意見を出すように」という趣旨を伝えているが、学校側でも自覚して学校関係者評価を行わなくてはならない。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 学校関係者評価に対する不安の払拭

学校関係者評価が加わったことによって、評価するには、専門的な知識を大幅に補充しないといけないなどと身構える方がおり、評議員の引き受け手が少なく、委嘱に苦慮する傾向がある。

- 第三者評価の実施について

実施する際の問題点としては、評価者を探すことの困難さがある。具体的には、特別支援教育の世界は狭く、評価を行う第三者に客観性を完全に担保できないこと、自治体ごとにイメージの異なる特別支援学校の評価を全く同市に関係のない評価者では正確に評価できないという危惧である。



## (2) 神戸市立垂水養護学校

### ① 学校概要

対象障害種別	肢体不自由	幼児児童生徒数	120名
学部	幼・小・中・高	教職員数	126名

(平成21年5月1日)

神戸市立垂水養護学校は、神戸市の西半分を通学区域としている。スクールバスによる通学時間は平均で30～40分で、最長では1時間半程度である。生徒120名のうち、18名は通学が困難であり、職員が自宅や入所施設に出向いて週2～3日、1回あたり2時間の授業を行っている。

特別支援教育部には、小中高の3学部それぞれ1名ずつ、計3名のコーディネーターが置かれている。うち1名が地域支援担当として主としてセンター的機能の業務を行っている。ただし、いずれの担当も専任ではなく、担当する授業時間を少なくし、兼務で担当している。市内の学校には、十数校に肢体不自由学級が設置されており、コーディネーターは各校を年間3～4回訪問し、主として当該校の教員を対象に相談や指導を行っている。

### ② 学校評価の実施状況

平成18年度より文部科学省の実践研究指定を受け（市内で10校が選定、特別支援学校は同校のみ）、学校評価を開始した。平成20年度、21年度も指定を受けた。

学内では、管理職2名、小中高の3学部から各1名、ホームページ更新のための情報担当の教員1名から学校評価委員会を構成し、学校評価に取り組んでいる。

#### 1) 自己評価

教職員アンケートは、年に2度行っている。1度目は1学期末に実施し、その結果を、学校評価委員会で分析した後、職員会議で報告する。その時点で取り組みが不十分な事からは、2学期から改善に向けての取組が行われ、1学期末に2度目を実施する。

保護者へのアンケートは年に1度行っている。PTA自身が実施するところが特徴的である。

#### 2) 学校関係者評価

市の方針に沿って、評議員による学校関係者評価を実施している。評議員（＝学校関係者評価委員）の背景は、『学識経験者』『元他市教育委員会関係者』『地元まちづくり協議会の代表者』『近隣小学校長』『社会福祉法人関係者』『PTA役員』である。

評議員会は、年3回実施し、1回の協議時間は、説明を含めて2時間程度である。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 評価項目の重点化

平成18年度に学校評価を開始した当初は、評価項目が50から60程度もあったため、処理を行う人材の派遣を受けて実施した。現在は、評価項目は大幅に削減されており、平成20年度は20項目、平成21年は10項目になっている。重点化した一方、10項目では少なすぎるとの考えもあり、項目数及び内容については今後の課題となっている。平成22年度は、次期中期目標策定のため、評価項目を当初の60項目に戻すことを検討している。

- 教員用と職員用の2種類のアンケートを作成

職員が多様であるため、教職員アンケートを、授業に関わる職員と、関わらない職員の2種類に分けて実施している。それぞれのアンケートにおいて、職種に応じた項目が立てられている。

#### ④ 成果

- 教職員の姿勢の変化

学校評価に取り組むことで、教職員の姿勢に、目標や取組を意識するという変化が生じている。また、職種の違う教職員同士が、より理解し合えるようになってきていると感じている。

- 学校関係者評価による保護者の理解促進

医療的ケアに関する項目は数値化しやすいが、保護者が重視する、設備、衛生、環境等は定性的な要素が多く、定量化は難しいと考えている。定量化できないものに関して、自己評価の結果だけでは理解を得づらいが、学校関係者評価を実施することで一定の理解を得られていると考えている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 活動内容や質の向上

近年は教職員の異動が多いため、経年比較は困難である。また、自己評価の項目をどう解釈するかは、教職員の資質に左右されるため、教職員の資質や専門性を高めていきたい。仮に自己評価の定量的な結果の数値等が下がったとしても、学校の活動内容や質が深まること、向上することを重視して、取り組みたい。

- 結果の公表

従来から本校のホームページに掲載していたが、保護者に対しては、平成21年度より4月のPTA総会にて「学校評価書」の配布を行っている。結果のみしか掲載できていないので、来年度以降は、結果に関する説明を付加した文書の作成を考えている。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

基本的には、特に違いはないと考える。ただし、先に示した教職員アンケートを2種類に分けるなどの工夫は学校の特性に合わせて必要である。また、これも先に示したが、特別支援学校では、一般校に比べて数値化した目標を示しづらく、また生徒から直接意見を聞くことも難しい場合が多い。外部（PTA）アンケートや学校関係者評価を行うことで、全体的な問題点が明確にわかるようになる。

## 4.3.7 広島県

### (1) 広島県教育委員会

#### ① 学校評価の実施状況

学校評価については学校経営課が所管し、特別支援教育については特別支援教育室が所管している。県内の学校の学校評価については、平成13年度よりモデル事業の検討を行い、平成14年にパイロット校10校（高等学校9校、特別支援学校1校）を選定して実施した。平成19年度には、「学校評価に係る広島県立高等学校管理規則の一部改正に伴う県立学校における学校評価の取り扱いについて（通知）」により、学校評価における留意事項を示すと同時に、参考様式等を提示している

第三者評価については、現在、国のモデル事業に参加しており、高等学校2校と特別支援学校1校を対象に実施している。広島大学に協力してもらい、体制は整えることが可能だが、今後導入するにあたっては、予算面での課題があると考えている。

#### ② 教育委員会による支援状況

学校評価は早期に取り組んだため、実施方法について、現段階で特段の支援を行うことはない。年間スケジュールに基づき、各学校の学校経営計画に対して、校長ヒアリングや学校訪問を実施し、指導助言を行っている。

- 学校経営計画対応事業

高等学校、特別支援学校の全校を対象に学校経営計画対応事業を実施している。この事業は、各学校が学校評価に基づき学校経営計画に盛り込んだ独自の事業に対して、予算措置（上限100万円で、前年度の成果及び本年度の計画で査定）を行うものである。

#### ③ 実施上の工夫

- 調査項目の重点化

重点化は、評価の項目数に見ることができる。重点化のメリットとしては、学校関係者評価等の際、外部の方が理解しやすくなり、より正確で役立つ評価、意見等を得ることができることである。（評価項目数：平成20年度21.4⇒平成21年度16.0）

- 成果指標化の重視

特別支援学校における成果は定性的な内容で、数値化が困難であることは認識している。しかし、成果指標化についての意識は高まっており、行事の際には必ずアンケートをとって参加者の満足度を測るようになってきた。平成20年度の検証では、全ての評価指標のうち、成果指標の割合は54.1%（高等学校61.9%、特別支援学校12.1%）であったが、指導により、平成21年度には全体70.0%（高等学校74.2%、特別支援学校49.1%）まで高めることに成功している。

- 学校関係者評価委員の位置付け

平成17年6月の外部評価委員運営要綱において、外部評価委員は学校評議員とは異なる方が務めることとした（ただし、中山間地など、一部人材確保が難しい地域を除く）。学校評議員は、学校の内部の立場との位置付けにしたがった判断である。

このことから、学校関係者評価委員については、各学校において、学校評価全体について意見をいただける方を選んでいる状況となっている。

#### ④ 成果

- 開かれた学校づくり

外部から評価を受けることは開かれた学校づくりにつながっている。また、学校が組織として機能するようになってきたのではないかと感じている。

- 自主的な学校改善の意識

以前は、学校の改善を行うためには「教育委員会の指摘」という外部の力が必要で、管理職もそれを利用して学校運営を行っている面があった。しかし、現在は各学校が自主的に改善案を出すようになり、内容も一定の水準の改善案となってきている。こうした変化に、学校評価への取組みが与えた影響は大きい。

- 数値目標を設置することによる効果

明確な数値目標の設置による効果は明らかである。県では、全国的なデータと比較が可能な、特別支援学校教諭免許状保有率と、高等部卒業者就職率について目標を設置している。これにより、平成 14～15 年度に 40%を切っていた特別支援学校教諭免許状保有率は 75%に、就職率についても 4 年前の 9%が 22%に上昇し、全国平均に近い数字となった。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 重点化と指標化の促進

今後も重点化と指標化を促進し、学校の改善につながるような評価方法を構築したいと考えている。特別支援学校での指標化は難しいと思われるが、それでも実施は不可能ではない。このため、県教委としても、学校評価を担当する学校経営課と特別支援教育室が連携していくことが必要であると考えている。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 評価指標の設定について

基本的な評価のフレームについて、違いはないと考えている。ただし、児童生徒数が違い、その特性も違うことから実施する方法に違いは生じる。もっとも顕著な違いは、特別支援学校では目標設定、評価の両面において数値化が困難なことである。

しかし、そのような中でも代替する数値をとって指標化することは可能と考えており、指導を行っている。例としては、特別支援学校教諭免許状取得率をもって専門性の向上を量る指標としたり、個別指導計画への保護者の満足度を指標とすることなどである。

## (2) 広島県立広島中央特別支援学校

### ① 学校概要

対象障害種別	視覚障害	幼児児童生徒数	79名
学部	幼・小・中・高・専	教職員数	98名

(平成21年5月1日)

広島県で唯一の視覚障害の特別支援学校であることから、県内全域からの入学者がある。半数以上は、高等部に所属する生徒である。スクールバスは30km圏内を送迎しており、多くの児童生徒が利用している。寄宿舎も設置されており、現在22名が在籍している。

センター的機能を担当する部署として、教育相談部が設置されており、専任の教育相談コーディネーター1名が配置されている。兼任で業務に当たる他の教員とともに、県内の各校(39校)に出向いて相談等を行っている。

### ② 学校評価の実施状況

平成14年度、広島県の学校評価パイロット校として、他校に先駆けて学校評価を導入した。現在の学校評価と形式は違うが、さらに以前から内部評価を実施していた。

#### 1) 自己評価

保護者及び専攻科の生徒に対してアンケート調査を実施している。アンケートの内容は、校務分掌ごとに意見を挙げ、総務部がとりまとめて作成する。教職員による評価は、校務分掌ごとに実施している。

#### 2) 学校関係者評価

県の方針にしたがい、学校関係者評価委員会は評議員会とは別に組織している。ただし、年度末には、評議員会でも学校評価の結果報告がされ、その際に挙げた意見を反映することもある。

### ③ 実施上の工夫

#### ● センター的機能の評価

センター的機能の評価については、学内ではなく、その受益者である外部の学校等を対象に満足度のアンケートを実施している。

#### ● 保護者への口頭での報告

保護者への報告は、翌年度5月のPTA総会で行うが、PTA役員会、校長との面談、文化祭の準備など、保護者の来校時には、できるだけ校長が直接説明するように心がけている。学校評価の結果は、とりまとめた報告書だけでは解りづらく、口頭の説明が有効と考えているためである。

#### ● 学校関係者評価委員の学校理解促進

学校関係者評価委員に対しては、学校を理解してもらうため、普段から学校行事などに招待するなど、学校を訪れてもらう機会を増やしている。

### ④ 成果

#### ● 結果の活用

中間評価の結果は、後期の学校事業の運営に役立てられる。年度末評価については、自己評価の結果に基づき、学校関係者評価委員会、評議員会による協議、提言がなされ、次年度以降の学校運営に役立てられる。学校評価により、次の年度の目標が明確になり、学校が組織体として有効に機能するようになった。

- 成果を意識した事業の立案

以前は、経験則によるあいまいな学校経営がなされていたが、学校評価を導入してからは、事業等を行う際には、どのような成果を示せるかを考えて立案するようになった。

- 組織としての学校

学校評価により、PDCA サイクルを回すことで、次の年度の目標が明確になるなど、学校が祖組織として有効に機能するようになったと感じている。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 報告時期の重複

年度末の評価では、学校関係者評価委員会、評議員会への報告や協議が同時期に行われるため、他県の学校等に比べて手間がかかっている。ただし、独立した学校関係者評価委員会について不満がある訳ではない。

- 現在の評価方法の継続

当初は作業が増えることが負担であったが、現在は慣れもあり、効率的に実施できるようになった。当初に教職員にあった学校評価への不信感も払拭されている。今後も、現在の評価方法を継続する予定である。

- 学校の第三者評価

現在の学校関係者評価は、評議員ではなく独立した関係者評価委員会を設置していることから、第三者評価に近いものと考えている。限られた部分であれば第三者による評価は十分可能である。ただし、教育内容などについて評価を行う場合は、評価者に十分な専門性が求められることから、学校とまったく関わりのない純粋な第三者が評価を行うことは困難であると考えている。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 質的な評価の必要

特別支援学校の特性として、目標や結果を数字で示しづらいことがあげられる。特別支援学校の成果については、質的な側面が強いが、可能な限り数値化することに努力している。

### 4.3.8 愛媛県

#### (1) 愛媛県教育委員会

##### ① 学校評価の実施状況

学校評価は、平成 15 年度より導入している。当初は自己評価のみの実施で、各校が独自に項目を設定して保護者アンケートを行っていた。その後、国のガイドラインを受けて、平成 20 年 4 月に愛媛県県立学校管理規則を改定し、評価結果を県に提出することを義務付けた。その際に県立学校における学校評価実施要領を作成し、学校評価委員会の設置や、報告および公表についても定めている。

評価項目の設定等は学校に任せているが、学校の重点課題をわかりやすく記載したものを「学校マニフェスト」として公開するようにしている。学校関係者評価については、平成 19 年度時点では、学校評議員の兼任でもよいと考えていたが、平成 20 年度より、学校評議員を含めてもよいが、学校評議員会とは別の組織で実施するように方針を変更した。

第三者評価については、現時点では実施要領には定めておらず、実施はまだ困難と考えている。

##### ② 教育委員会による支援状況

特別支援学校の学校評価に対する支援はまだ限定的で、国のガイドラインを配布する程度である。校長会、教頭会等で学校評価についての情報を提供しているが、学校評価に特化した研修等を実施していない。また、学校の側からも研修等への要望は今のところはない。

##### ③ 実施上の工夫

###### ● 学校の独自性

評価項目は、学校ごとの独自性を認めており、特別支援学校では児童生徒の障害の種類によって、異なる質問項目が設定されている。ただし、アンケートの大項目については、学校ごとの差異はあまりなく、小項目で学校の特性が表わされている。

###### ● 学校関係者評価委員の人選

特別支援学校では、医療等の専門性のある人材も参画することによって、学校を見る目の多様性が担保される面が大きいと考えている。専門性のある委員の提言には、学校を改善する上ですぐに役立つものもある。しかし、それだけではなく、保護者の意見を尊重する仕組みを作ることにも必要だと考えている。

##### ④ 成果

###### ● 課題の顕在化

愛媛県の特別支援学校卒業生の就労状況は、全国平均を下回っており、早期からのキャリア教育の不足等が感じられていたが、このことが学校評価を通して改めて認識された。このこと自体は成果ではなく課題であるが、課題が顕在化したことは、学校評価の成果の一つである。

###### ● 評価結果に基づいた就労支援策

前述の顕在化した課題に対し、県教委として、労働部局との連携を図り、高等技術専門校等との協力による就労先の開拓や、企業への文書の通知による就労促進、先進県への視察派遣などの方法を検討している。

- 「授業改善プロジェクト」の事業化

授業評価が思わしくなかった学校があったことや、県教委による現場視察に基づき、大学や国立特別支援教育総合研究所等の講師派遣を核とした「授業改善プロジェクト」を事業化した。学校評価の裏づけがあったことで、事業化が実現したと考えている。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 県教委の取り組み姿勢

県教委は学校の独自性を尊重し、各学校においては、「学校評価ガイドライン」を参考に、各学校がそれぞれの課題に対して、主体的に改善を積み重ねられる取組を進めるよう指導している。今後は、学校が説明責任を果たすとともに、学校として組織的・継続的な改善を図り、保護者、地域住民等からの理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携による学校づくりが進められるよう重ねて徹底していきたい。

- アンケート結果と実態の把握

課題として、アンケートによる評価が本当に実態を表しているのかという点がある。特別支援学校では、一般的にはあるが、アンケート評価が高くなる傾向が強いように感じられる。しかし、県教委へ苦情が寄せられることもある現状から、実際にはアンケートの結果だけでは表われない課題等もあると推察している。

- 改善につなげることを目的としたアンケート設計

学校評価は、評価することが目的ではなく、その結果を改善につなげる必要がある。その点からは、もっと具体的な内容に踏み込んだアンケートを実施することなどにより、詳細で実態を示すものにも必要であると考えている。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- 定性的な目標設定

特性による評価方法の違いは特に感じられないが、特別支援学校では、数値化できる目標設定には限りがあるので、定性的な目標設定や評価をどう行うかはポイントの一つである。



## (2) 愛媛県立しげのぶ特別支援学校

### ① 学校概要

対象障害種別	肢体不自由・病弱	幼児児童生徒数	161名
学部	幼・小・中・高	教職員数	171名

(平成21年5月1日)

愛媛県内唯一の肢体不自由・病弱の特別支援学校であるため、入学者は県内全域からとなる。平成18年に肢体不自由教育部門と病弱教育部門を設け、当時の県立第二養護学校と統合するとともに、校名を第一養護学校から現在の「しげのぶ特別支援学校」と変更した。翌平成19年には、隣接して県立子ども療育センターが開設された。

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対しても、安全で安心な学習環境を整備し、社会参加を促進する教育を行っている。また、地域の障害のある子どもたちの教育的支援を行うセンターとして、幼稚園・小中高等学校の教員や子ども、保護者に対する相談及び研修等の支援を行っている。

### ② 学校評価の実施状況

学校評価は、平成15年度より開始した。校長を委員長とし、関係教職員によって構成される学校評価委員会(23名)で、体制整備や計画策定を行っている。第三者評価の実施についても検討したが、評価の体制が整っていないため、現時点では実施は困難だと判断している。

#### 1) 自己評価

自己評価は、保護者・児童生徒を対象にしたアンケート等の結果を活用するとともに、教職員による目標の達成状況や取組状況の評価を実施している。

評価項目の設定は、学校の教育目標に基づき重点目標を定めた上で具体化している。具体的目標は、達成したい目標とその達成状況を明確にするために、可能な限り数値化に努めている。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員の中には、学校評議員と兼務している者もいる。評価委員は『学識経験者』『障害者施設長』『地元関係者』『療育センター長』『療育センター看護部長』『療育センター生活指導担当係長』『PTA役員』である。学校側として、校長、教頭、事務長、総務課長が参加している。

### ③ 実施上の工夫

#### ● アンケート項目の重点化

開始当初はアンケートの項目が細かく、自由記述も多いことから回答をとりまとめることが困難であったため、アンケート項目を重点化した。

#### ● 学校の理解促進のための情報提供

学校の状況や努力を理解してもらうため、学校関係者評価委員は、学校行事等への参加、学校公開週間での授業参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話を行っている。

#### ④ 成果

- 新任教員への取組の浸透

これまで、特別支援学校での勤務経験のない教員が赴任した際の研修に加えて、学校評価を行うことで、専門的で組織的な見方ができるようになってきたと感じている。

- 評価結果により明らかになった課題への対応

評価結果において、療育センター等の関係機関との連携が課題とされていたため、追跡調査を実施し、その理由や改善のアイデアを求めた。その結果、情報提供が不足していることがわかり、保護者向けの行事予定表のコラム欄を利用して定期的に活動の様子を知らせるなど、情報提供の機会を増やした。

- 外部への学校 PR

学校評価は、学校の現状について、外部に理解してもらう機会となった。学校評価を行うようになってから、学校行事への外部の参加者が増えている。

- 学校関係者評価委員会の専門的かつ多面的な意見

学識経験者等の評価委員から、多様な観点で意見や提言を得ることが、学校の運営の改善につながっている。また、今後の取組の方向性が明確になってきたと感じている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 教育・医療・労働の連携

自己評価により、教育、医療、労働の連携という課題が明らかになった。医療については隣接する療育センターとの連携がより深められ、連携内容のPRが図られるようになってきた。また、労働に対しても事業所や施設における現場実習などの機会をさらに増し連携を深めたい。

- 保護者による包括的な学校評価

同校ではPTA活動が盛んで、保護者の学校への貢献意欲は非常に高い。一方で、アンケートでは、保護者の回答が、自分の子どもの属する学部やクラスに偏っていることも見受けられる。学校全体として評価してもらうための工夫が必要だと感じている。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

評価項目の設定時には、関係機関（医療機関、企業、施設等）との連携や、児童生徒の障害の多様性などを意識している。また、毎日子どもを送迎する保護者がいるなど、保護者が学校に訪れる機会が多い。こうした状況を踏まえた学校評価を実施し、よりよい学校づくりに取り組みたい。

### 4.3.9 北九州市

#### (1) 北九州市教育委員会

##### ① 学校評価の実施状況

北九州市教育委員会では、平成19年10月に、自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、自己評価結果及び学校関係者評価結果の設置者への報告に関する規定が学校教育法施行規則の設けられたことを受け、学校評価講習会等の実施、学校評価サークルにおける実践研究並びに学校評価実践ガイドブックの作成等を進めてきた。

また、平成18年度には、文部科学省の委託事業において自己評価、学校関係者評価の推進に関する研究テーマを設定し、市内の実践校において実践的研究をスタートした。平成21年度は、小学校6校、中学校3校、特別支援学校1校において実践的研究を行っている。

現在は、市内の約半数の学校・園において学校関係者評価が実施されている。北九州市教育委員会では、平成23年度を目途に市内全校・園での学校関係者評価の実施を目指している。

##### ② 教育委員会による支援状況

平成21年度の実践校（10校）の管理職の出席のもと、学校評価実践校会議を年2回開催している。会議では、実践校における学校関係者評価の取組に関する情報交換及び、学識経験者による指導助言、講話等を行っている。

また、「学校評価実践ガイドブック」を作成し、市内の全校・園に配布している。自己評価の標準的な評価項目等は例示しているが、どの項目を重点的に評価するかなどは学校・園の実情に応じて設定するように指導している。評価結果の公表方法についても、学校通信や学校ホームページ等を活用し、広く公表するように指導している。

学校関係者評価委員の選定にあたっては、学校評議員を積極的に活用するように、学校評価講習会等を通じて指導している。

##### ③ 実施上の工夫

- 目標設定や評価項目の設定

学校経営方針、重点目標等をすべて評価項目に設定することは困難であることから、各学校・園の実情や特色に応じて、評価項目を重点化することを促している。概ね、3～5項目程度が望ましいと考えている。

##### ④ 成果

- 講習会の実施

市内全校・園の管理職を対象とした学校評価講習会において、自己評価及び学校関係者評価の実践事例を紹介し、学識経験者による講話を通して今後の学校評価のあり方や方向性等について確認することができた。また、学校評価講習会等を通して、評価項目の焦点化、重点化による効率的かつ効果的な学校評価を実施するとともに、各学校・園において学校評価の実施についての校内研修を行うよう指導している。

- 外部とのネットワークを生かした学校関係者評価

各特別支援学校は、外部とのネットワークを活用して、学校関係者評価委員の人選を工夫して

いる。教育内容等を理解している特別支援学級のある近隣の小中学校の保護者を、学校関係者評価委員として選出している例などは、有効な実践事例であると考えている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 特別支援学校におけるセンター的機能の評価について

保護者や地域に具体的な取組の様子が見えづらいことから、センター的機能に関する項目を自己評価の指標に設定していない特別支援学校もある。センター的機能を学校評価の中でどのように位置付けるかが今後の課題である。

- 評価結果の公表方法について

学校ホームページにおいて、学校評価に関する情報を発信している学校・園の割合は、決して多いとはいえない状況である。今後は、積極的に自己評価・学校関係者評価結果等の情報を広く公表していくように指導したい。

- 多様な学校関係者評価委員の人選について

北九州市教育委員会では、学校評議員を積極的に学校関係者評価委員に位置付けるよう、市内の学校・園に指導しているところである。

- 全教職員の参加

管理職を中心とした一部の教職員で学校評価に取り組んでいる学校が数校見受けられるため、今後も学校評価の取組についての校内研修等を積極的に実施するよう啓発していく必要がある。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

特別支援学校においても、学校評価の考え方や自己評価・学校関係者評価の実施等については、小中学校と共通であり、特に異なるものはないと考えている。しかし、特別支援学校は校区が広いと、小中学校とは異なる「地域」の捉え方があると思われる。

また、学校関係者評価委員の適任者として、特別支援学校では、医療関係者や特別支援教育の専門家などが挙げられる。

## (2) 北九州市立八幡特別支援学校

### ① 学校概要

対象障害種別	知的障害	幼児児童生徒数	138名
学部	小・中・高	教職員数	77名

(平成21年5月1日現在)

知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校である。小学部、中学部、高等部の3つの学部からなり、138名の児童生徒が在籍している。

ホームページにおいて“本校の教育計画”として、学校教育目標と本年度の主な目標だけでなく、目標達成のための具体的な方策を7つの項目にわけて明示している。その中で、学校評議員制度、学校評価を生かした学校経営と運営についても触れられている。また、センター的機能については、教育相談等特別支援教育のチームの一員としての対応について記すほか、校務分掌組織の見直しの視点としても、センター的機能に触れている。

同校は、平成21年度「学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究委託事業」の指定校として、学校評価に取り組んでいる。

### ② 学校評価の実施状況

自己評価、関係者評価ともに平成19年度から実施している。学校評価を専門的に担当する分掌としては、「学校評価検討委員会」を設けている。(メンバーは、校長、教頭、学部主事、教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、特別支援教育コーディネーター。)

第三者評価の実施の予定はない。

#### 1) 自己評価

自己評価は、教職員アンケート及び保護者アンケートを年1回実施するかたちで行っている。アンケートは教職員向けのほうが細かい内容となっているが、カテゴリーは共通としている。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価委員の方の背景は、『市民センター館長』『障害児通園施設園長』『PTA役員』『障害者施設を運営する組織関係者』『作業所施設長』などである。

### ③ 実施上の工夫

#### ● アンケート項目の工夫

アンケートの構造を同じカテゴリーにすることで、教職員と保護者との意識の相違、ニーズの汲み取りなどに活かしている。保護者アンケートでは自由回答欄を設けているが、職員アンケートについては、何か意見があれば、すぐに共有できるため、自由回答欄は設けていない。

#### ● 学校評価者委員会への情報提供

評価をしてもらうためには、学校の状況を十分に知らせる必要があるが、年2回の学校関係者評価委員会だけでは実情が伝わらないと考えている。そこで、学校通信、進路便りなどの配布物をその都度送るなど、評価委員に対する情報発信を強化している。

#### ④ 成果

- 教職員の連携の向上

学部間の教職員の連携、情報共有への意識の向上に効果があったと感じている。日々の連絡帳、年度末の引継ぎなどの密度が濃くなった。

- 学校と保護者や学校関係者の理解度の差の解消

平成 20 年度の保護者アンケートと教職員アンケートの比較より、学校が力を入れている取り組みにも関わらず、保護者に取組みが伝わっていなかったことが明らかになった。対策として保護者会や生徒を通じての資料配布の数を増やすなど、情報提供を強化した。

同様に、学校関係者評価においては、教員の研修の必要が指摘されたため、既に行っている研修に関する情報発信を強化し、理解促進に努めている。

#### ⑤ 課題と今後の展望

- 評価結果の学校経営への反映

学校評価を受け、保護者の意見等をどう学校経営に反映させていくかは、課題の一つであると考えている。

- 多様な意見の促進

学校関係者評価において、特別支援教育や福祉等の専門知識のない方からの意見は出づらいのが現状である。多様な意見が出るような工夫が必要である。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

- センターの機能の評価

センター的機能について、相談件数は増えているので、外部における認知度は高まっていると考えている。校内、保護者からセンター的機能についての適切な評価を受けることは難しい。現在センター的機能の利用者からの評価については考えていないが、通級で関係のある学校の校長等から直接話を聞く機会はある。

## 4.3.10 国立学校

### (1) 金沢大学附属特別支援学校

#### ① 学校概要

対象障害種別	知的障害	幼児児童生徒数	62名
学部	小・中・高	教職員数	47名

(平成21年現在)

金沢大学附属学校園の特別支援学校として、大学と連携した先駆的研究に取り組み、毎年研究協議会を開催して研究会を発信している。「精神薄弱児教育」の必要性から、昭和24年に全国初の国立学校特殊学級（小学校において）を開設したのが始まりで、現在は、小中高等部が設置されている。

一人一人の児童生徒や保護者のニーズに応じた教育の取組と研究の推進を、大学や附属学校園と連携して行うほか、ボランティアの充実と活用にも取り組んでいる。また、今年度の新たな重点目標の一つとして、地域交流、地域連携の推進を掲げている。

#### ② 学校評価の実施状況

各学部（小学部、中学部、高等部）主事、各学部の教諭、副校長、教頭からなる学校内評価委員会を構成し、学校評価を実施している。

##### 1) 自己評価

平成20年度まで、学校経営計画をたて、重点目標について教職員及び保護者等を対象としたアンケートを実施し、課題・問題点を整理していた。平成20年度までは、評価というより、保護者ニーズの汲みあげや要望事項の調査という趣旨が強かったが、平成21年度は、自己評価として実施した。

##### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、正式には実施していない（学校関係者評価委員としての委嘱はしていない）。平成20年度から学校評議員に学校経営計画の重点課題についての取組を報告して、コメントをもらっている。評議員の方の背景は、『企業関係者』『保護者OB』『社会福祉協議会事務局長』『元校長』『福祉施設長』である。

#### ③ 実施上の工夫

##### ● ボランティアに対するアンケート調査

重点課題のうち、ボランティアに対する項目は、学生介助ボランティアを対象にアンケート調査を実施している。

##### ● 具体的な目標と対応策の設定

自己評価計画書においてあらかじめ評価基準を定め、「D 以下の場合は、研修会を行う」などというように、具体的な目標とその対応策を決めている。

- 学校評議員の活用

学校関係者評価は、学校評議員に評価してもらうかたちで実施している。企業関係者など様々な背景を持つ評議員を選ぶとことで、幅広い意見をもらえる。元校長から学校経営面のアドバイスをもらったこともある。

#### ④ 成果

- 活動内容の周知の強化

アンケート結果より、大学との連携やボランティア活動について保護者にあまり知られていないことが分かったため、配布物などで保護者に知らせる機会を多く持つようにした。

- 具体的な取組への活用

学校評価によって、学校経営の重点課題を評価項目にし、次年度の重点課題作成や具体的な取組に生かすことができている。

#### ⑤課題と今後の展望

- アンケート項目の改善

重点目標は、学校の経営課題であるため、保護者から意見が上がってきにくい面があった。アンケート項目の改善は課題のひとつである。

- 実際の改善の難しさ

改善すべきことが見つかって、現実的に改善に向けて行動できないと、達成感がなく終わってしまう。学校評価が、教職員がそれぞれに感じている改善項目、課題に主体的に取り組める形になればよいと思うが、校務分掌の再編、予算措置など、改善したいと思っても短期的には変えづらいことも多いのが現状である。

- 評議員の人選

現在の評議員には福祉関係の方が複数おり、地域関係の方がいないので、例えば地域の町会長を評議員に入れること等でバランスを調整したいと考えている。

#### ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

学齢の広さへの対応としては、学部ごとに課題を考えていることで対応しているので、特に問題は感じていない。様々な発達段階の生徒がいる中で、数値指標を立てることが難しかったり、教育活動の評価として適当なものを設定できているかを思案することはある。



## (2) 神戸大学附属特別支援学校

### ① 学校概要

対象障害種別	知的障害	幼児児童生徒数	58名
学部	小・中・高	教職員数	29名

(平成 21 年現在)

昭和 44 年に、それまでの附属小学校の特殊学級から独立する形で養護学校として設立された知的障害の特別支援学校である。子ども・生徒一人ひとりの障害と発達、生活実態に視点を当て、小中高等部 12 年間の一貫教育をめざすとともに、就学前の療育と教育相談、卒業後のアフターケアも重視している。

また、附属学校や神戸大学生の障害児臨床実習、介護体験などとの交流をはじめ、就学前の「たんぼぼ教室：障害児親子幼児教室」や、地域の諸学校との交流、小中学生と保護者への教育相談会等、様々なコミュニケーション関係を広げている。

近年は、常に入学希望者が定員を上回る状況が続いている状況である。入学者する児童生徒の保護者は、例外なく他の特別支援学校と比較して出願を決めており、同校が選ばれる理由については、小規模でアットホームであること、教職員が熱心で保護者にしっかりと対応していること等が挙げられる。

### ② 学校評価の実施状況

自己評価は、2006 年と 2008 年に、学校関係者評価は、2008 年に実施し、ホームページでの公表も行っている。ただし、現在は試行錯誤の段階であり、評価結果等を、次年度の学校運営に活用するところまでのサイクルとはなっていない。

#### 1) 自己評価

自己評価については、学校評価としての位置づけではないが、それ以前より保護者アンケートなどを実施してきた。

#### 2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、評議員会のうちの 1 回をあてて実施している。評議員の方の背景は、『学識者（大学の研究者）』『福祉施設長』『地元自治会長』『同校の元副校長』である。

### ③ 実施上の工夫

#### ● 評議員会の活用

評議員の多くが多忙な人物であり、評議員会の開催は日程調整に苦慮する。このため、評議員が学校に来る機会である運動会、学習発表会、成人祝賀会等に合わせて評議員会を開催している。学校関係者評価委員会もこの一環で開催している。

### ④ 成果

#### ● 評価結果の公表

評価結果は、ホームページに掲載している。公開にあたっては、学校評価の意義を示すとも

に、2006年度と2008年度の時系列での結果比較なども試みている。

- 保護者の率直な意見の汲み上げ

当初は、あまり意見が得られないのではないかと考えていたが、予想に反して、保護者から率直な意見を得ることができた。

- 情報提供の必要性の認識

保護者アンケートの結果において、一部に教職員の意識との相違が見られた項目もあり、保護者に対して、担任等から綿密な情報提供を行っていくことが必要と考えさせられた。

## ⑤ 課題と今後の展望

- 学校単位では解決の困難な課題

教員数の充実化について厳しい意見が保護者から寄せられたが、これらは、学校単位で解決することが難しい。学校として対応が取れない課題に対しては、回答してくれた保護者の方にも申し訳なく思う。

- 第三者評価について

第三者評価については、特別支援教育や学校について十分な知見を持っている人材により実施できるのであれば、実施されてもよいと思う。ただし、その際には教育内容にしっかりと踏み込み理解した上で評価を行って欲しい。ただし、現実には、そのような人材は限定的なのではないかと感じている。

## ⑥ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

特別支援学校は、それぞれが独自の教育方針を持ち、その実践を行っている。そうした教育については、そもそも「評価」自体があまり馴染まない点があるのではないかと考えている。

学校評価を実施することが、学校の課題の発見につながる等の効果が言われていることは承知している。しかし、同校では学部や校務分掌ごとに細かく会議を行ったり、各教員は学期ごとに「実践記録」を提出したりして、全教員での意識共有を以前より行っているため、学校評価という形式に拘ったものではなくてもよいのではないかと感じている。

### 4.3.11 私立学校

#### (1) 学校法人聖坂学園 聖坂養護学校

##### ① 学校概要

対象障害種	知的障害	幼児児童生徒数	98名
学部	小・中・高・専	教職員数	61名

(平成21年現在)

キリスト教の精神を基盤とし、知的に障がいのある児童生徒を対象に教育を行っている私立の特別支援学校である。同校での教育の実践を他校でも活用できるようにすることを一つの目的として、入学者を選抜する際は、障害種別、男女等の構成を、公立の特別支援学校と近い比率になるようにしている。

特徴として、教員の異動がほとんどないため、専門性の蓄積が長期にわたって可能であること、学校の規模が小さいので家庭的な運営ができることなどが挙げられる。また、地域の学校とは公私立を問わずに交流活動や交流学习を実施している。

##### ② 学校評価に対する考え方

学校評価は、今年度は実施していないが、過年度に実施した実績がある。

私立学校に対する最大の評価は、入学希望者数の増減であると考えている。その観点からは毎年厳しい評価を得ているが、現在のところ入学希望者数は多いので、同校への評価は一定レベルにあると判断している。

また、学校公開や研究発表など、教職員が外部から見られる機会も数多く作っており、そこでも学校や教職員は評価にさらされている。例えば、PTAの広報委員が、行事や学習の様子等を取材し、校内向け広報を出している。こうした、自然に行われている外部の目と情報のフィードバックが教職員と学校を育てている。

そのため、学校経営者も教職員も真剣であり、コミュニケーションや学校の情報提供等をきめ細かく行っている。校長がリーダーシップを発揮し、特別支援教育の理念が教職員に理解されているとも感じている。さらに、公立学校と私立学校では、設置者が違うため経営方法も大きく異なると考えている。

これらの観点から、形式に拘った学校評価ではなくてもよいのではないかと考えている。

##### ③ 今後の展望

完全な第三者評価ということであれば、同校の教育成果についての評価を得たい気持ちはある。

##### ④ 学校特性と学校特性を踏まえた学校評価について

特別支援学校独自の学校評価はないと考えている。評価の視点は、学校種別ごとではなく、個々の学校ごとに違うのが当然ではないかと考えている。



## 5. 高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえた学校評価実践上の課題とポイントの整理

### 5.1 目的

学校評価の実施目的は、『学校評価ガイドライン〔改訂〕』に示されているように、「①学校として組織的・継続的な改善を図る」「②学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める」「③設置者等が改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る」ことにある。これは、高等学校及び特別支援学校においても同様であり、学校評価の基本的な進め方についても、学校種により変わるものではない。

しかし前章までに示してきたように、高等学校及び特別支援学校はそれぞれ義務教育諸学校には見られない特性を有しており、学校評価を効果的に実施するに当たって、考慮すべきポイントやノウハウがあると考えられる。また、それらの特性を念頭に置くと、保護者や生徒に対する積極的な情報提供と学校評価の実施は、高等学校及び特別支援学校における学校運営の改善を図るための重要な活動となる。

そこでここでは、本調査研究として実施した、高等学校及び特別支援学校における学校評価の取組についての実態調査（ヒアリング調査等）や有識者ヒアリングの結果を基に、高等学校及び特別支援学校の特性について検討するとともに、学校評価の実践のための主な課題を抽出し、いくつかの事例を踏まえつつポイントを整理する。

#### 参考

学校評価の目的、方法等に関する基礎資料としては『学校評価ガイドライン〔改訂〕』が、学校関係者評価への理解を深めるための参照書としては『学校関係者評価を活用したよりよい学校づくりに向けて（学校関係者評価参照書）』（平成21年3月）がある。

#### ■学校評価ガイドライン〔改訂〕

「学校評価ガイドライン」の改訂について（文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/08012913.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm)

#### ■学校関係者評価参照書

「学校関係者評価を活用したよりよい学校づくりに向けて（学校関係者評価参照書）」

（平成21年3月）

[http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415\\_hlu01.pdf](http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415_hlu01.pdf)

## 5.2 高等学校の特性を踏まえた学校評価

### 5.2.1 協力機関

内容の検討・整理に当たっては、以下の教育委員会及び私立高等学校、協会にご協力いただいた。また、これらの教育委員会管内の高等学校の協力も得て取りまとめた。

- |               |                |            |
|---------------|----------------|------------|
| ■秋田県教育委員会     | ■東京都教育委員会      | ■神奈川県教育委員会 |
| ■福井県教育委員会     | ■石川県教育委員会      | ■大阪府教育委員会  |
| ■神戸市教育委員会     | ■鳥取県教育委員会      | ■愛媛県教育委員会  |
| ■芝浦工業大学中学高等学校 | ■福井県私立中学高等学校協会 |            |

### 5.2.2 学校評価の実践による効果

実態調査（ヒアリング調査等）において、学校評価を実践している学校からは、下記のような意見が聞かれた。

- ・ 学校評価を導入し、授業公開は学校改善のために行っているという意識が生まれ、授業の公開が進むようになった。（教員）
- ・ これまでアンケート評価の結果を自分勝手に理解していたところがあった。しかし、学校関係者評価を導入し、学校関係者委員に説明することで、自ら客観的に評価できるようになった。（教員）
- ・ 自己評価や学校関係者評価を通じて、地域の方、地元の中学生の意見を聞く機会ができ、地域と連携した取組みを進めるきっかけとなった。（校長）
- ・ 先生方は普段の教育活動で、よかれと思ったことをどんどん取り入れ、ますます多くの活動に取り組み、忙しくなっていく。学校評価を行うことで、それぞれの活動を目的、現状、対策の観点で振り返る機会となった。冷静に振り返ることで、活動の取捨選択をして、組織的、体系的な教育活動ができるようになった。（行政）

### 5.2.3 高等学校の特性

学校評価の実施の視点からの高等学校の特性としては、以下のようなものが考えられる。

#### (1) 教育課程や学科の多様性を踏まえた“特色化”

高等学校は、多様な教育課程や学科が存在すること、建学の精神や教育目標に基づき多様な教育が実施されていること、すなわち、学校によって特色が異なることが特徴のひとつといえる。また、学区の視点でみると、学区内に多様な高等学校が存在することによって、地域全体として多様な教育機会の提供を可能にしている。このように考えると、各学校の独自性及び、地域において期待される役割も踏まえた特色化が求められる。

学校評価で、学校の特色を重点的な評価項目に設定し、評価活動を行うことにより、学校の特色をよりいっそう活かした教育活動の振り返りが可能になると考えられる。

## (2) 教育内容の高度化

高等学校で行われる教育内容は、専門学科の場合のもとより、総合学科・普通科の場合においても義務教育諸学校に比べ高度になり、専門性がいっそう高まる。したがって、各学校では既に授業改善に関心を持ち、授業の質の向上や教育カリキュラムの改善などの取組みを進めているであろう。

授業改善と学校評価は直接的には関係がないと感ずるかもしれない。しかし、授業の質の向上に関する取組みの成果を評価したり、学校外の方に授業を見てもらう機会を設けるなど、学校評価として組織的に取り組むことで、効果的な改善に結びつくようになる。

## (3) 学校組織の規模

高等学校は、義務教育諸学校に比べ、教職員数が多く、特に私立高校では非常勤講師等の割合も高くなっている。また教科で独立した教育活動を展開することも多いため、ともすると教員間の情報共有の頻度が低くなったり、特定の教員に業務が集中したり、学校全体としての活動の意識が低くなりがちである。

学校評価は、個々の教職員の活動ではなく、学校の活動を全教職員で見直す機会としても活用できると考えられる。

## (4) 地域との連携

高等学校は、義務教育諸学校に比べ、通学圏が広い場合が多く、学校が立地する地域と生徒や保護者が住んでいる場所が離れているため、学校と学区との関わりが希薄になる可能性がある。一方で、通学圏が広がることから、通学中の安全確保や生活指導も重要となり、そこでは、学校周辺の地域との連携が必要となってくる。また、新設校であれば周辺住民の理解と信頼を得ることが必要であったり、歴史ある学校であればこれまでに築いた信頼をさらに深めて、地域の方と連携していくことも考えられる。

学校評価で地域の方の意見を聞く機会を設けることで、地域との連携を強化するきっかけとしても利用できると思われる。

## (5) 生徒の選択による入学

高等学校は、義務教育諸学校と比べ、生徒の選択により入学することが多い学校種である。したがって、進学する高等学校を選ぶ中学生や保護者に対する広報活動や生徒の募集・選抜といった活動も重要となっている。中学生や保護者に対し、学校に入学すると何を学べるのか、卒業後はどのような進路に進めるのか、入学のためには何が必要なのか、といった情報をわかりやすく伝えていくことが重要となる。また、高等学校として、どのような生徒に入学して欲しいのか、そのためにふさわしい選抜方法は何か、といったことを十分に検討することも必要である。このように考えると、学校評価の評価項目として、広報活動や進路指導の重要性が増してくるものと考えられる。

## (6) 学校の事務機能

高等学校の特徴として、義務教育諸学校に比べて事務部門が大きいことがある。したがって、事務職員が積極的に学校評価の企画やアンケート調査の集計・分析等に参画することで、学校の教職員が一体となった学校経営の基盤強化に繋げることも期待される。また、学校の事務機能について、財務の透明性、予算や教育資材の管理の適切性などについて評価することも、地域社会に根ざした教育機関としての信用・信頼を得る取組みとして大切な視点となるかもしれない。

### 5.2.4 学校評価の活用の視点

学校評価は、学校運営上の課題への対応策を検討するために活用できる。そのことを念頭に、ここでは学校運営上の課題例と、学校評価の活用の視点やその取組方法の例を示す。

【課題の例】 保護者や地域からの信頼を高めたい

【取組みの視点】 例えば、情報公開の状況を確認することが考えられる。有用な情報が発信されているか、学校のよさを発信しているか、発信した情報が受け取られているかなどの観点で評価を行うことが考えられる。

【取組み方法の例】 ・学校便りの閲覧状況についての評価

- ・入学時や在学中に参考にした情報についての評価
- ・学校ウェブサイトの利用状況についての評価
- ・情報提供や学校公開の状況に対する満足度評価

【課題の例】 生徒募集を充実させたい

【取組みの視点】 例えば、広報の状況、入学希望者の高等学校への要望、入学時の生徒の状況などを基に評価を行い、対策を検討することが考えられる。

【取組み方法の例】 ・入学時に参考にした情報についての評価

- ・中学生及び保護者の間での学校の評価
- ・中学校の進路指導主事から見た学校の評価
- ・自校の志望理由や高等学校への期待に関する評価

【課題の例】 学力向上を図りたい

【取組みの視点】 例えば、教育課程や授業の状況、生徒の学習への取組状況等の実態を把握した上で、教員の連携状況や授業研究・研修の状況などの対策を検討することが考えられる。

【取組み方法の例】 ・教育課程や授業に対する評価

- ・生徒の学習への取組状況や学習習慣に関する実態の評価
- ・授業研究や研修等の実施状況の評価
- ・他校の取組と比較しての評価

【課題の例】 進路指導を充実させたい

【取組みの視点】 例えば、入学希望者や在学中の生徒の希望や状況を把握し、卒業生の進路状



況や学校の教育内容が関係者の要望に沿うものであるかなどを評価した上で、対策を検討することが考えられる。

- 【取組み方法の例】・在校生や卒業生の意見等を踏まえた評価
- ・他校の教育内容や進路状況と比較しての評価
  - ・進学先や就職先の意見等を踏まえた評価
  - ・キャリア教育等、進路指導に関する教育活動の評価

【課題の例】生徒指導を充実させたい

【取組みの視点】例えば、生徒の実態を詳細に把握した上で、保護者や周辺住民、関係機関の方の意見を参考にして、連携していく方策が考えられる。

- 【評価方法の例】・在校生に対する生活実態に関する評価
- ・周辺住民の間での生徒の評価
  - ・他校との生徒指導方法と比較しての評価
  - ・学校内及び学校外との連携協力状況についての評価

## 5.2.5 学校評価実践にあたっての課題とポイント

ここでは、主に高等学校の教職員が実際に学校評価に取り組むに当たり、ヒアリング等の結果、特に疑問に感じていることや課題と思われることを中心に、そのポイントを示す。

【課題】学校評価は、どのように計画すればよいか。

### <ポイント>

高等学校では、長期休業中あるいは年度末などにまとめて学校評価に関する活動を実施することが多いと考えられる。しかし、年間サイクルに組み込むことによって、学校評価の結果を多様に活用できるようになる。例えば、年間行事や学校経営計画への反映時期などを基に年間スケジュールを立てることで、結果を次年度以降の予算や計画に反映することができる。

また、学校の経営課題や重点事項を評価項目として焦点化することで、1年間重点を置いてきた活動の実績がどうであったのかが明らかになる。場合によっては、中間的に評価を取りまとめることで、具体的改善につながる内容もあるかもしれない。このように、あらかじめ計画を立てることで、学校評価に対する意識が変わり、活用の幅が広がることが期待できる。

### <事例>

#### ○年度当初に評価計画を作成

目標管理型学校経営システムでは以下を作成している。

- ・学校経営計画書
- ・学校評価計画書
- ・学校経営計画に対する最終評価報告書

特に年度当初に作成する学校評価計画書では、①評価の対象、②評価の観点、③達成基準、④判定基準を記載することで、年度当初に見通しを持って学校評価に取り組めるようにしている。

## 【課題】どのような組織で実施すればよいか。

### <ポイント>

学校評価は全教職員の協力のもと実施するのが基本となる。一方で、高等学校では、教職員の数が多いこと、事務職員や非常勤講師など、教諭以外の方も多数、学校にかかわっていること、複数の学科や教育課程が設置されている場合があることなどから、部門間の情報共有が難しい場合がある。しかし、このような状況から情報共有ができなかったのではなく、きっかけがなかっただけであったことが考えられる。学校評価は、学校全体をよりよくしていくための継続的な取り組みであるとともに、学校内や、学校と地域住民・保護者とのコミュニケーションツールとしての機能も持っている。学校評価を一つの契機とし、どうしたらよりよい学校になるかを全教職員で考え、分析していくことが、学科や分掌を超えての具体的な学校改善に向けた取り組みにつながると考えられる。

学校評価を実施する際には、あらかじめ担当を組織化することで円滑に進めることができるだろう。例えば、分掌ごとに評価項目を設定するだけでなく、特定の分掌の業務として位置づけること、教職員による学校評価委員会を構成することなど、学校の実態に応じた組織化が望まれる。また、事務職員や非常勤講師の評価も積極的に活用することで、多様な視点での評価ができるようになる。

### <事例>

#### ○評価領域ごとに担当を設定

重点的な評価領域を3つに絞り、評価領域ごとに担当を設定し、評価委員会を組織している。評価領域は以下の3つである。

- ・学力向上・進路指導
- ・生徒指導・地域連携
- ・特別活動の充実

評価領域ごとに3～5名が担当するが、その人員構成は学年主任、各分掌の主事や主任、担当者となっている。分掌の長だけでなく、担当者も参画することで、分掌ごとの人材育成と負荷分散を図っている。

#### ○新規に赴任した教員が必ず会議に参加

当該校に新規に赴任してきた教員は必ず学校関係者評価委員会に出席し、書記を担当することとしている。校長の方針を学校関係者評価委員会の場で確認し、学校関係者評価委員の生の声を聞くことで、早期に学校についての理解を深めてもらうことがねらいである。

#### ○担当者が作業をすることで結果を実感

アンケートの処理は、アンケート内容の担当者が分担して実施することとしている。誰かが取りまとめた結果を受領する場合よりも、アンケート処理を行う過程で、アンケート結果への関心が高まり、実感をもって結果を把握できるようになると考えている。

## 【課題】どのようなデータが学校評価に利用できるか。

### <ポイント>

高等学校では、教員を対象としたアンケート、保護者・生徒を対象としたアンケートを中心に学校評価を実施しているのが現状と考えられる。しかし、高等学校の教育活動を示す評価指標としては、例えば、生活指導や進路指導に関する数値指標など、アンケート以外にも様々なデータが活用できる。特に、評価項目の中には、数値にすることで教職員や生徒の達成感につながったり、保護者が理解しやすくなる指標もあると考えられる。また、既存のデータでも丁寧に分析を行うことで、自校の新たな特徴が明らかになることもある。

なお、すべての目標を数値化する必要はない。評価項目の内容に応じて、定量的に量ることができるもの、定性的に見るべきものを整理して組み合わせることが効果的である。

### <事例>

#### ○自由記述を定量的に分析

保護者や中学生による学校公開の感想について、自由記述部分をキーワードに着目し、その数を数えるという方法で分類した。授業、先生、生徒が外部からどのように見られているかがわかった。

自由記述で多かったキーワードの例

- ・授業について「楽しい・面白い」「いい雰囲気」
- ・先生について「わかりやすい」「個性的」「熱心」
- ・生徒について「よく質問する」「まじめ」「集中」

#### ○アンケートに自由記述の提言欄を用意

生徒、保護者、教職員等を対象とするアンケート実施の際、自由記述欄を「提言欄」と表記することで、建設的な意見を収集している。生徒は、教員の気がつきにくい点について、指摘してくれた。

#### ○学校訪問の機会を設定

特色ある教育を行っている本校では、その教育活動の実態を各種資料だけで学校関係者評価委員に伝えるのは困難であり、教育活動を見てもらうことが最大の情報提供であると考えた。学校関係者評価委員会と同日に授業参観を設定し、学校関係者評価委員に実際の教育活動を見てもらった。

#### ○学校評価に活用できる数値指標の例（様々な学校の事例から）

- ・入学者選抜の志願倍率
- ・資格取得数・資格取得率
- ・進学・就職数、進学・就職率
- ・遅刻・欠席数

## 【課題】アンケート実施にかかる負担を軽減できないか。

### <ポイント>

高等学校では、教職員数や生徒数が多くアンケート枚数が多くなること、教科ごとに授業に関するアンケートを行うことなどから、結果の集計にかかる事務負担が大きく、その後の対応策まで考えるだけの時間が確保できなくなるとの声がある。しかしながら、学校評価で重要なのは、結果を分析・総括し、改善に活かすことである。したがって、その前段階ともいえる結果の入力・集計は、できる限り負担をかけずに実施する方法を検討すべきである。例えば、マークシートなどを積極的に用いて、自動化を行うことで効率化を図ることや、集約に当たって事務処理に秀でた事務職員の協力を得ることが考えられる。

また、アンケートの項目や実施回数などは、得られるデータと事務負担の点からも検討することが考えられる。結果の分析や改善ができるだけの時間的余裕を持って、データを収集することが好ましい。

### <事例>

#### ○ICT機器を活用

集計の効率化のため以下を実施している。

- ・教員アンケートはウェブアンケート
- ・授業アンケートはマークシート

#### ○管理職がアンケート処理を担い、教員は分析に専念

- ・管理職が中心となってアンケートデータを処理
- ・教員はその結果に基づく分析に専念

ある程度整理したデータを提示するかわりに、対策を深く考えてもらう時間を教員に確保してもらっている。

#### ○全方位型と重点化の組み合わせで実施

以下を組み合わせることで教員の事務負担を抑えながら、実効性のある学校評価を行っている。

- ・3年に1回の全方位的な点検・評価
- ・他の年は学力、生徒指導などのテーマを絞った学校評価

### 参考

アンケートの効率的実施のためのツールについては、以下も参照できる。このサイトでは、学校評価に関する外部アンケート等の実施を支援する「学校評価支援システム」を提供している。

#### ★SESS（学校評価支援システム）

<http://smp.sfc.keio.ac.jp/sess2009/>

## 【課題】学校評価は授業改善にどのように役立つのか。

### <ポイント>

高等学校では授業改善の意欲が高いことが多いが、学校評価の重点項目として授業改善を設定して学校評価に取り組むことで、学校として取り組むべき内容や課題を再認識することができるだけでなく、教職員全員で情報を共有することに繋がるのが期待できる。

授業改善につながりやすい取り組みとして、例えば、専門家に学校関係者評価委員を依頼する、授業アンケートの結果を分析し、その結果を基に授業の実施方法やカリキュラムの改善に反映させる、などの方策が考えられる。また、他校の教育活動の取組を参考とし、自校の課題解決の参考にする方法も有効である。

### <事例>

#### ○アンケートを組み合わせる分析

生徒アンケートの授業満足度に関する項目を予習復習の有無などの質問と組み合わせる集計している。生徒の家庭学習の状況と授業の内容について具体的な課題がわかり、改善方策に結びつけることができた。

#### ○授業改善を図るためのアンケート項目の例

- ・授業進度
- ・説明方法・板書
- ・授業内容の理解度
- ・授業への満足度
- ・家での予習復習状況

## 【課題】学校関係者評価委員会はどのような構成で実施すべきか。

### <ポイント>

高等学校では、学校関係者評価を依頼できる方の心当たりが少ないことも考えられる。しかし、保護者等アンケートは自己評価の材料のひとつであり、アンケートの実施をもって学校関係者評価とはできない。また、学校関係者評価委員を依頼した方が多忙であったり、学校評議員やPTA等からご意見を伺う機会を別途設定しており、その参加者と学校関係者評価委員が重なることも考えられる。しかし、学校関係者評価は、適切な人選を行い、会議の場として設定することで、有効なご意見をいただく機会となるばかりでなく、個別に意見を伺う場合よりも議論の深まりが見られ、教職員が気付かない、はっとする意見が出ることもある。また、他の会議と同時開催する場合と比べて、議論の焦点を絞ることが可能となるなどのメリットもある。

学校関係者評価委員が多忙な場合には、学校公開日に実施する、他の会議の前後に時間を設定するなどの工夫によって、負担を少なくしながらも有効に機能させることが可能である。評価委員の選出や運営に関する配慮事項については、5.1で示した【学校関係者評価参照書】も参考にできる。

### <学校関係者評価委員の候補と主な観点の例>

- 進路指導・学習指導の観点から
  - ・大学教員
  - ・就職先の企業関係者、地元企業関係者
- 過去あるいは他校との比較の観点から
  - ・同窓会関係者、卒業生、卒業生の保護者
  - ・隣接する高等学校の教職員・管理職
- 生徒募集の観点から
  - ・当該校への進学数が多い中学校の校長、進路指導主事、生徒指導主事
- 保護者の要望把握の観点から
  - ・PTA関係者、保護者代表
- 地域との連携の観点から
  - ・連合町会長、地域のNPO関係者、社会教育関係者
- 生徒指導の観点から
  - ・近隣の小中学校の教職員・管理職、学校医、警察、地域の商店の方

### 参考

★【学校関係者評価参照書】P9 ⇒ どのような方に委員をお願いすればよいでしょうか  
[http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415\\_hlu01.pdf](http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415_hlu01.pdf)

## 【課題】学校関係者評価委員と学校評議員等との関係はどう考えたらよいか。

### <ポイント>

学校評議員は、校長等の求めに応じ学校運営に対して意見を述べる役割等を担っており、自己評価を基本として評価を行う学校関係者評価委員とは、本来は目的や制度が違うが、学校評価ガイドライン（平成20年1月31日：文部科学省）では、「学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。」とある。ただし、この場合は、「学校関係者評価の取組が一部だけのものとならず、より透明性の高い広がりをもったものとなるよう配慮する」ことに留意が必要である。

地域で作成しているガイドライン等がある場合は、そこで定めている考え方を参考にすることを勧める。各地域や学校の実情に応じて取り組むことで構わないが、評価委員の方が混乱しないように、事前に役割を説明することが望ましい。

### <事例>

#### ○学校の実態に応じ、学校関係者評価委員が評議員を兼ねる

学校関係者評価委員は、「保護者代表、学校評議員、地域住民、他校種の教職員などから委嘱」として示しているが、学校ごとに、意図的に評議員と共通にしたり、わけたりと状況は異なっている。各学校ともに学校を支えてくれる人材を確保しているようだ。

## 【課題】生徒による学校評価への取組みについてどのように考えればよいか。

### <ポイント>

高等学校の生徒が、学校評価の各種の活動に参加することについても検討する。例えば、アンケートで現状や改善策について詳細に意見を聞くことができ、的確な意見が得られることが期待できるからである。結果を解釈する際に生徒の意見を参考にすることも有効と考えられる。

ただし、生徒による改善策の検討等、学校評価そのものへの参加は学校運営と一体のものであるため、個々の学校の状況を踏まえて、慎重に判断することが必要である。

### <事例>

#### ○データを生徒指導に活用

授業に関するアンケート結果を生徒に提示している。学級活動において、自分のクラスと学年全体の評価結果を比較したり、自分たちの授業態度や教員と生徒の結果のずれについて話し合うなどして、学校生活や授業の改善活動につなげている。

#### ○生徒によるインタビューを実施

生徒が学校周辺で街頭インタビューを実施し、学校に対する地域住民の声を拾っている。

#### ○生徒を含めた学校評価・運営協議会を設置

生徒代表、保護者代表、学校評議員、教職員による学校評価・運営協議会を設置している。生徒会役員等から生徒代表を選出し、委員を務める生徒に対しては、他の委員と同じデータを提供し、自己評価についても生徒の立場から意見をもらっている。生徒会役員のやりがい作りのひとつともなっており、生徒会役員を務める生徒の生徒指導の観点からも有効だ。

## 【課題】地域連携の“地域”とはどこまでと捉えればよいか。

### <ポイント>

一般的に高等学校の通学圏は広く、通学圏を“地域”と捉えた場合、全域と連携することは困難だと考えられる。特に、専門学科や総合学科、特色ある教育活動を推進する学校では、当該自治体の全域から生徒が集まるため、その傾向は顕著である。一方で、生活指導という観点からは、学校周辺を“地域”と捉え、登下校時の生徒の様子を把握する必要がある。

学区の方であっても、学校の周辺の方であっても、学校評価に参画していただき、学校を理解した上でご意見をいただくという活動の重要性は同様である。評価してもらいたい内容に応じて、対象とする地域の方を設定し、地域の方に応じた方法で学校評価に参画を求めることが望ましい。

### <事例>

#### ○近隣の中学校の保護者にアンケートを配布

近隣の中学校の保護者にアンケートをお願いしている。中学校の保護者は地元の住民として、生徒の登下校の様子や学校の様子をよくご存知で、有意義な意見をいただくことができた。比較的簡単に、多くの方に回答いただけた。

## 【課題】評価結果をどのように分析すればよいか。

### <ポイント>

学校評価は、評価を行うことが目的ではなく、学校改善、ひいては教育の質の向上を目的としている。そのためには、改善に役立つ情報を学校評価の結果として取りまとめていくことが必要になる。改善に役立つ情報を取りまとめるにあたっては、評価結果を教職員全員で分析、検討していくことが有効である。高等学校では多様な専門を持つ教職員が勤務しているため、同じ結果であっても、それぞれに見方が違ってくることが考えられる。教職員の気づきが学校改善に役立つ情報となる。

また、その際に、過去のデータとの比較、他校との比較、他のデータと組み合わせての比較などは有効な材料になりうる。例えば、過去のデータと比べていくことで、どの教育活動が有効だったのか明らかになるかもしれない。また、生徒の実態のデータとアンケートを組み合わせることで、どのような生徒にどのような指導が有効なのか明らかになることも期待される。

### <事例>

#### ○教員アンケートの丁寧な活用

匿名性に配慮した上で、教員アンケートを詳細に集計した。学年ごと、分掌ごと、教科ごとに集計することで、それぞれの組織に応じた特徴が明らかになった。組織ごとに理由を分析し、教員同士で対策を話し合ってもらっている。

## 【課題】評価結果はどのように活かせばよいか。

### <ポイント>

学校評価結果は、学校の教育活動に対する振り返りや、設置者への報告を通じて、組織的な対策・改善行動につなげることが重要である。また、自校の特長や教育課題を踏まえて、重点的に評価項目を設定することにより、評価結果をより具体的な対策・改善行動に繋がることも期待される。

一方、学校評価は、住民や学校関係者への説明責任を果たすためのツールでもあり、学校の取組みや特色を広報するツールとも捉えられるため、保護者等への結果の公表はわかりやすく実施することが必要である。

なお、高等学校では評価結果の活用に関しては、教員のみによる改善の取組みだけでなく、学校評価に生徒を参画させるための取組みも可能である。多くの方からの情報収集を試みたり、様々な意見や反応を集約することで、教職員が主体的に改善の行動に踏み出す励みにもなる。

### <事例>

#### ○改善を行う担当を組織化

学校評価の結果をうまく活用できなかつたり、改善に着手するまでに時間がかかることが課題だった。そこで、教科運営委員会という改善を行う組織を新たに設け、迅速な学校改善が行うこととしている。

#### ○学校経営シートで住民にわかりやすい情報公開

学校経営計画、重点目標、今年度の取組み、自己評価結果、次年度以降の取組みを1枚にまとめた学校経営シートを、各学校のウェブサイトで公開している。重点目標3項目に統一したこと、1枚に情報を集約したことで、保護者や一般の方にも学校の特色や学校評価の結果をわかりやすく示すことができた。

## 【課題】私立高校が学校評価に取り組むことによる利点は何か。

### <ポイント>

学校評価の実施義務は、私立高校の場合も公立高校の場合と変わりはない。また、建学の精神に基づく特色ある教育が実施され、既に競争にさらされている私立高校においても、学校評価に取り組むことによる利点がある。学校評価は、私立高校の教育活動を広報したり、学校内外の様々な意見・情報を収集するツールとして活用することが期待でき、学校の取組みを客観的に振り返る機会ともなる。

また、私立高校では一般に教員の異動が少ないため、学校評価の効果的な手法や成果を学校に根付かせやすく、学校評価の効果を実感しやすいと考えられる。

### <事例>

#### ○有識者からのアドバイスが有効

外部有識者をアドバイザーとして、学校評価に取り組んでいる。これまで、外部の方に学校の取組みを話したり、学校についての意見をもらう機会が少なかったため、教職員にとって、よい刺激となった。

#### ○保護者や卒業生の要望を再確認

私立高校にとって、きわめて重要な関係者である保護者や卒業生を学校関係者評価委員とした。自校の取組の良さを認めてもらうだけでなく、保護者や卒業生からの要望を再確認し、その期待に応えることが必要であることを再確認することができた。



## 【課題】私立高校の学校評価で工夫すべき点はあるか。

### <ポイント>

私立高校においても、学校評価の実施手順は公立高校の場合と同様である。一方で、評価項目、学校内での体制作り、学校関係者評価委員の人選、結果公表の範囲等、具体的な内容は、各私立高校の実態に応じて定めていくことが適切である。例えば、評価項目については、建学の精神がカリキュラムや特色ある取組みに反映されているかを評価したり、理事会と教務との連携状況や予算・財務について評価することも考えられる。学校関係者評価委員については、私立高校の特性に応じた評価をしてもらうという観点から、以下の事例に示す属性の方に学校関係者評価委員会に入ってもらっても考えられる。実態に応じて重点化して取り組むことが望まれる。

また、私立高校であっても複数校が協力することにより、研修会・勉強会の開催等、学校評価への理解を相互に深め合ったり、連携した取り組みが期待できる。都道府県の私学主管課や私立高校関連団体等と相互連携のあり方を相談することもひとつの方法である。

### <事例>

#### ○私立高校において効果的と考えられる学校関係者評価委員の例

- ・ 学校法人の関係者
- ・ 卒業生及び卒業生の保護者
- ・ 地域の中学校の教員
- ・ 地域の公立高等学校の教員
- ・ 財務会計の専門家

#### ○県内の私立高校が連携して学校評価を実施

県の私学主管課から支援を受け、3年間のプロジェクトとして県内の私立高校との連携による学校評価の取り組みを進めている。合同での勉強会や研修会を実施し、共同で自己評価や第三者評価に取り組むことにより、個々の学校の負担を少なくすることができた。このプロジェクトで、将来的に個々の学校で独自に学校評価に取り組むための素地を整えることができた。

## 5.2.6 教育委員会による支援の方向性

学校評価を効果的に推進するためには、設置者・教育委員会による支援も必要である。とりわけ高等学校における学校評価の取り組みを支えるに当たっては、次のような点が重要であると考えられる。

### (1) 情報の集約と共有

義務教育諸学校における学校評価の取組については、各地で既に多くの実践が公開されているが、高等学校の場合、他校がどのように学校評価を実施しているかについての情報は十分とはいえない。したがって、教育委員会として学校評価の実施に関する実践事例や評価手法の工夫を教育委員会から紹介することができれば、各学校には大きな支援となる。取組事例の収集が難しい場合でも、いくつかの学校の学校経営計画や学校評価の結果をとりまとめ、全学校に周知することで、各学校にとっては参考となる情報を得ることに繋がるだろう。学校間の情報共有の体制を確立し、効果的な学校評価の実施を後押しするなど、積極的な支援方策についての検討を深めることが望まれる。

## <事例>

### ○学校評価の事例を収集、事例集を作成

教育委員会として、各学校の学校評価の実施状況を把握している。各学校の学校評価の取組みについて、事例集を作成することとしている。

### ○学校経営計画や評価結果を集約後、各学校に配布

各学校に一律の期限で提出してもらう学校経営計画や評価結果は、教育委員会で集約後に冊子として各学校に配布している。一手間かけることで、他校の教育活動や評価シートの書き方を参考にするなどの取組みが自発的に生まれた。

## 参考

■教育委員会に期待される役割については、以下も参照できる。

★【学校関係者評価参照書】P4 ⇒ 教育委員会に期待される整備

[http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415\\_hlu01.pdf](http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415_hlu01.pdf)

## (2) 学校の第三者評価に対する考え方の浸透

今後、学校の第三者評価にどう取り組んでいくのかは、高等学校に限らず、全ての学校の関心事である。学校や地域にまったく関わりのない第三者が評価を行えるのか、学科や教育活動の専門性を評価できるのか、結果の公表について熟慮する必要があるのではないかなどの声が聞かれる一方で、他校の状況や学科の特色など十分な知見を持っている人材には、評価してもらいたいという期待もある。教育委員会として、学校の第三者評価の利点を十分把握し、学校の第三者評価の実施に向けて、積極的に検討を進めることが期待されている。

## 5.3 特別支援学校の特性を踏まえた学校評価

### 5.3.1 協力機関

内容の検討・整理に当たっては、以下の教育委員会や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所にご協力いただいた。また、これらの教育委員会管内の特別支援学校のほか、国立及び私立の特別支援学校の協力も得て取りまとめた。

■秋田県教育委員会

■福島県教育委員会

■石川県教育委員会

■東京都教育委員会

■三重県教育委員会

■神戸市教育委員会

■広島県教育委員会

■愛媛県教育委員会

■北九州市教育委員会

### 5.3.2 学校評価の実践による効果

実態調査（ヒアリング調査等）において、学校評価を実践している学校からは、下記のような意見が聞かれた。

- ・ 本校が対象とする障害種別の教育の専門家として長年勤務している教職員が多く、他の障害種別の教育を対象とする特別支援学校や高等学校等から転勤してきた教職員との間で意識の差が大きい。学校評価を行う過程で、教職員間のコミュニケーションが図られ、その差の解消がなされてきたと感じている。（校長）

- ・ 学校評価の結果が外部に公開されるということが意識され、外部の方々から見れば各部や校務分掌は関係なく、ひとつの学校であるという認識が高まった。各部や校務分掌の枠を超え、協力して業務を行うなどのよい影響も生じている。(教員)
- ・ 学校評価の浸透により、他の事業を行う際にも、どのような成果を示せるかを考えて立案するようになった。(校長)
- ・ 生徒や保護者に対し、自己評価で活用するようなアンケートに加えて、ヒアリングを実施したことにより、詳細に具体的な意見を聞くことができた。(教員)
- ・ 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置している学校だが、学校評価の実績により各部門間の相互理解が進んだと感じている。保護者から、もっと併置のメリットを生かせるとよいという意見ももらうことができた。(校長)

### 5.3.3 特別支援学校の特性

学校評価の実施の視点からの特別支援学校の特性としては、以下のようなものが考えられる。

#### (1) 各部における教育と教職員規模

特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部及び専攻科が必要に応じて設置されており、幼児児童生徒はそれぞれの部などで教育を受けている。教育活動が各部毎に実施されることが多く、また、多くの特別支援学校は、小・中学校等に比較して1校当たりの教職員の数が多いことなどから、学校全体としての評価に関する考え方や意識の統一などが必要となる。さらに、幼稚部段階や小学部段階から高等部段階や卒業後までを見通した長期的な視点や、寄宿舎のある学校では、寄宿舎での生活と学校での活動とを効果的につなげるという視点なども重要である。このような様々な視点によって学校評価に取り組めるよう工夫することが、それまでの教育を振り返る機会となり、各部門の連携・協力の機会が増え、それらが教職員間のコミュニケーションの活性化にもつながると考えられる。

#### (2) 一人一人に応じた指導

幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を高い専門性によって行うことが、特別支援学校の大きな特徴の一つである。障害による学習上・生活上の困難の改善・克服を図るための指導は様々である。そのため指導内容は個別化することが多くなることから、学校全体としての目標を学校評価によって意識することも大切である。つまり、すべての教職員が組織的に幼児児童生徒を見守り育てることを、学校評価によって教職員自らが確認することにより、保護者等に効果的に情報提供することができると考えられる。

#### (3) 専門性の高い教育

特別支援学校では、様々な障害に応じた専門性の高い教育が行われているが、学校関係者評価

に取り組むことで、これらの様々な専門性の高い分野に係る教育活動に関して、各分野の専門家から評価を得ることが期待できる。一方で、専門的な知識をもたない人に学校関係者評価に参加してもらうことで、障害のある子どもとその教育について理解を広めることも期待できる。

#### (4) センターの機能

特別支援学校は、近隣の小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する必要な助言や援助を行うなど、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を担うことが求められる。このことは、特別支援学校の機能が、自校だけでなく地域へも広がっていることを意味する。特別支援学校として助言や援助できることを整理・点検したり、地域のニーズを把握したりすることなどに、学校評価が効果的に活用できると考えられる。

#### (5) 様々な関係機関とのネットワーク

特別支援学校は、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導や支援を行うため、医療（医師、看護師等）、保健、福祉、労働並びに小・中学校等の特別支援教育コーディネーターなどの多くの関係機関や関係者とネットワークを形成したり、連携したりして、幼児児童生徒の状況に応じた教育的支援を幼児期や小学校段階から高等部や卒業後まで一貫して図っており、それぞれの発達の段階に応じた関係機関や関係者との連携を行っている。このような取組を自校の教育活動等に生かすという視点をもって学校評価を実施することで、今後の教育活動等について一層の改善が期待できる。

### 5.3.4 特性を生かす学校評価の視点

特別支援学校が有するセンター的機能の評価を中心として、特別支援学校の特性を生かす学校評価の視点としては、以下が考えられる。

#### (1) センターの機能を発揮するための視点

○学校教育法の一部改正（平成19年4月1日施行）により、小・中学校等においても障害のある幼児児童生徒に対し、適切な教育を実施することが明記された。また、特別支援学校については、在籍する幼児児童生徒の教育に加えて、小・中学校等からの要請に応じて必要な助言や援助に努めることが明記された。これらのことから、特別支援学校は、近隣の小・中学校等の教職員等に対して、障害のある幼児児童生徒の成長を目指して、専門性に裏付けられた具体的な支援や教育相談を行うなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすことが期待される。

○例えば、特別支援学校を取り巻く地域において、その地域の幼児児童生徒にどのような教育的ニーズがあるのか、どのような課題に直面しているのか、また、それに応えるために小・中学校等が特別支援学校に対してどのような支援を求めているのか、さらに、地域には一体となって支援することができる関係機関があるのかなど、特別支援教育に関するニーズをリサーチするという視点を、学校評価に取り入れることも重要な観点である。その上で、学校

評価をツールとして活用することにより、特別支援学校が提供できる支援機能は何かを見定めるとともに、自らの教育活動を振り返る機会となることが期待される。

## (2) 学校の教育活動を地域の人々の理解・信頼につなげる視点

### ○各部や校務分掌を超えた組織的な取組

学校評価の実施に当たって、すべての教職員が共通認識をもつとともに、組織全体が納得できる評価指標を共有することが重要である。各部や校務分掌の枠を超えて、学校全体で教育活動を振り返るツールとして、積極的に学校評価を活用する視点をもつことが大切である。

### ○地域との連携を意識した取組

特別支援学校における教育については、地域住民等には的確に理解されにくい面があると考えられる。そのため、学校評価を通じて、自校の教育活動を振り返り、自校の教育活動の改善を図るとともに、その結果を公開し、地域・保護者及び近隣の小・中学校等からの理解・協力を得ることに学校評価の大きな意義がある。また、これらの取組が、学校に対する信頼感の醸成につながることも成果として期待される。その意味で、センター的機能を発揮するための取組や積極的な情報公開及び教職員がより専門性を高めるための研修活動などは、特別支援学校の有する特性を踏まえた評価指標として有効な視点となり得ると考えられる。

### ○地域での相互理解を深める取組

地域の特別支援教育を充実させるため、近隣の小・中学校等や地域住民等の特別支援教育に関する理解を深めること、そして同時に学校や地域のニーズを把握することに、学校評価を活用できる。評価活動やそれに付随する情報提供を積極的に行うことで、特別支援学校と小・中学校等や地域住民等との相互理解や信頼関係の構築につながることを念頭に置いて取り組むことが重要である。また、自校以外の特別支援学校や関係機関等との情報交換や協力関係の構築に向けた取組も参考になる。

## 5.3.5 学校評価実践にあたっての課題とポイント

ここでは、主に特別支援学校の教職員が実際に学校評価に取り組むに当たり、ヒアリング等の結果、特に疑問に感じていることや課題と思われることを中心に、そのポイントを示す。

### 【課題】 各部や校務分掌を超えての取組みは難しいのではないか。

#### <ポイント>

特別支援学校には、必要に応じて幼稚部、小学部、中学部、高等部などが設置されており、各部署で教育活動が実施されることが多かったり、教職員数が多かったりすることなどから、教職員間の情報共有が難しい場合がある。しかし、このような状況により情報共有ができなかったのではなく、きっかけがなかったただけであったことが考えられる。

学校評価は、学校全体をよりよくしていくための継続的な取組みであるとともに、学校内や、学校と地域住民・保護者等とのコミュニケーションツールとしての機能も備える。学校評価を一つの契機とし、どうしたらよりよい学校になるかを、教職員全員で考えていくことが、各部や校務分掌を超えた組織的な学校改善の取組につながると考えられる。

## <事例>

### ○学校評価の理解促進に継続的に取り組んでいる

学校評価の意義や内容・目標について、

- ・ 校長が全職員に向けての講話の機会に伝える
- ・ 校務分掌組織内で実践目標について議論する
- ・ 教職員個別面談でも話をする

など、一年を通じて教職員に伝える機会を何度も設けている。

### ○校務分掌の中の担当を見直し階層的に取り組んでいる

取組の当初は、校務分掌の中の担当者全員である 20 人程度で一つのテーマを話し合っており、意見をまとめるだけでも大変だった。そこで、学校評価の結果を生かし、校務分掌の中での役割を見直したところ、階層的に意見が浸透するようになった。

### ○情報共有にはICTを活用している

教員が一人一台のパソコンを使用できる環境が整備されており、指導報告や評価報告のデータは、サーバで一括管理・共有している。個々の教員のペースで入力や確認ができること、他の教員の入力状況が分かり、入力の促進につながり、意見の集約が迅速に行えることなどがメリットだ。

## 【課題】 個別の指導計画についても学校評価の対象となるのか。

### <ポイント>

学習指導要領で作成が義務付けられた個別の指導計画は、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応し、きめ細かな指導を行うために作成されるものであり、その内容や結果などを学校全体としての評価をする際の対象とすることは困難である。

しかし、一人一人に応じた指導は、特別支援学校での指導において非常に重要な位置を占めていることは言うまでもない。そのため、学校として定めている個別の指導計画の作成の手順やそれに基づく指導の充実などの取組は、学校評価の対象となる。

特別支援学校は、学校全体で教職員が連携して適切な指導や必要な支援の実施に計画的に取り組むことが、子どもたちの成長や保護者の安心につながり、ひいてはよりよい学校づくりに結び付くと考えて評価をする必要がある。

## <事例>

### ○教職員アンケート項目の例

- ・ 児童生徒の的確な実態把握に基づき個別の指導計画を作成し、授業実践に活用し、評価にも活用している
- ・ 個別の指導計画は、担当以外の教員にも見やすく、分かりやすい形式で作成・管理されている
- ・ 保護者への指導内容等の説明の際に効果的に活用している
- ・ 個別の教育支援計画を踏まえて、個別の指導計画を作成している

### ○保護者アンケート項目の例

- ・ 担任等は、子ども一人一人に応じた指導・支援方法を工夫している
- ・ 学校での指導内容や指導計画、子どもの評価について担任や担当から保護者に説明がなされている
- ・ 子どもの基本的情報が担任や学年、部が替わっても適切に引き継がれている
- ・ 個別の指導計画が学校内で受け継がれ、新たな担任にも、前年度に指導計画に記載されていた指導内容などが共有されている

## 【課題】 センターの機能をどう評価したらよいか分からない。

### <ポイント>

特別支援学校には、小・中学校等の要請等に応じ、特別支援教育に関する助言や援助を行うこと（センター的機能）が期待される。そのセンター的機能を発揮するためには、近隣の小・中学校等との連携や協力が不可欠である。そのために、まずは、特別支援学校として助言や援助ができることを整理し、関連する実践を振り返ることから評価に取り入れてみる必要がある。センター的機能を充実させることを見据えた、小・中学校教職員の研修内容など、専門性向上に対する取組などを評価項目とすることも考えられる。その上で、地域のニーズを把握するために、地域の小・中学校等からの情報収集の方法なども評価することが重要である。

また、既に助言や援助を行っている近隣の小・中学校等があれば、当該校の求めるニーズや、助言や援助に対する満足度について情報収集し教職員全員で振り返ることで、近隣の小・中学校等とのより一層の信頼関係・協力関係の構築につながることを期待される。

上記の視点を踏まえつつ、センター的機能としての取組を「情報収集・分析」「具体的な小・中学校等への支援活動」「教育相談活動」に分けて、それぞれの評価を行うことも効果的と考えられる。

### <事例>

#### ○外部の学校等にアンケート調査を行っている

センター的機能については、それを活用した学校等に対してアンケートを行い、満足度の指標としている

#### ○特別支援教育コーディネーターに評価をもらった

地域からの評価は、支援の対象となる地域の学校の特別支援教育コーディネーターに評価をもらった。どのような評価の方法が効果的かについては試行錯誤の段階だが、相手の学校の校長に了解をとり、評価結果のフィードバックもした

#### ○教員の自己評価の項目に取り入れている

[具体的な設問]

- ・蓄積してきた専門性やノウハウを生かし、地域の学校の支援に努めている
- ・教育課題の解決や特別支援学校としての今後の方向性などの研修・研究が計画的に進められている
- ・幼児児童生徒に対する行動・学習支援等のための校内研修が行われ、地域支援にも生かせるよう専門性の向上に努めている

## 【課題】 達成度の数値化・定量化に対して試行錯誤している。

### <ポイント>

すべての目標に対する評価を数値化する必要はない。教育そのものの意義から考えても、数値化だけが最善であるとはいえない。

しかし、数値で評価することにより教職員や幼児児童生徒の達成感につながりやすかったり、保護者が理解しやすくなったりする場合もあると考えられる。まずは、数値によって評価することが妥当な指標について検討し、すべての教職員の共通理解の下で実施することが重要である。また、評価の内容によって、定量的に量れるもの、定性的に見るべきものを整理して組み合わせることが効果的である。

## <事例>

### ○目標の考え方

医療的ケアに関しては、数値化することが難しいものがある。保護者が重視する設備、衛生、環境については数値化が難しいと思っている。これらは、自己評価に加え、学校関係者評価委員会にはかることで、数値で表さなくても一定の理解を得られていると考えている。

## 【課題】 幼児児童生徒からの意見を聞く方法を思案している。

## <ポイント>

幼児児童生徒の意見を聞く方法の一つとしてアンケートがある。全ての幼児児童生徒から回答が得られないこともあると思われるが、得られた意見を学校評価に工夫して活用することが大切である。また、質問項目を定めておき、構造的な聞き取り調査をすることも考えられる。幼児児童生徒の実態に応じて実施していくべきである。

## <事例>

### ○児童生徒への聞き取り調査で新しい発見があった

障害のある子どもと日常にかかわり合っている評価委員の方に協力いただき、児童生徒に聞き取り調査を実施した。教員が聞き出すのとは異なり、また、教員が思っていた以上に、児童生徒が学校づくりに関して意見をもっていることが分かり、とても新鮮だった。

### ○高等部や専攻科では生徒の意見をきちんと聴くことができる

高等部や専攻科の生徒に対しては、保護者へのアンケートではなく、本人に対するアンケートを重視して行っている。

## 【課題】 保護者からの適切な評価を受けるにはどうしたらよいか。

## <ポイント>

保護者は、当然ながら自分の子どもの成長に大きな関心をもっており、特別支援学校の専門性の高い教育に対して大きな期待を抱いており、また、小・中学校等と比較して少人数の集団で教育活動を行うことから、教員との関係が密接となると考えられる。それ故に、保護者からの意見や評価の要求度が必要以上に高くなってしまったり、逆に遠慮が生じ、必要なことも言えなかったりする場合もあるようである。

時には、校長や教頭などが仲介し、教職員が言われのない非難を受けたりしないような対応も必要かもしれない。しかし、まずは、保護者には我が子の成長やそのための教育への大きな期待が根底にあることを認識し、保護者の意見や評価を学校として確実に受け止めることが重要である。その上で、学校の取組を保護者が信頼することができるよう、情報提供等に努めることが大切である。



**【課題】 特別支援教育の専門的な知識がない学校関係者評価委員からの意見はどのように受け止めるとよいか。**

**<ポイント>**

特別支援学校では、障害に応じた教育に関する専門性のほか、医療等の専門的な知識が必要になる場合があり、学校関係者評価委員会においても、これらの専門家を委員に含めることは非常に有効であると考えられる。しかし、それだけではなく、そのほかの方々の視点からの意見も学校評価には重要な要素となる。

学校関係者評価委員会には、普段から連携している保健センター、福祉施設、雇用・職業訓練の関係者に加え、地域住民、保護者、教育委員会の指導主事等にも参画してもらうと、障害や医療の専門家あるいは教職員には思いもよらない事柄に気付くことができることがある。また、学校関係者評価については、基本的に、様々な職種や業務をこなしている方や専門的な知識を有していないと思われる方に敢えて参画してもらうことは、学校評価に資するだけではなく、学校の取組や障害、障害のある人などへの理解のある方々を増やす機会ともなる。

**参考**

■評価委員の選出については、以下も参照できる。

【学校関係者評価参照書】P9 ⇒ どのような方に委員をお願いすればよいでしょうか  
[http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415\\_hlu01.pdf](http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415_hlu01.pdf)

**<事例>**

○保護者への説明の機会を複数設けている

保護者への学校関係者評価結果の報告は、PTA総会で行う。しかし、取りまとめた報告書だけでは理解が難しいので、校長との面談をはじめ、保護者が学校に来る機会をとらえて、できるだけ直接説明するように心がけている。

○保護者＝パートナーと考えられるようになった

学校と保護者は協力して教育及び学校運営を行っていく、いわばパートナーという関係であると考えている。県の示す学校評価の指針は、保護者からの意見も一方的な要望ではなく、共に学校を運営していくという姿勢で策定されており、特別支援学校に向いていると思っている。

○実際にこのような方々をお願いしている

大学教授（特別支援教育）、大学教授（発達心理学）、医師、障害者団体役員、福祉協議会役員、ハローワーク所長、小学校長、幼稚園長、PTA会長  
警察関係者、市民センター館長、町会長

○いろいろな視点で助言をもらっている

【企業に勤める評価委員の方より】

「評価としてビジネスマナーを入れてはどうか」という助言をもらった。社会に出て自立を目指す生徒にとって、重要な観点であると気付いた。

【保護者の評価委員の方より】

「教室や廊下に以前から使われてないような物品があるが、子どもが通りづらいのではないかと質問を受けた。教職員は見慣れてしまっていたが、整理・整頓するきっかけとなった。

○様々な交流や連携が広がっている

町会長とハローワーク所長に参加してもらっている。休耕田を紹介してもらい、生徒が作物を育てたり、障害者雇用への支援セミナーに携わっていただいたり、様々な交流や連携が広がっている。

○他校の状況を評価委員の方と見学に行きった

他県の学校を視察する機会があり、様々な角度から自校を評価してもらうことにつながった。学校同士での取組を共有する上でも有意義だったと思う。

## 【課題】 学校関係者評価委員と学校評議員等との関係はどう考えたらよいか。

### <ポイント>

学校評議員は、校長等の求めに応じ学校運営に対して意見を述べる役割等を担っており、自己評価を基本として評価を行う学校関係者評価委員とは、本来は目的や制度が違うが、『学校評価ガイドライン〔改訂〕』では、「学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。」としている。

地域で作成しているガイドラインがある場合は、そこで定めている考え方を参考にすることが勧められている。各地域や学校の実情に応じて取り組むことで構わないが、学校評議員や学校運営協議会等を活用して学校評価を行う場合は、混乱が生じないように、事前にそれぞれの機能や役割について詳細に説明することが重要である。

### <事例>

- 学校関係者評価委員と学校評議員は、全く別に定めている  
学校評議員は学校内部の立場という位置付けから、運営要綱において、学校関係者評価委員と学校評議員は別の方が務めることと定めている。（※中山間地などで実現が難しい場合は除く）
- 学校評議員等の組織を活用することも認めている  
学校評議員による学校関係者評価を実施している学校がほとんどだ。学校評議員には、医療関係者などの専門家もおり、また日ごろから学校のことを良く知っている方たちなので、実情を踏まえた評価になっていると感じている。

## 【課題】 学校関係者評価委員会の日程調整が悩みだ。

### <ポイント>

特別支援学校に限らず、学校関係者評価委員会の開催日時を調整・決定することは、当然、様々な立場の委員の都合を踏まえねばならない。

調整等のための万能なノウハウはなく、事前に各委員から通常の都合のよい曜日や時間帯を知らせてもらう、学校行事等の実施日と合わせる、前回欠席した委員の都合を優先するなどの細かい配慮が大切である。また、保護者にとっては、登校時間帯に学校関係者評価委員会を開催することで、学習の様子を見る機会にもつながり、参加を促しやすくなる場合がある。

### <事例>

- 学校行事に合わせて開催している  
評議会の1回を学校関係者評価に充てている。また、学校評議員の多くが多忙な方々なので、来校することが決まっている運動会や学習発表会等の行事日に、会議も開催するようにしている。
- 平日の午前中に少人数で開催している  
保護者の方2名を含んだ5名の少人数で学校関係者評価委員会を運営している。意見集約がしやすい人数だと感じている。保護者の評価委員の方に配慮し、お子さんが学校にいる平日の午前中に開催している。

## 【課題】 評価結果はどのように見て、どのように生かせばよいか。

### <ポイント>

評価結果に%（パーセント）やA、Bなど一定の評価段階等を定め、それに達したかどうかだけを判断するような安易な評価は避け、それだけではなく、特に重点としたもの、評価が低かったもの、過年度よりも大きく下がったものなどは、その要因を明らかにすることが重要である。評価が高かったもの、上がったものは、教職員のモチベーションにもつながると考えられるので、確実にフィードバックすることが大切である。

また、学校評価は、評価結果を見て終わりではない。評価結果から、どのような活動を重点化すればよいか、次に何に取り組めばよいかなどを見つけ、実施することが必要である。評価結果から、次に取り組むべきことが明らかにならない場合は、評価項目や評価そのものの方法を見直すことも必要かもしれない。

### <事例>

#### ○追加調査で評価が低い理由を明らかにした

自己評価及び学校関係者評価で、“関係機関との連携が課題”とされた。その理由を明らかにするために、教職員と保護者に対し、自由記述形式の追加アンケート調査を実施して、課題であると感じている理由や課題解決のためのアイデアを求めた。それにより、学校からの情報提供が十分ではなかったことが分かり、定期的に発行している保護者向け行事予定表のコラム欄を利用し、丁寧に情報提供を行うようにした。

#### ○実際に改善されると教職員のやる気につながる

以前は、学校評価に対して、やや後ろ向きな取組だった。しかし、教職員の意見を丁寧に集め、職員会議のやり方を効率的なものにするなどの小さな改善が実感できるようになってから、自分たちが動かなければ変わらない、動けば変わるという前向きな意識に変わっていった。

#### ○調査項目を重点化した

当初はアンケート項目が多く、負担が大きかったが、項目を重点化したことにより、年度末評価も丁寧に行うことができている。今度は、項目を絞りすぎてしまうことにより、評価が不十分になっていないかについても点検すべきだと思っている。

## 5.3.6 教育委員会による支援の方向性

学校評価を効果的に推進するためには、設置者・教育委員会による支援も必要である。とりわけ特別支援学校における学校評価の取組を支えるに当たっては、次のような点が重要であると考えられる。

### (1) 学校評価を担当する部署と特別支援教育を担当する部署との連携

特別支援学校の設置者の多くは、都道府県又は市の教育委員会である。それらの教育委員会では、学校評価そのものの取組を担当する部署と、特別支援教育を担当する部署は異なる場合が多いと考えられる。そのために、学校評価は、その担当部署のみが把握している場合があり、学校評価のサイクルがうまくまわらない原因とも考えられる。担当を横断する情報共有や連携の体制を確立し、効果的な学校評価を後押しが必要である。

## (2) 具体的な例示をともなったガイドラインの作成・見直し

特別支援学校における学校評価への取組を支援するために、

- ・評価項目の例
- ・学校関係者評価委員の在り方、評価委員会の開催状況

など、具体的な事例を紹介すると、参考になる。

場合によっては、他の都道府県等や特別支援学校の取組事例を紹介したり、学校同士の情報交換の橋渡しをしたりする支援を考えることも大切である。

## (3) 第三者評価に対する考え方の浸透

今後、第三者評価にどう取り組んでいくのかは、特別支援学校に限らず、全ての学校の関心事と思われる。特別支援学校や障害のある幼児児童生徒とまったく関わりのない第三者が評価を行えるのか、結果の公表について熟慮する必要があるのではないかなどの声が聞かれる一方で、特別支援教育や学校について十分な知見のある人材には、評価してもらいたいという期待もある。教育委員会として、学校の第三者評価の利点を的確に把握、第三者評価の実施に向けて、積極的に検討を進めることが期待されている。

### **参 考**

■教育委員会に期待される役割については、以下も参照できる。

★【学校関係者評価参照書】P4 ⇒ 教育委員会に期待される整備

[http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415\\_hlu01.pdf](http://www.mri.co.jp/NEWS/press/2009/pr090415/pr090415_hlu01.pdf)

○著作権者  
(問い合わせ先)

文部科学省 初等中等教育局 参事官付  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
TEL (03) 5253-4111 (代表)

○発行元

株式会社三菱総合研究所  
人間・生活研究本部 人材政策研究グループ  
〒100-8141 東京都千代田区大手町 2-3-6  
TEL (03) 3277-0711